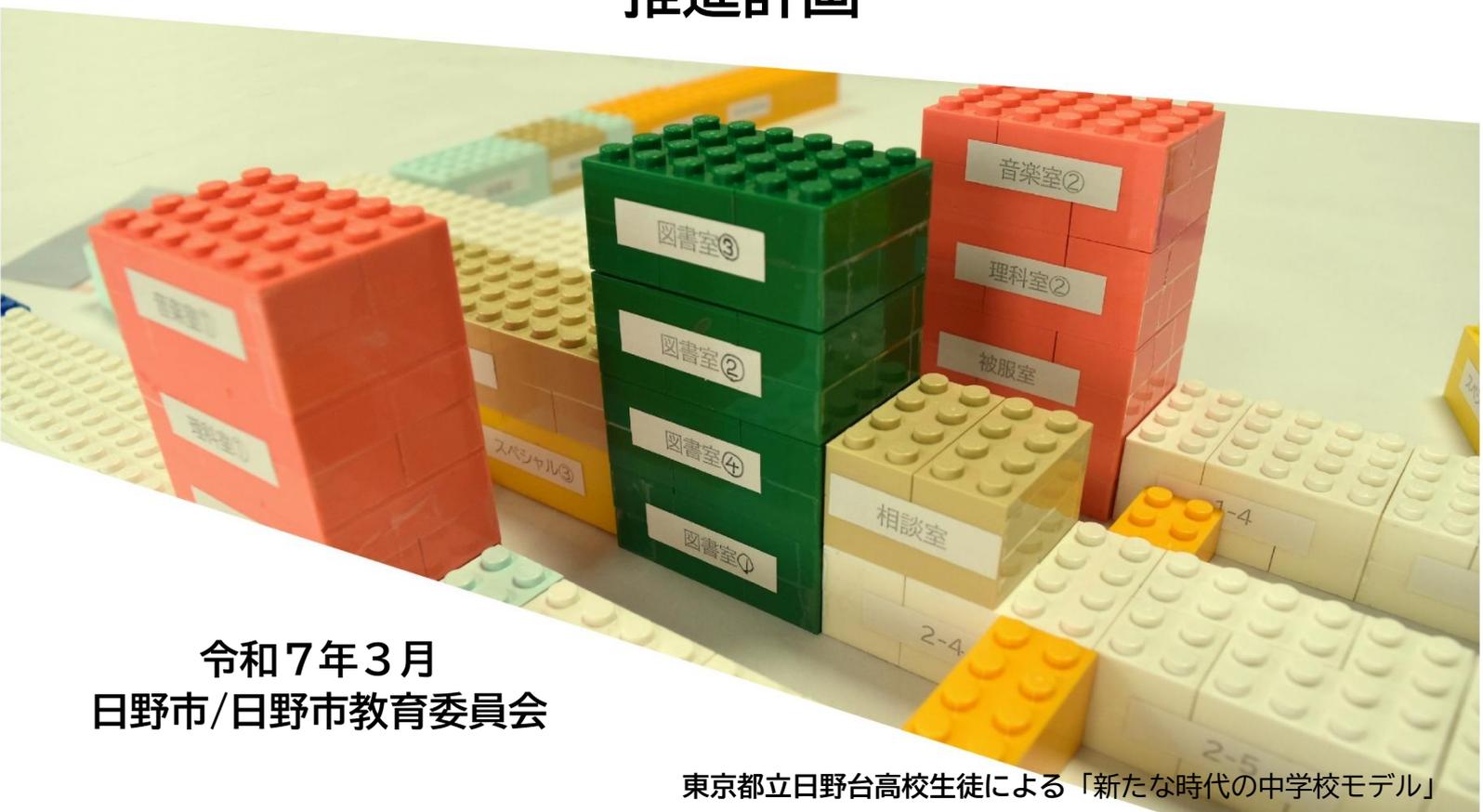


日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり 推進計画



令和7年3月
日野市/日野市教育委員会

東京都立日野台高校生徒による「新たな時代の中学校モデル」

※表紙及び裏表紙に表現している学校のイメージパースは、本推進計画の作成過程において、東京都立日野台高等学校の生徒とのワークショップを実施、生徒が考える新たな時代の中学校をブロックで作成いただいたものをイメージ化したものです。ワークショップの詳細については、本編P.52に掲載しています。

はじめに

現代の学校施設整備においては、老朽化した施設の更新はもとより、新しい時代の学びに適した学習空間の創出、災害対策として避難所機能の強化、建築物の脱炭素化など、多面的な重要課題に直面しています。これらを1つ1つ着実に解決し、学校施設の整備を推進させるためには、あらゆる学校関係者が、これまでの固定観念にとらわれず、柔軟な発想をもって、子どもたちの健やかな成長や輝かしい未来を見据えた学校施設のあり方を考えていかなければなりません。

令和4年3月、文部科学省は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を公表し、新しい時代の学校施設は単なる学びの場ではなく、子どもたちが協働し創造力を発揮できる環境であるべきで、『未来思考』で実空間の価値を捉え直し学校施設全体を学びの場として創造することを目指していくとして学校施設整備のビジョンを示しました。また同報告書に続き、令和6年9月には「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集」がまとめられ、学校教育活動以外の場面においても児童生徒が満ち足りた学校生活を送るためのコンセプトが示されています。

本市においては、令和6年3月、「第4次日野市学校教育基本構想」を策定しました。その教育理念となる「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を育む学習空間はどうあるべきか、学校関係者を中心とした「新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会（以下、「検討委員会）」で広く意見交換し、子どもたちが自らの可能性を最大限に引き出せる教育環境について議論を深めました。

また、上記の教育理念を実現するための基本方針として、「社会と未来に開き、みんなでつくる」と掲げていることを受け、学校施設と社会教育施設との接続を図ることで、地域の社会教育の場及び学校教育への参画の機会を充実させ、以て子どもたちに多様な学びの機会を提供していくという視点も盛り込み、ここに「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」を策定しました。

学校は子どもたちにとっては学びの場であるとともに、広く市民にとっては公共施設の1つでもあります。多様な学習形態に適した学びの場の検討と、公共施設における機能や役割の検討を2つの柱として、さらに整備のポイントを10の論点にまとめ、会議体やワークショップ、教員インタビューなど、様々な参画の手法を用いて対話を重ね、新たな学校づくりの視点を3つの計画で構成しました。

これからの小学校においては普通教室まわりにオープンスペースを、また中学校においては多機能な空間を新たに設置し、さらに学校図書館は情報・読書・学習センター機能を有するラーニングセンターとするなど、多様な学びに適した学習空間へと姿を変えていきます。児童生徒が普通教室内での学習活動に限らず、個別最適で深い学びを求め、学習者用端末を駆使して、アクティブかつクリエイティブな学習活動ができるよう、教員は一人ひとりの児童生徒の学びをきめ細やかにサポートしていきます。

～みんなが楽しく通いたくなる学校～ 先生、友達、教室など みんなの大好きがここにある

新しい時代の学びを実現する学校は、あらゆる方々にとって「ウェルビーイング」の向上が図れる学びの拠点として、日野市らしく整備を進めていきます。



目次

【I 学校整備基本構想】

第1章 背景と目的	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 近年の主な教育の動向について	2
(1) 学習指導要領の改訂	2
(2) 令和の日本型学校教育	2
(3) GIGAスクール構想	3
(4) 学級定数の少人数化（小学校35人学級）	3
(5) 学校における働き方改革の推進	3
(6) 社会に開かれた教育課程	4
3. 新たな時代の学びを実現する学校施設整備	5
(1) 新たな時代の学びを実現する学校施設整備	5
(2) これからの特別支援教育を支える学校施設のあり方について	7
(3) ウェルビーイング向上のための学校づくり	8
4. 2つの柱と10の論点 ～ウェルビーイングな学校を目指して～	9
第2章 推進計画の位置づけ	10
1. 推進計画の位置づけ	10
2. 計画の構成	11
3. 計画の期間	11
第3章 現状と課題	12
1. 日野市立学校を取り巻く環境変化について	12
(1) 児童生徒数の見通し	12
(2) 学級数の見通し	13
(3) 学習に支援が必要な児童生徒など多様な教育的ニーズへの対応	14
(4) 学校施設の老朽化の進展	14
(5) 公共施設マネジメントに関する取り組み	15
2. 日野市立学校の現状と課題について	16
(1) 新たな教育的ニーズへの対応	16
(2) 医療的ケア児への対応	17
(3) 快適な職場環境確保への対応	17
(4) 学校施設の適正規模・適正配置の検討	18
(5) 社会に開かれた教育課程と社会教育施設との接続	22
(6) 災害時の避難所機能の維持	24

第4章 第4次学校教育基本構想の実現に向けた取り組み	26
1. 第4次学校教育基本構想が求める学習空間	26
2. 多様な学びを支える学習空間の整備	27
第5章 学校施設の整備に向けたコンセプト	29
1. コンセプト ～みんなが楽しく通いたくなる学校～	29
第6章 今後の学校施設・社会教育施設の整備の方向性	31
1. 子どもたちの多様な学びを支え、一人ひとりがいきいきと活躍できる学校	31
(1) 新しい学習形態に対応した学習環境の実現	31
(2) 学校教育を深化・充実するための特別教室の整備	31
(3) 児童生徒の特性を踏まえた多様な環境	31
2. 時代や学びの変化、子どもたちのニーズにフレキシブルに対応できる学校	32
(1) これからの時代の学校に必要な機能・諸室の標準化	32
(2) 利用実態や将来人口を見据えた施設規模の設定や空間の共用化	32
(3) 大小様々な規模の「集い」に対応した環境の整備	32
(4) 複合化・共有化を見込んだバリアフリー化の対応	32
(5) 快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備の導入	33
3. 教職員と地域がともに手をとりあい、未来の担い手を育てる学校	33
(1) 教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能の整備	33
4. 子どもと大人が学び合い、地域における学びの拠点となる学校	33
(1) 学校と地域をつなぐ、学校施設の地域開放の推進	33
(2) 避難所としての学校施設の整備	34
(3) 社会教育施設との複合化や地域活動スペースの設置推進	34
第7章 推進計画の具体的な取り組み	35
1. 推進体制	35
(1) 検討体制の設置	35
(2) 庁内体制	35
(3) 検討内容	35
(4) 適正規模、適正配置	35
2. 整備の進め方	36

【Ⅱ 学校諸機能整備計画】

第1章 学校施設整備の基本的な考え方	37
1. 学校施設整備の基本的な考え方	37
(1) 学校諸機能整備計画	37
(2) 学校施設整備の基本的な考え方	37
(3) 新しい時代における学びの姿の実現	38
(4) 第4次日野市学校教育基本構想の実現	38

(5) 学校施設の長寿命化	39
2. 諸機能整備計画の前提条件	40
(1) 学級編制基準について	40
(2) 学級数及び児童生徒数について	40
3. 施設構成の基本的な考え方	41
(1) 小学校の施設構成の基本的な考え方	41
(2) 中学校の施設構成の基本的な考え方	42
(3) 新たな地域開放、社会教育を柱とする社会のつながり	43
第2章 学校施設の機能別整備方針.....	44
1. 小学校	44
(1) 普通教室等	44
(2) 多目的スペース	45
(3) 特別教室	46
2. 中学校	48
(1) 普通教室等	48
(2) 多目的スペース	49
(3) 特別教室	50
3. 小学校・中学校の共通事項	53
(1) ラーニングセンター	53
(2) 特別支援教育	55
(3) 管理諸室	56
(4) その他諸室	59
(5) 共有部分	59
(6) 体育施設	60
(7) 給食施設	61
(8) 駐車場・駐輪場	61
4. 学習・生活環境の向上	62
(1) 空調・換気設計	62
(2) 音響設計	62
(3) 多様なスペース	62
5. 防犯、防災・安全対策	63
(1) 防災拠点としての施設整備	63
(2) 防犯・安全対策	63
6. ユニバーサルな環境	64
(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー	64
(2) 医療的ケアへの対応	64
7. 学校施設利用の多様化	65
(1) 放課後活動（学童クラブ・放課後子ども教室「ひのっち」）	65
(2) 地域開放・複合化等への対応	65
(3) 社会教育施設との連携	66

8. 環境性能	67
(1) 環境対策	67
(2) 整備目標	67
(3) 木質化	67
9. 既存校舎の現代化	68
(1) 既存校舎の現代化	68
10. 敷地面積の制約や地域の実情に応じた学校施設整備の考え方	69
(1) 学校施設の整備における工夫	69
(2) 公共施設等総合管理計画の方向性	69
11. 諸室の基本的な構成及び規模	70
(1) 小学校	70
(2) 中学校	71

【Ⅲ 個別施設計画】

第1章 計画の背景・目的..... 73

1. 計画策定の背景と目的	73
2. 計画の位置づけ	74
3. 計画期間	74
4. 対象施設	75

第2章 上位・関連計画の動向..... 76

1. 学校施設長寿命化に関する国の動向	76
(1) 学校施設の長寿命化改修の手引きの発表	76
(2) 学校施設の長寿命化計画策定に関わる手引きの発表	76
(3) 学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書の発表	76
(4) 学校施設等の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書の発表.....	76
2. 学校施設長寿命化に係る東京都の動き	77
(1) 第三次主要施設10か年維持更新計画（令和4年3月）	77
3. 学校施設長寿命化に係る日野市の動き	78
(1) 日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）（令和5年3月改訂）	78

第3章 学校施設の現状..... 80

1. 小中学校施設の老朽化	80
2. 各学校の保有教室数と学級数	81
3. 学校施設の整備費	82

第4章 建物調査..... 84

1. 建物調査の概要	84
2. コンクリート強度及び中性化深さ調査	84
(1) 平成28年7月調査	85

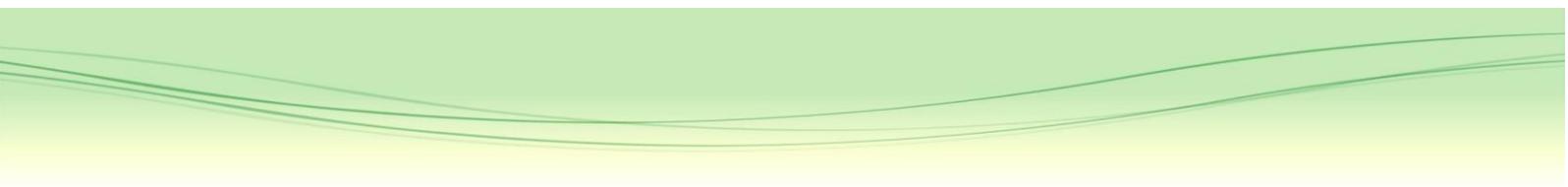
(2) 令和5年9月調査	91
3. 目視調査等による健全度の把握	92
(1) 目視調査（劣化状況調査）の考え方	92
(2) 目視調査（劣化状況調査）結果	95
4. バリアフリー化に関する実態調査	100
(1) バリアフリー調査の考え方	100
(2) 調査結果まとめ	100
第5章 学校施設の整備に関する基本方針	102
1. 学校施設整備の課題と対応方針	102
(1) 事後対応修繕から予防保全改修へのシフト	102
(2) 厳しい財政情勢下での整備費の確保	102
(3) 基本構想・諸機能整備計画の実現	102
(4) 個別改修の着実な進行	102
(5) 公共施設再編に向けた連携	103
2. 建物使用年数と改修周期の考え方	104
(1) 建物使用年数の設定	104
(2) 改修周期の設定	106
3. 整備内容の選定の考え方	107
第6章 各学校の整備方針	108
1. 各学校の整備方針の選定	108
(1) 各学校の整備方針の設定の考え方	108
(2) 整備方針の設定フロー	108
2. 各学校の整備方針	110
3. 個別改修による整備	111
第7章 概算事業費	112
1. 事業費算定の流れ、整備費単価の設定	112
(1) 事業費算定の流れ	112
(2) 整備費単価の設定	112
2. 事業費算定のプロセス	113
(1) 建物使用年数の一部を80年から100年に移行	113
(2) 「一部改築」の整備方針の導入	113
(3) 設計費の精査	113
(4) 仮設校舎を極力利用しない整備方針の導入	114
(5) 事業費の平準化	114
3. 国庫補助金の確保	115
4. 概算事業費	116
5. 整備スケジュール（短期）	117

第8章 今後の課題	118
(1) 各校整備の早期実現	118
(2) 計画（特に短期）の着実な実施	118
(3) P D C Aによる進行管理	118
(4) 建物躯体の詳細調査、耐力度調査の実施	118
(5) P F I、リース等の整備手法の検討	118



学校整備基本構想







第1章 背景と目的



1. 計画の背景と目的

「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（以下、推進計画）」は、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、未来を担う子どもたちに充実した教育環境を整えるため、本市における学校施設整備の基本的な考え方を示した計画として策定するものです。子どもたちが夢や希望をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる学校づくりを目指していきます。

また、推進計画の策定にあたっては、学習指導要領や令和の日本型学校教育、GIGAスクール構想など、新しい時代に求められる学習活動の実現を目指し、未来志向をもって学校施設のあり方を構想しました。1人1台の学習者用端末を活用した個別最適な学びや協働的な学びに対応した多様な教育環境ニーズの実現はもとより、学習にサポートが必要な児童生徒など多様な子どもの学習環境においても十分配慮していきます。

さらに、推進計画の構想を実行・具現化するためにも、これまで検討委員会で意見交換された理想とする学習空間のデザインイメージも一例として示し、今後同質の学校施設や学習空間が子どもたちの学びを下支えできるようその推進体制についても確立していきます。

推進計画では、学校教育のみならず、社会教育と学校教育の接続や相互の乗り入れ、地域コミュニティの形成、災害発生時の役割などの多面的な観点から、地域が求める公共施設としての機能や役割も付与した学校教育施設内における施設整備についても整理しています。



2. 近年の主な教育の動向について

(1) 学習指導要領の改訂

我が国では、令和2年度に改訂された新しい学習指導要領に基づき、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となることを重視し、さらに「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて、多様な地域資源や地域人材との接続や交流により、子どもと大人が学びあい・育ちあう環境が求められており、「主体的・対話的で深い学び」の観点から学習過程の改善が図られています。

「主体的・対話的で深い学び」とは、児童生徒が主体的に学び、対話を通じて深く理解することで、学びの質を高め、実社会において役立つ力を育成することが期待されています。それらの実現に向けては、学校図書館の役割への期待とともに、日常的にICTを活用できる環境の整備が示されています。

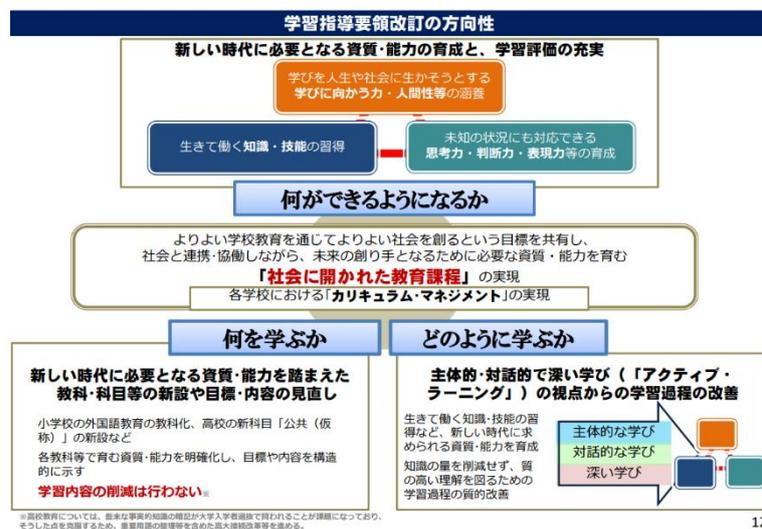


図 1 学習指導要領改訂の方向性

出典：文部科学省ホームページ／新しい学習指導要領の考え方

(2) 令和の日本型学校教育

令和3年1月には、文部科学省中央教育審議会より、「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び²と協働的な学び³の実現」が答申され、社会の急激な変化に対応した新しい時代の教育のあり方が求められようとしています。

この新たな学びのあり方は、新型コロナウイルス感染症蔓延による学校の臨時休業などの影響も多大に受け、「GIGAスクール構想」による1人1台学習者用端末の導入とともに一気に加速しました。このように、令和の日本型学校教育は、個別最適な学びと協働的な学びを両立させ、学習者用端末を駆使しながら未来社会で活躍できる人材を育成することを目指しています。

- 1 主体的・対話的で深い学び：学習者が自らの意思で積極的に学びに取り組み、他者との対話を通じて理解を深める学びのこと。
- 2 個別最適な学び：児童生徒一人ひとりの特性や学習進度に応じた学びで、学習の個性化、指導の個別化に特長がある。
- 3 協働的な学び：学生同士や教師と学生が協力し合い、共通の目標に向かって行う学びのこと。



(3) GIGAスクール構想

令和元年12月、国は児童生徒向けの1人1台学習者用端末と授業支援ツール組み合わせ、いつでもだれでもどの授業においても、多様な子どもたちの様々な学びを個別最適化された環境下で実現することを目指しGIGAスクール構想を公表しました。

従来の一斉の学びとは異なり、学習者用端末の利活用により一人ひとりの習熟度に適した授業の展開がより実現可能となり、他方、子どもたちは表現と思考のアウトプットが増え、試行錯誤を恐れることなく多彩な学びに取り組むことができるようになりました。



図 2 GIGA スクール構想とは 出典：文部科学省ホームページ/GIGA スクール構想の実現へ

(4) 学級定数の少人数化（小学校35人学級）

令和3年4月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」の一部を改正する法律が施行され、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全安心な教育環境を整備するため、小学校の学級編制の標準を40人から35人に段階的に引き下げることが定められました。

この改正の目的は、少人数学級とGIGAスクール構想が両輪となり、個別最適な学び、協働的な学びを進化させることとしています。

この法令の改正と併せて、8つの項目からなる付帯決議が採択されており、「少人数学級の効果検証等を踏まえ、中学校の35人学級の検討も含め、学校の望ましい指導体制の構築に努めること」とされていることから、推進計画では、中学校の1学級については35人で想定し計画しています。

(5) 学校における働き方改革の推進

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、教員が働く場となります。昨今の教育ニーズの多様化や常態化した長時間労働を踏まえ、働き方改革の観点から教員が心身ともに健康で、働きやすい生活環境づくりが不可欠です。

また、教育の場としても、学年や教科、支援を必要とする児童生徒への指導など、多様な人材と一体的かつ横断的な学校運営を行うことも求められています。

したがって、職員室については執務内容に応じたワークスペースなど、教員が最大限パフォーマンスを発揮できる環境や、休憩や他の教員とコミュニケーションが気軽にとれる個の空間を設置するなど機能的なレイアウトとし、リラックス・リフレッシュできる時間を確保することが必要とされています。

(6) 社会に開かれた教育課程

平成28年12月、文部科学省の中央教育審議会において、これからの教育課程は「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であると述べています。

これは、グローバル化の進展や技術革新の急速な進化など、将来予測が困難な現代社会の多様化・複雑化において、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく（学習指導要領より）」ことにあります。

「学校」と「社会」という観点においては、本市の社会教育分野においても、同様の時代背景をもとに、子どもも大人も、学校も家庭も地域も、それぞれの当事者が連携協力して課題解決を図らなければならない時代となっています。社会教育施設は、学校教育×家庭教育×社会教育が連携する学びのネットワークによる持続可能な社会づくりに寄与する場として、学校施設との一体的な整備により、人と人をつなぐ学びの場としての役割を強化していくことが必要です。

また、社会に開かれた教育課程の実現には、「コミュニティスクール（学校運営協議会）」や「地域学校協働活動」の一体的な推進がとて重要となります。本市においてもコミュニティスクールの全校実施を目指しており、これからの学校施設の整備においては、学校運営に関わる地域が活動するスペースの視点が必要であると考えています。



3. 新たな時代の学びを実現する学校施設整備

(1) 新たな時代の学びを実現する学校施設整備

令和4年3月に公表された「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について最終報告（以下、最終報告書）」において、令和の日本型学校教育の実現に向けて、未来思考の視点を持って新しい時代の学び舎を目指すことが目標として掲げられています。

この最終報告書では、目指すべき姿として、学びを幹として、生活・共創が枝として広がり、その土台となる根に安全と環境を据え、新しい時代の学び舎のイメージが示されています。

また、学び、生活、共創、安全、環境を柱として、教室やその周辺空間、創造的な活動のための空間のあり方、また防災拠点としての学校施設や環境性能の考え方などが多岐にわたって示されています。

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ**。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ**。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する**。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）



【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現**
- ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
 - ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
 - ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



生活

- 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現**
- ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
 - ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

- 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現**
- ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
 - ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共有化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

- 子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現**
- ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
 - ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

- 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現**
- ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
 - ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

図 3 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）と5つの姿の方向性

出典：文部科学省ホームページ／新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

本市においても、児童生徒1人1台学習者用端末の利活用と併行して、「学校施設全体を学びの場」として捉え、普通教室のみならず、学校図書館や職員室、地域との共用スペース等、学校施設の機能を向上させていきます。



どの教室からも利用しやすいよう学校の中心に図書館を計画し、調べ学習や自主的・自発的な学習が展開されていく姿



映像編集やオンライン会議のための「スタジオ」、情報交換や休息ができる「ラウンジ」など機能性の高い執務空間としていく姿



他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する協創空間としていく姿



学校と地域が支え合い協働していくための共創空間



省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿

図 4 最終報告書の主な諸室のイメージ

出典：文部科学省ホームページ／新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について最終報告



(2) これからの特別支援教育を支える学校施設のあり方について

近年、少子化により児童生徒数全体が減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒の割合が増えています。他方、関連制度の改正や学校の創意工夫により、特別な支援を必要とする児童生徒における学びの場が柔軟かつ連続性のある環境になりつつあります。

今後、特別支援教育の進展のためには、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のあるなしに関わらずすべての子どもが共に学べる場を整備することが重要です。また、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、個々の教育的ニーズに応える指導を提供するために、通常の学級や特別支援学級などにおいて多様な学びの場を充実させる必要があります。

さらに、教室不足の解消やICTの活用、バリアフリー化など、学校施設における個別の課題にも早急に対応することが求められます。

第2章 特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方	第3章 学校施設整備指針の改訂等
<p>◆特別支援教育を巡る状況等を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の施設整備で更に充実を図るべき視点を示すとともに、それを踏まえた各学校施設整備指針の改訂等について提言</p>	
<p>1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備 ▷特別支援学級、通級による指導への対応 ▷施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応 	<p>3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷災害時における福祉避難所等としての役割を踏まえた対応 ▷生涯学習、保護者・地域住民等との関わり
<p>2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷障害種別への対応 ▷特別支援教育におけるICTの活用と個別最適な学び・協働的な学びへの対応 ▷医療的ケアへの対応 ▷自立と社会参加への対応 ▷関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応 ▷特別支援教育を担う教職員のための施設面での対応 	<p>4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷バリアフリー・ユニバーサルデザイン ▷特別支援学校の教室不足への対応
	<p>5. その他、特別支援学校の施設について他の学校種と共通して充実を図るべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷新学習指導要領への対応 ▷ICT環境の充実 ▷学校施設の安全性や衛生環境等の確保、環境負荷低減、防災機能の向上 ▷長寿命化への対応 ▷幼児児童生徒の多様化への対応 ▷教職員の働く場としての機能向上 ▷地域との連携・協働の推進
<p>◆推進方策として、整備指針の改訂、具体的な事例の発信、財政支援の仕組みの周知等を提言</p>	

図5 これからの特別支援教育を支える学校施設のあり方

出典：文部科学省ホームページ／これからの特別支援教育を支える学校施設のあり方について

(3) ウェルビーイング⁴向上のための学校づくり

令和6年9月、文部科学省より「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりアイデア集」が公表されました。これは、平成22年1月の新たな学校施設づくりに続く学校施設整備のアイデア集で、「最終報告書」の内容を踏まえつつ、児童生徒や教職員一人ひとりの「ウェルビーイング」の向上に資する取り組みを具体的事例として提示したものとなっています。

これからの時代における学校はその全体が学びの場であると同時に、児童生徒にとって1日の多くの時間を過ごす生活空間でもあります。学校という環境全体が様々な活動に調和した空間となるよう、本市も同アイデア集(全72校、89の好事例)を参考としつつ、整備を進めていきます。

ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集について (令和6年9月公表)

- 「新たな学校施設づくりのアイデア集」(平成22年1月、文部科学省)の知見をアップデートするため、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」(令和4年3月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)や「教育振興基本計画」(令和5年6月閣議決定)において示された考え方を踏まえ、「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」(令和5年1月16日設置、座長：伊藤俊介東京電機大学教授)において新しい時代の学びを実現する学校施設のアイデアとその実現プロセスについて事例を収集。
- 「共創」「生活」「学び」「環境」「安全」の5つの観点から、31都道府県の72校の事例(既存施設約30校の改修・活用改善事例を含む)を基に、89のアイデア、5つのコラムを掲載。併せて、学校施設づくりの現状・課題の把握、及び効果の把握・検証に向けた取組事例についても掲載。

全ての平仮名は可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

新しい時代の学びとして目指していく姿(イメージ図)
(「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(令和4年3月)より)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

掲載アイデアの特徴

- 学校における学習環境づくりは、新校舎の整備に収まるものではなく、構想段階から始まり、施設完成後に校舎を使い続ける中でも、完成を迎えることなく取り組まれるもの。施設整備の各ステージに、多様な主体(設置者・設計者・教職員・児童生徒・保護者・地域関係者・研究者・専門家)が参画することで、施設整備の更なる展開が生まれる。
- ウェルビーイングの考え方を踏まえ、学校施設において児童生徒や教職員一人一人のウェルビーイングの向上を図る取組とともに、各要素のつながりや連続性を含め、学校という環境全体を、それぞれの生活や活動に調和した場となるように整備するためのアイデアを紹介。
- 学校施設の現状の課題を把握し、施設づくりの効果を客観的に把握する取組事例を紹介。

ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集 概要

生活

写真：(左から)福島県大槻町立学び舎ゆめのみ、千葉県柏市立田中北小学校、千葉県千葉市立美浜打瀬小学校、広島県府中市立府中第一中学校、京都府京都市立開建高等学校、東京都八王子市立いずみの森義務教育学校

01<心持ちにフィットする、学び心地・居心地の良い場所>03<普通教室+αのクラスの拠点>

過ごしたい場所を選べる
校舎の固定概念を問い直し、遊びながら学べる空間を構想。大きさも形もバラバラな教室がつながる校舎で、子どもたちが学習場所を見つけたい。(福島県大槻町立学び舎ゆめのみ)

- ・学びの多様な化学校で、校内に多様な居場所の選択肢を設け、生徒が自分で居場所を知らせる「イマココボード」を活用。(岐阜県岐阜市立草津中学校)
- ・廊下等にあるスペースが勉強できる場所に。(広島県福山市立常石とともに学園、富山県富山市立芝園小学校・芝園中学校)

一人にもなれる場所
一人一人が居心地の良い場所を選べる。(千葉県柏市立田中北小学校、広島県福山市立立花中学校、岐阜県岐阜市立草津中学校)

- ・児童が落ち着いて過ごせるスペースづくりを研究者に相談。オープンスペースに小空間を設置。(千葉県千葉市立美浜打瀬小学校)

クラスへ入りづらい子ども安心できる場
・学校らしく見えない教室を整備。(広島県府中市立府中第一中学校)
- ・教室以外に安心して過ごせる居場所。(東京都八王子市立高尾山学園)

02<ユニバーサルな環境整備>

誰もが利用しやすいトイレ
・性別を指定しないトイレや、様々なスタイルのトイレを配置。(奈良県香芝市立香芝東中学校、千葉県柏市立田中北小学校)

明快な動線計画
・見通しのよい位置に特別支援教室がある。(千葉県柏市立田中北小学校)

普通教室近くのクラスの拠点となる空間
・学習空間、教室とは別に、児童生徒のロッカー・休憩スペースを確保。(北海道安平町立早来学園、京都府京都市立開建高等学校、広島県福山市立立花中学校)

・普通教室とその隣接スペースの仕切りを工夫しフレキシブルな空間利用を可能に。(京都府京都市立府中第一中学校、千葉県柏市立田中北小学校)

04<過ごしやすい室内環境>

自然の方も取り入れた明るい空間
(広島県福山市立立花中学校、茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校、岐阜県瑞浪市立瑞浪北中学校)

05<教職員・多様な専門職が心地よく働ける環境>

目的に応じて場所を選べる職員室
(広島県福山市立立花中学校、京都府京都市立開建高等学校)

機能別の職員室
(茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校、ドロン東京学園中等部・高等部)

教職員のくつろぎ空間
・職員室の一角に打ち合わせや休憩のためのスペースを設置。(千葉県柏市立田中北小学校、広島県福山市立立花中学校)

- ・校内の一室を産休・育休明けの教職員が授乳等のために安心して利用できる部屋に改装。(東京都八王子市立いずみの森義務教育学校)

図 6 ウェルビーイング向上のための学校づくり

出典：文部科学省ホームページ/ウェルビーイング向上のための学校施設づくりアイデア集

⁴ ウェルビーイング：学校においては、OECDが児童生徒の幸福と充実を目指すための心理的、認知的、社会的、身体的な能力と定義しており、上記の文部科学省アイデア集では、「授業以外の場面も含めて児童生徒一人ひとりが満ち足りた学校生活をおくるための考え方」や「学習しやすい環境があり、友人・同級生を過ごせる場所やリフレッシュできる場所があり、配慮を要する身体的・心理的特性のある場合も阻害されずに生活できる空間」のこととされている。

8



4. 2つの柱と10の論点 ～ウェルビーイングな学校を目指して～

本市においては、前述の「最終報告書」のキーコンセプトである『未来思考』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」を学校施設整備の1つの方向性と考えます。

さらに、学校施設と公共施設という2つの役割を柱と位置づけ、「学び」「生活」「共創」「安全」「環境」という5つの視点をベースとして、本市における地域の実情と掛け合わせながら、学校施設が有する10の機能に論点を集約し、広く学校関係者の方々や市民の皆様と検討を進めました。

この「2つの柱と10の論点」をベースとして、未来思考の観点から「新たな学校づくり・社会教育施設づくり」の検討を進め、その経過と成果を推進計画としてまとめました。

これからの時代に求められる学校施設の計画を策定するにあたっては、学校を単に新しく整備するという観点だけではなく、学校施設を含む公共施設全体の老朽化に伴う施設の更新問題やその財政負担、人口減少による公共サービスの適正化と変容、また近年日本各地で発生している大規模災害への備えや地域コミュニティの活性化、脱炭素化など、時代や社会から求められる諸課題を一体的に解決していくことが不可欠です。

したがって、本市の推進計画は、新しい時代の学びに求められる学習空間を土台として、生活や環境も学校施設整備における重要分野と捉え、学校を利用するすべての方々にとっての「ウェルビーイング」を目指して、今後の学校施設のあり方をまとめた計画としています。

河川や丘陵地、歴史文化、駅前商業地。本市の学校は自然に恵まれた地形や多様な地域の特徴に溶け込みつつ、また湧水や雑木林、田畑など学校敷地内にもその特徴が表れています。新しい時代に求められる学校施設は現在の姿を活かしつつも、引き続き日野市らしくそして計画的に整備を進めていきます。

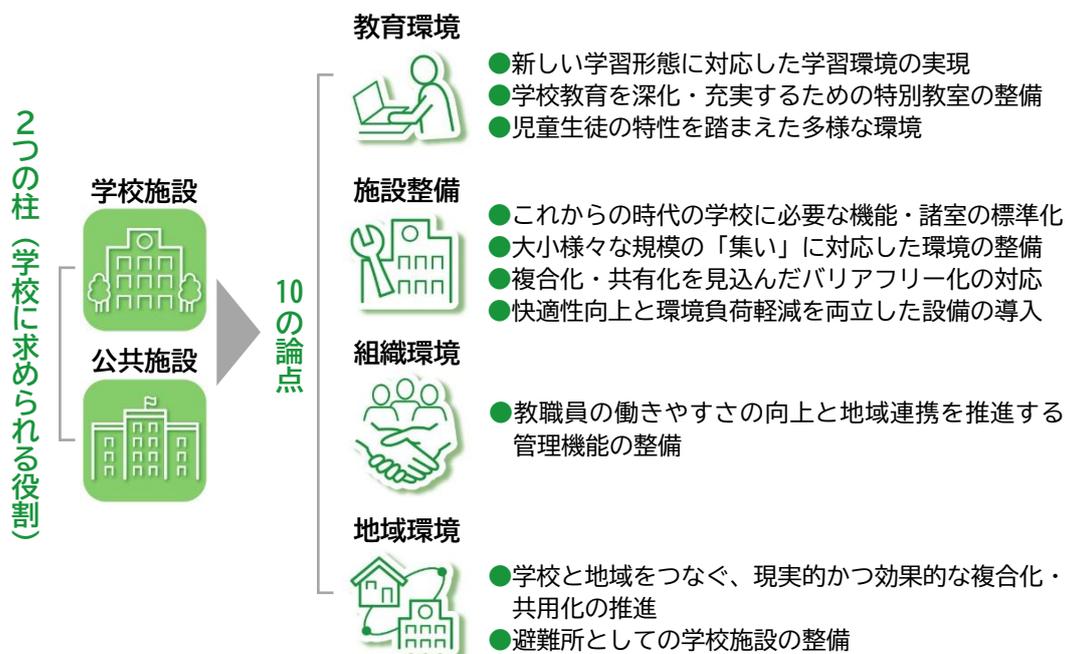


図7 2つの柱と10の論点

出典：日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会資料

第2章 推進計画の位置づけ



1. 推進計画の位置づけ

推進計画は、令和6年3月に策定された「第4次日野市学校教育基本構想」の教育理念である「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を育むために必要な学校施設の環境整備を深化させていきます。

同構想の教育理念の実現に向けては、みんなで共有したい具体的な姿である「子供と大人の10+の姿」や3つの基本方針、各関係者がチームで取り組む具体的な活動である「8+プロジェクト」について具現化するための学校施設の機能向上計画と位置づけます。

その他、社会教育と学校教育との接続や相互の乗り入れの観点から社会教育分野の関連計画との連携を図り、本市の学校教育、社会教育が両輪となって、生涯教育全体の学びを充足していきます。

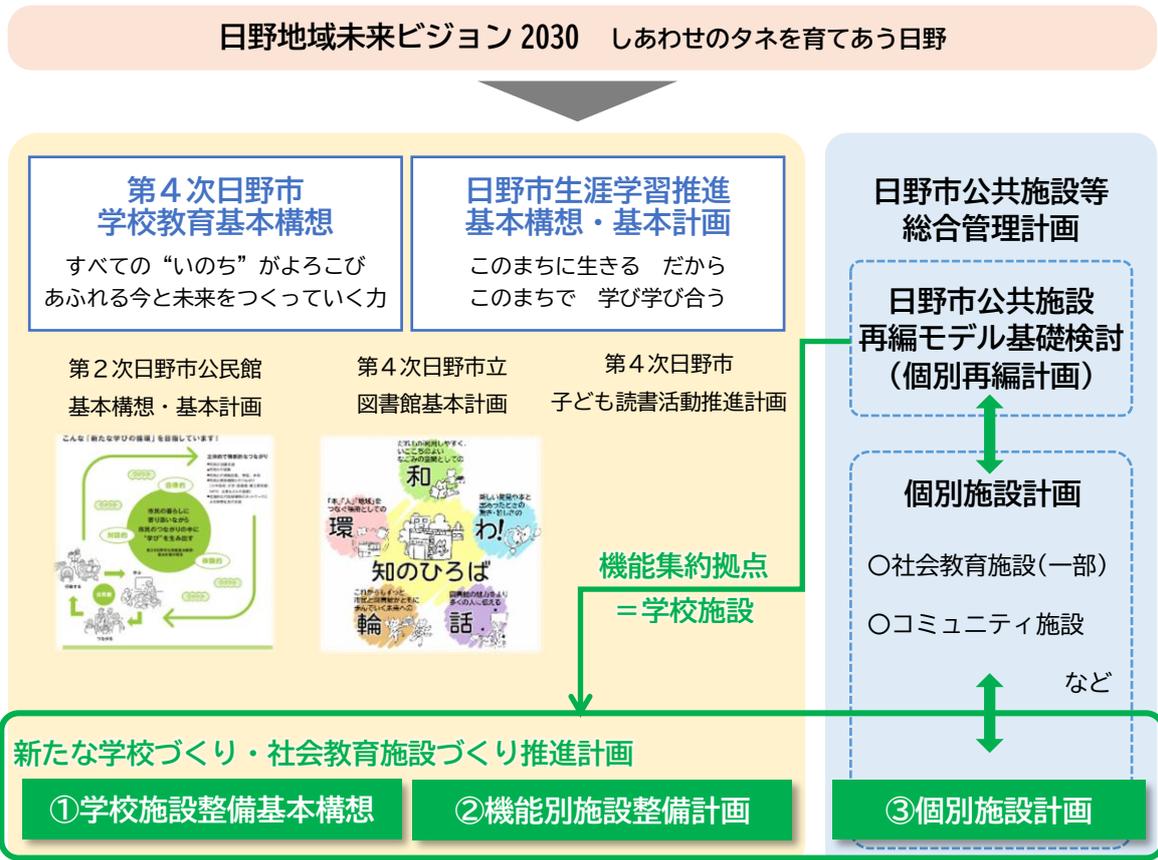


図 8 推進計画の位置づけ

出典：日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会資料

また、推進計画のうち個別施設計画は、「日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）」で示されている「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の学校教育施設に関する個別具体的な整備計画として策定します。



2. 計画の構成

推進計画は、主に以下の3つの計画で構成しています。

- ①本市のこれからの学校のあり方や整備の進め方を示す計画である「学校整備基本構想（以下、「基本構想」）」
- ②整備すべき学校施設の空間や設備を機能別に具体的に示す計画である「学校諸機能整備計画（以下、諸機能整備計画）」
- ③個々の学校の諸条件を類型化し、それを踏まえた具体的な整備計画を示すとともに、整備スケジュールを短・中・長期で示す計画である「個別施設計画（以下、同様）」

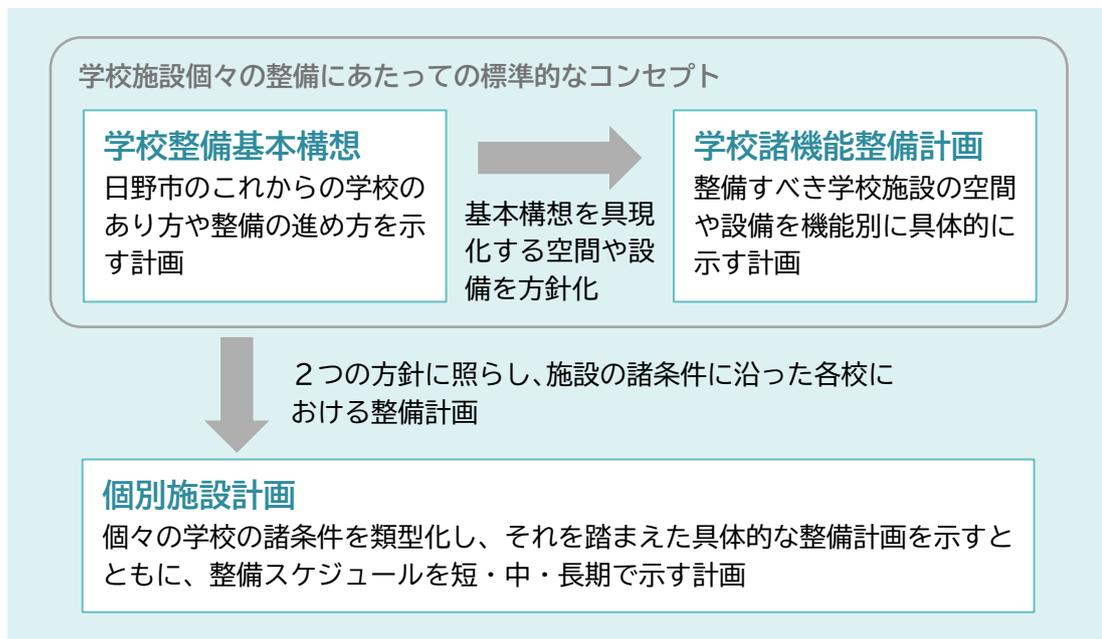


図 9 3つの計画の構成イメージ

出典：日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会資料

3. 計画の期間

令和7年度から令和46年度まで（40年間）

公共施設等総合管理計画などの関連計画の改訂や社会情勢の変化などにより、適切に内容を更新するものとします。

第3章 現状と課題



1. 日野市立学校を取り巻く環境変化について

(1) 児童生徒数の見通し

本市では、1960年代から児童生徒数が大幅に増加し、小学校の児童数は1980年に15,770人、中学校の生徒数は1986年に7,616人まで増加しました。

その後、児童生徒数は減少に転じたものの、児童数は2000年、生徒数は2003年を底にして、再び増加に転じています。

現在、本市の児童生徒数（令和6年5月1日現在）は、小学校の児童数が9,309人、中学校の生徒数が4,311人となっています。

今後の児童生徒数の推計⁵では、2050年には児童数が7,905人（2020年比：△15.1%）、生徒数が4,231人（2020年比：△1.9%）となることを見込まれていることから、児童生徒数の変動に柔軟に対応することができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

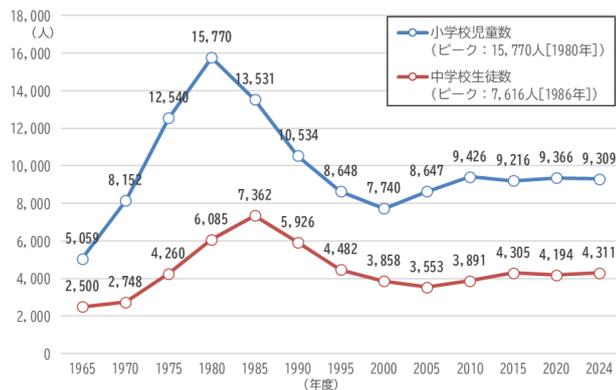


図 10 日野市の児童生徒数の推移

出典：日野市学務課データ



図 11 日野市の児童生徒数の将来推計

出典：日野市／新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画策定基礎調査業務報告書

⁵ 児童生徒数の推計方法：各学校の学区別人口を令和2年1月1日の住民基本台帳の人口を起点として5年間隔のコーホート要因法により推計した上で、令和32年までの児童生徒相当数（6～14歳人口）を足し合わせて算出。



(2) 学級数の見通し

本市では、将来に必要なとされる学校規模を把握するために、本市の児童生徒数の見通しをもとに、2050年度までの各学校の通常学級数の推計⁶を行いました。その結果、多くの小・中学校で、2050年度までに、現状よりも学級数が減少する見通しとなっています。

小学校では、2050年度時点で大規模校（25学級以上）に該当する学校は豊田小学校のみとなる見通しです。また、日野第三小学校、旭が丘小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校は小規模校（11学級以下）に該当する見通しです。

中学校では、大規模校に該当する学校は存在せず、小規模校に該当する学校は日野第三中学校、平山中学校となる見通しです。

これら大規模校や小規模校においては、学校の立地場所や校区内の将来動向などを踏まえながら、施設の適正配置等について検討することが求められています。

表 1 各学校の通常学級数の将来推計

学校名	通常学級数 (2050年度)	学級数増減 (対2022年度)	2050年度 平均児童数(人)
日野第一小学校	12	-2	34.0
豊田小学校	32	+8	32.7
日野第三小学校	9	-3	23.3
日野第四小学校	18	-2	27.4
日野第五小学校	18	-7	33.8
日野第六小学校	12	-12	31.3
潤徳小学校	24	+2	27.6
平山小学校	18	-2	26.6
日野第八小学校	12	-7	29.7
滝合小学校	12	-2	22.1
日野第七小学校	18	-1	24.0
南平小学校	17	-1	25.4
旭が丘小学校	8	-9	25.4
東光寺小学校	12	0	24.8
仲田小学校	18	+3	26.0
夢が丘小学校	6	-6	30.6
七生緑小学校	8	-4	26.0
日野第一中学校	18	0	33.9
日野第二中学校	18	+3	36.9
七生中学校	12	0	38.8
日野第三中学校	6	-3	30.2
日野第四中学校	12	-6	35.7
三沢中学校	12	-7	34.4
大坂上中学校	15	-1	32.3
平山中学校	9	-1	28.1

出典：日野市／新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画策定基礎調査業務報告書

⁶ 通常学級数の推計方法：将来に必要なとされる学校規模を把握することを目的としているため、学級数の多い通常学級のみを推計対象としている。令和3年度の0～6歳の各年齢の人口を起点とし、進級時に転校などによる人口増減が生じないものと仮定して、各年度の児童生徒数を学年ごとに算出した上で、小学校は1学級35人、中学校は1学級40人という基準に基づき学級数を算出。

(3) 学習に支援が必要な児童生徒など多様な教育的ニーズへの対応

学校には知的や発達に障害のある児童生徒や医療的ケア児、帰国・外国人児童生徒、様々な理由で自らの教室で学習ができない不登校児など、多様な教育的ニーズを必要とする子どもたちがいます。そのため学校施設整備においては、インクルーシブ教育の推進やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、養護教諭、学習支援員などを中心とした多職種との連携や学校の校内支援体制の確立がより一層求められます。

そのため、エール（日野市発達教育支援センター）など関係機関との連携を深め、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育環境を提供・支援し、子どもたちが安心して学べる環境の整備が期待されています。

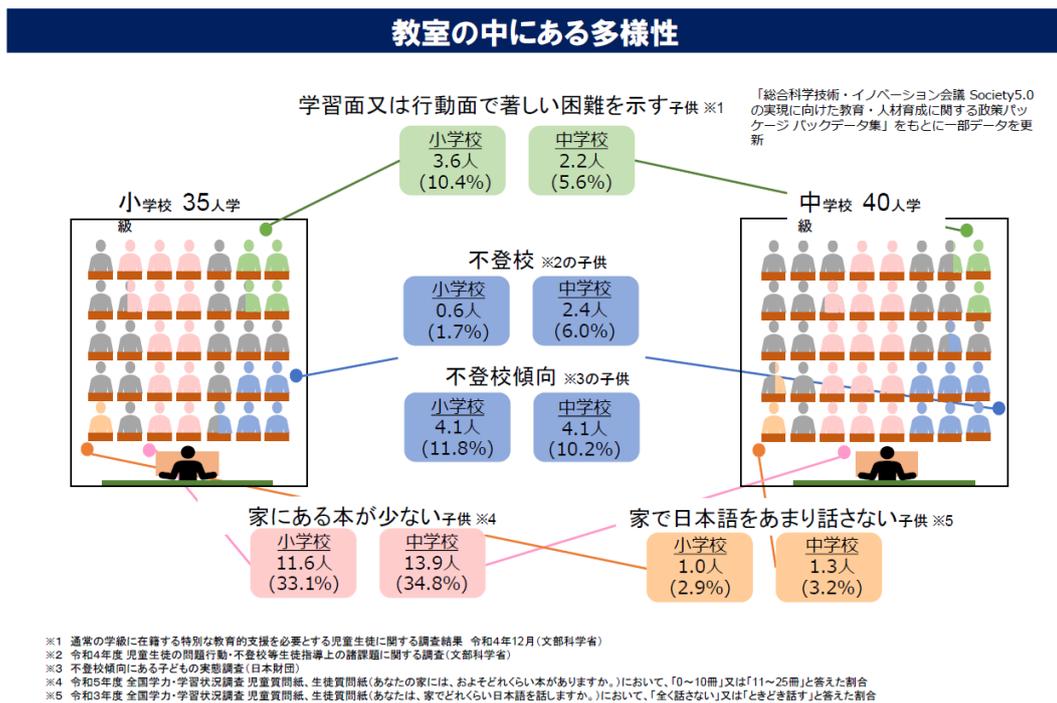


図 12 教室の中にある多様性

出典：内閣府ホームページ/Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージをもとに作成



～教員アンケート、検討委員会からの主な意見～

- ・発達障害の児童生徒には今の教室では居ることがつらいということがある。傍に小さな空間があればともに学べる可能性があると思う。
- ・将来的には支援が必要な子どもが、本人の希望に応じた学級で学びが実現できるようになるべきである。
- ・学校での医療的ケア児の受け入れについても議論すべきである。

(4) 学校施設の老朽化の進展

本市では、高度経済成長期における児童生徒数の大幅な増加に対応するために、1960年から1970年代に建築した小・中学校の老朽化が課題となっています。学校校舎の築年数の平均は43.3年（2024年時点）であり、旧耐震基準（1981年以前）で建築された校舎が61棟（69%）<※すでに耐震化済>となっています。同様に、築年数が古い校舎では劣化状況も進行しています。



そのため、本市では平成28年度に「学校施設の長寿命化及び改築等の整備に係る中長期整備計画（個別施設計画）」を策定し、学校施設の状態に依拠して各学校の整備方針や整備スケジュールを示し、学校施設の長寿命化に取り組んでいます。

一方で、近年は、新しい時代の教育内容の変化に対応した多様な学習形態に適した空間デザインの導入、また同時に、地域から期待される公共施設としての機能や役割など、時代に求められる環境整備が、強く求められています。児童生徒により良い教育環境を整備するためには、長期的な視点から建て替えや改修すべき学校施設の優先順位を検討し、計画的に更新していく必要があります。

なお、各学校施設の老朽化及び劣化状況の詳細については、後段の個別施設計画で詳述します。



図 13 各学校校舎の築年数（2024年時点）

出典：日野市／新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画策定基礎調査業務報告書

(5) 公共施設マネジメントに関する取り組み

本市では、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画である「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的なマネジメントに取り組んでいます。

本市が所有する公共施設面積総量を現在の財政状況などを勘案しつつ、適切な更新等により健全に維持していくと仮定すると、公共施設の延床面積を16%縮減することが適性との推計もでています。また、学校教育施設（小学校・中学校・幼稚園・教育センター）の管理に関しては、児童生徒の増減や地域ごとの特性・ニーズなどに対応するため、公立幼稚園の適正配置、学校施設の他の公共施設との複合化や適正規模、適正配置等、適宜（一定期間ごと）計画の見直し検証を行うことが示されています。

上記の通り、学校施設においても、将来の財政状況を踏まえた施設の縮減などの促進が求められています。

■公共施設の総量縮減の推計値

縮減率：約16%、縮減面積：約5.6万㎡、縮減コスト：約8.7億円/年



2. 日野市立学校の現状と課題について

(1) 新たな教育的ニーズへの対応

●現状と課題

- ・本市の学校の多くが1960年から1970年代に建築されたものであるため、普通教室の大きさや多目的スペースの不足、余裕教室の転用による教室整備が多く、学校ごとに諸室の種類や規模に差異が生じており、新しい時代の教育内容の変化に対応できる多様な学習形態に適した空間デザインとして必ずしも適していない状況です。
- ・学校施設の老朽化とあわせ、バリアフリー対応や学校規模の適正化など懸案事項のさらなる検討や、GIGAスクールや個別最適な学び・協働的な学びの場として適したこれからの時代の学校施設を整備していくことが求められています。



●今後の方向性

- ・新たな学校教育を実現するためには、学校教育に関する社会潮流や本市の児童生徒や関係者の意見や感想を聞きながら、児童生徒の学びや育ちにとって適した学校施設の整備を進める必要があります。
- ・特別支援教室（ステップ教室）や特別支援学級の空間については、既存教室からの転用とは異なる学習空間のあり方も、通常学級とあわせて検討する必要があります。
- ・読書センターにとどまらない学校図書館や子どものニーズに対応した保健室、特別教室のあり方など、多様な子どもの居場所や快適性を確保するための検討を進める必要があります。



～教員アンケート、検討委員会からの主な意見～

- ・多様な学びを実現する上では、現状の教室スペースでは狭い。よりスマートな収納が確保されており、自由自在に使える空間が少しでも広いことが大切。
- ・現状では、ステップ教室の児童数の増加に伴い、ステップ教室の指導場所の確保が難しい状態であるため、整備が必要。
- ・ステップ教室では、小集団指導と個別指導が充実してできるように面積を広げる、個別ブースを効果的に設置するなどの見直しが必要。
- ・フレキシブルな教室（フリースペース等）の設置により、作業学習が可能となれば、弾力的に多様な学習活動に対応できる。
- ・オープンスタイルの学校や教室と連動したスペースの設置は、多様なグループ活動の実現につながる。特別教室においてもフレキシブルな考え方が必要。
- ・図書室を広くし、併せて多目的スペース並みのフリースペースがあれば、自主学習スペースとして放課後の学習室等に利用できる。
- ・新たな学びには学校図書館が不可欠であり、使いやすいレイアウトや配置場所の工夫が必要である。学校図書館の中に学習者用端末と図書資料を併用して調べたり、プレゼンテーションができるスペースを整備する
- ・ラーニングセンター（図書室）は、中学生の居場所になる。一人でも、グループでも勉強ができる。ただ居ることもできる。放課後や土日、長期休暇も子どもたちが利用でき、居場所として保証されていると尚よいと思う。
- ・児童生徒の居場所は大事だと思う。落ち着きを取り戻すときに書架の間でやり過ごすこともあると思う。



(2) 医療的ケア児への対応

●現状と課題

- ・平成31年に、文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」が公表され、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す取り組みが進んでいます。
- ・令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、文部科学省から「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」が公表されるなど、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。

●今後の方向性

- ・本市においては、医療的ケアを安心安全に行うことができるよう、学校施設全体の配置や動線に配慮する必要があります。特に医療的ケアを行う空間は、安全面や衛生面、設備面に十分留意する必要があります。
- ・本市においても、令和6年3月に「日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」を策定、日常的に医療的なケアが必要な児童生徒の校内支援体制についてまとめました。今後、医療的ケアの実施にあたっての役割分担などを踏まえ、学校施設に求められる機能や設備について検討していきます。

(3) 快適な職場環境確保への対応

●現状と課題

- ・本市においては、多職種の教職員が配置されている状況の中、職員室の広さや設備、教職員同士のコミュニケーションの場、労務環境の向上のためのリフレッシュスペースが十分に確保されていない状況です。
- ・職員室の配置による防犯性の確保や児童生徒との動線なども十分に配慮できていない状況です。

●今後の方向性

- ・教職員の働く場としての学校施設という観点での検討についても、児童生徒の学びや育ちを支える活動の向上に資すると考えられます。
- ・教職員のワークスペースとなる職員室については、教職員や様々な専門職、サポートスタッフがチームとして協働しやすいような空間を確保する必要があります。
- ・教職員のワークライフバランスの確保の支援や教職員同士のコミュニケーションの醸成など、教職員の働きやすさの向上に関する空間づくりの検討が必要となります。



～教員アンケート、検討委員会からの主な意見～

- ❑ 職員室は広くしてほしい。通級学級等の教員配置が増え、教職員の人数が増えて座る場所がない学校もある。
- ❑ 職員室をもっと広くし、教員が教材研究など交流する場があるとよい。
- ❑ チームとしての学校を実現するための職員室の空間を考えて欲しい。職員室は先生や学校事務職員の方や様々な専門職の方が協働しやすいような空間である必要がある。風通しの良い教職員の関係を作ること子どもたちを守ることにつながる。日野の学校では、先生たちが少し気を休めながら、学年を越えてコミュニケーションできる空間づくりを考えていく必要がある。
- ❑ 教師と教師、または教師と子ども、あるいは教師と保護者が、くつろぎ落ち着いた環境でミーティングや会話ができるスペースも将来的には大事である。

(4) 学校施設の適正規模・適正配置の検討

●現状と課題

- ・本市では、校区内の人口動静やまちづくりの進展などの地域特性により、各学校間で将来における児童生徒数、学級数の見通しに差異があります。
- ・また、日野第一小学校、日野第八小学校、夢が丘小学校では通学時間が30分以上かかる通学路が存在し、また、日野第五小学校、平山小学校、南平小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校などは延べ高低差が大きい学校となっており、各学校で通学時の利便性に差異があります⁷。

●今後の方向性

- ・小学校においては、通学路の高低差が大きな丘陵地において課題があると言えます。また、夢が丘小学校、七生緑小学校は高低差とともに通学時間の長さも顕著となっています。多様な児童生徒の受け入れにあたっては、これら通学の利便性にも十分留意しながら配置を検討する必要があります。
- ・将来の通常学級数をみると、多くの学校において将来的に学級数が減少することが予想されます。特に、学区人口の減少することが想定される丘陵地の学区においては小規模校が生じる見通しとなっています。
- ・小規模校になりうる学校については地域固有の課題の解消にも取り組むほか、引き続き人口推計手法の精緻化を図りながら学区の人口推計を定期的に行い、適正規模、適正配置の基準を設定した上で進めることにより、子どもの学びと育ちに適した環境整備を検討する必要があります。

⁷ 各通学時間については、大人の歩く速さに対する子どもの歩く速さの比率を、Googleマップから算定された所要時間に乗じて算定。なお、大人の歩く速さを80m/分、子どもの歩く速さを60m/分と想定した。標高は国土地理院の標高データから算出。

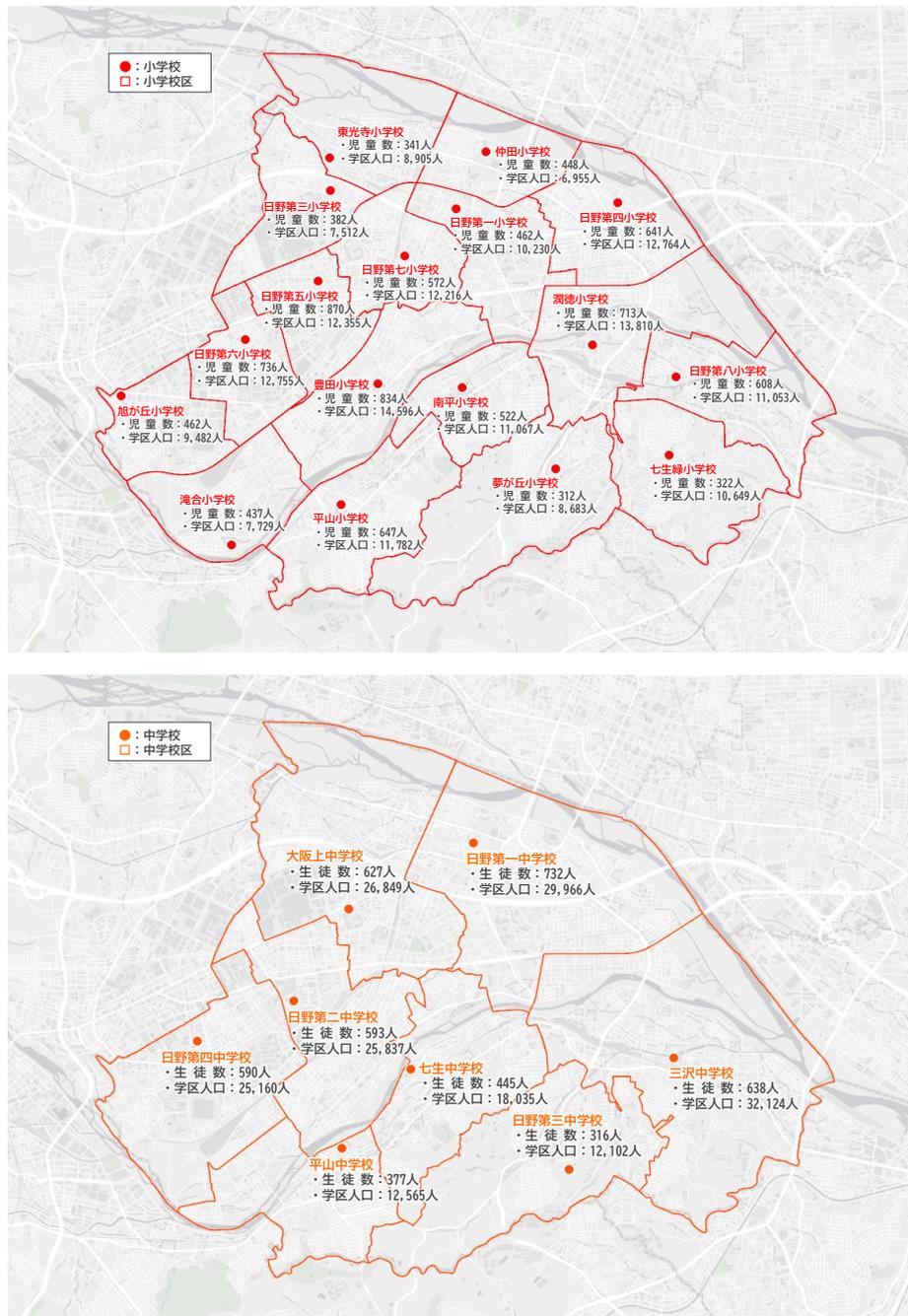


図 14 小中学校の配置状況と校区

出典：日野市学務課データ・国土数値情報ホームページ

表 2 各小学校の最大通学時間及び最大延べ高低差

学校名	最大 通学時間 (分)	最大 延べ高低差 (m)	学校名	最大 通学時間 (分)	最大 延べ高低差 (m)
日野第一小学校	31	7	滝合小学校	27	18
豊田小学校	21	15	日野第七小学校	21	12
日野第三小学校	27	27	南平小学校	24	63
日野第四小学校	20	5	旭が丘小学校	23	15
日野第五小学校	28	28	東光寺小学校	19	6
日野第六小学校	21	18	仲田小学校	15	6
潤徳小学校	23	27	夢が丘小学校	35	78
平山小学校	19	56	七生緑小学校	29	61
日野第八小学校	32	9			

出典：日野市／新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画策定基礎調査業務報告書



「本市における都市基盤整備の進展」

本市は東京都のほぼ中央部に位置し、市域は27.55km²、都内26市中6番目の広さで多摩川や浅川といった清流や湧水に恵まれた台地、そして緑豊かな丘陵に囲まれた人口18万人超のまちです。

都内の自治体の中で、年間製造品出荷額が第2位に位置するなど、従来から工業が盛んな都市です。また古くから甲州街道に宿場町を構え交通の要所として栄えた歴史的背景もあって、市内を縦横に走るJR中央線、京王線、多摩都市モノレールは計12駅。通勤・通学といった市内外へのアクセスが大変便利な交通環境となっています。

このうち日野駅、豊田駅、高幡不動駅は市内三大商業圏で、新選組、土方歳三のふるさと、大型商業店舗、関東三大不動の一つである高幡不動尊や多摩動物公園などがあり、歴史から商業そして観光までそれぞれの地域で個性あふれる豊かな街並みとなっています。

本市における都市基盤整備は、まちづくりマスタープランを基本としつつ、土地区画整理事業による面的整備により宅地化を進め、その面積は市街化区域面積のおおむね50%を占めています。

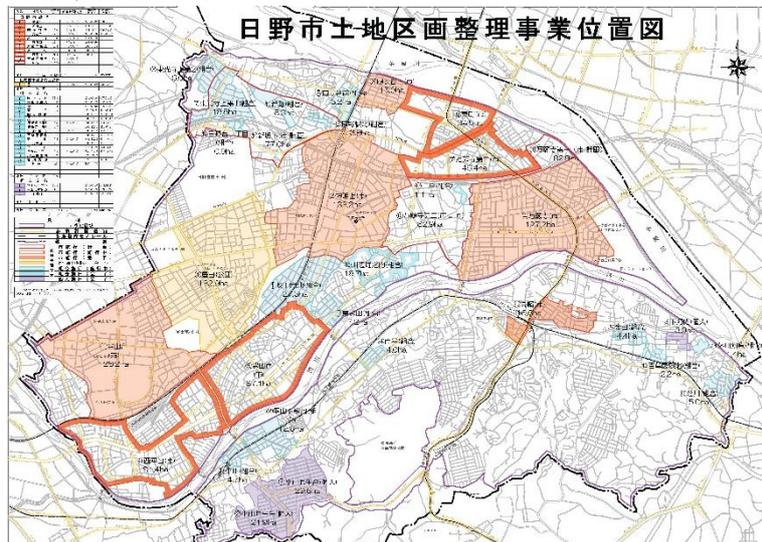


図 15 日野市土地区画整理事業位置図

出典：日野市ホームページ/土地区画整理事業位置図

その他、本市を縦断する多摩都市モノレールの開通や都市計画道路3・3・2号線（日野バイパス及びその延伸）や同3・4・8号線（市内環状道路）の整備、豊田駅北口においては、UR都市機構による多摩平団地建替事業や跡地の高度利用、駅前商業施設の出店など、平成に入りその街並みや人口は大きく変容を遂げました。

児童生徒の将来人口においては、全体的には減少傾向になると推計されるものの、丘陵地や市中心部など、地域によって大きく差が出ているのが実情です。

各学校の開校当時においては、児童生徒数や通学路の安全性などを考慮して通学区域が指定されましたが、これまで少子化を要因とする学校統廃合や学校選択制度の運用、そして都市基盤整備の進展により、一部の通学区域や通学路は決して好ましい環境を維持しているとは限りません。

今後は市内各地域各学校の人口動静を踏まえ、市域全体における日野市立学校の適正規模、適正配置や通学路の是正も行っていく必要があります。

(5) 社会に開かれた教育課程と社会教育との接続

●現状と課題

- ・社会に開かれた教育課程⁸と社会教育の接続は、子どもたちに、多様な地域資源や地域人材との接続や交流により、子どもと大人が学びあい・育ちあう環境を提供し、地域社会との結びつきを強化するものです。具体的には、図書館、公民館活動を活用した授業や課外活動、地域の専門家や企業との協力による実践的な学び、地域課題解決型プロジェクトへの参加などが挙げられます。このことにより、子どもたちは学校の内外で地域社会とつながりを意識しながら「個別最適な学び・協働的な学び」など多様な学びを実践することができ、社会の構成員として成長していくことが期待されています。
- ・本市の社会教育施設は、1960年代より、地域住民の教育文化を振興し、福祉を向上するための活動の場を提供するため、各地域に市民が集まりやすいように地域施設を数多く設置して、それらの機能的センターとして中央施設を作ることを基本としてきました。中央公民館、社会教育センター等の施設を整備し、各地域に地区センターを設置し、市民の自主的な学習活動に役割を果たし、図書館は、移動図書館から始まり地域図書館を整備した後、中央図書館を建築することにより、市内全域サービスとしての図書館システムを構築し、市民の課題解決に寄与してきたことがその表れとなっています（図16）。
- ・同時期には、市内は開発事業により急激な都市化が進み、古くから受け継がれてきた生活、文化、習慣、自然などが次第に消滅し、郷土資料の収蔵や展示を行う施設整備が急がれ、博物館の設置も進めてきました。
- ・これらの整備してきた社会教育施設は、複合施設である2施設（多摩平図書館、平山図書館）を除き、多くが建築後30年以上を経過しており、いずれの建物も老朽化が進んでおり、また各施設のサービス提供に必要な不可欠な設備機器も老朽化しています。さらに一部施設においては、エレベーターの未設置などバリアフリー化にも不十分な状況にあります。
- ・本市全体での公共施設管理の観点では、市内の公共施設保有量を将来的には約16%縮減することが適正との推計もできています。

●今後の方向性

- ・今後、地域における少子高齢化が進行する中、学校施設のマネジメントの観点からも、地域の公共施設として、多世代が地域で共存することを前提とした学校づくりが必要であると考えられます。
- ・地域の子どもの放課後の居場所や休日の地域住民の活動の場など、より多くの人に学校が使われるような取り組みを検討する必要があります。
- ・学校施設の更新の際には、社会に開かれた教育課程との相乗効果や地域人材活性化の観点も踏まえて、複合化、共用化、多機能化などあらゆる整備手法を検討し地域社会

⁸ 社会に開かれた教育課程：学校教育が社会と連携し、子どもたちに必要な資質や能力を育成することを目指す新しい学習指導要領の基本的な理念のこと。



で活躍する場の提供を検討する必要があります。

- ・地域に配置されている公共施設の様々な機能を、地域全体の中でコミュニティ施設と社会教育施設あるいは、社会教育施設同士の機能面での複合化・共用化など、効率的な再配置を検討しながら、将来的には、学校施設の適正規模、適正配置に伴う学区再編や公共施設の複合化等を検討しつつ、一定の床面積の減少の実現と、これからの学び・育ちにえられる学校施設の整備を検討する必要があります。



図 16 社会教育施設の位置及び一覧

出典：日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会資料



～教員アンケート、検討委員会からの主な意見～

- これからの時代は、学校を単体で建て替えるのではなく、地域に配置されている公共施設の様々な機能を、地域全体の中でどのように再配置すると効率的な組み合わせとなるか検討が必要。
- なるべく地域社会の人たちが学校に親しみを感じて、気軽に学校の中へ入っていただけような環境が必要。学校は街であり、街は学校である。
- 学校が地域社会に親しまれ馴染むこと、街の中心に学校をつくることは、街の魅力づくりの観点からも重要なこと。
- 地域の方々や子どもたち、教職員が自然と交流できるとよい。交流できる時間、子どもだけが使う時間、地域の方々だけが使う時間など、区分を明確にできるとよい。
- 臨時講師や地域の方が行事の手伝いや話にきた際に、待機や資料の準備、終わった後に一息ついていただく場所が、これからの学校には必要ではないかと思う。

(6) 災害時の避難所機能の維持

●現状と課題

- ・近年、全国各地で大規模な震災が発生し、当該地域に大きな被害をもたらしていますが、本市においても首都直下型地震や立川断層帯地震などを起因とする災害が発生し大きな被害をもたらす恐れがあります。
- ・市内には多摩川と浅川の合流地点があるという地形的特徴から、大規模な降雨により河川が氾濫した場合においては、広範囲の浸水被害も想定されます。
- ・災害による被害が発生する恐れがある場合においては、市内の小中学校を基本として指定避難所が開設されますが、日頃からのいざという時の備えや、学校施設として避難所機能の強化が求められます。

●今後の方向性

- ・指定避難所に指定されている学校においては、引き続き、地域の避難所としての機能や設備を確保するとともに、持続的な避難所機能の確保などの観点からも、地域との連携体制を構築する必要があります。
- ・土砂災害ならびに浸水被害のリスクのある学校については、配置計画などでリスクを低減することを検討するとともに、必要に応じて、震災水害に対応した学校施設整備を検討することが必要です。



図 17 台風第19号⁹の被害と避難所の様子

出典：日野市ホームページ／広報ひの9月号（令和5年）

⁹ 令和元年台風第19号：令和元年10月12日早朝から13日未明にかけて本市にも大きな被害を及ぼした。公的関係施設等については、土砂崩れ3件、道路舗装の損壊4件（日野橋を含む）等、他方、罹災者から申請のあった件数は、床上床下浸水14件、一部損壊9件の被害。避難所17カ所を開設し避難者は最大約8,600人と過去最大の避難者数を記録。



表 3 指定避難所の状況

学校名	浸水リスク	土砂災害リスク	指定緊急避難所及び指定避難所の指定状況※
日野第一小学校	無	無	○
豊田小学校	無	無	○
日野第三小学校	無	有	○
日野第四小学校	有	無	△
日野第五小学校	無	無	○
日野第六小学校	無	無	○
潤徳小学校	有	無	△
平山小学校	無	無	○
日野第八小学校	無	無	○
滝合小学校	有	無	△
日野第七小学校	無	無	○
南平小学校	有	無	△
旭が丘小学校	無	無	○
東光寺小学校	無	有	○
仲田小学校	有	無	△
夢が丘小学校	無	有	○
七生緑小学校	無	有	○
日野第一中学校	有	無	△
日野第二中学校	無	無	○
七生中学校	有	無	△
日野第三中学校	無	有	○
日野第四中学校	無	無	○
三沢中学校	無	無	○
大坂上中学校	無	無	○
平山中中学校	有	無	△

出典：日野市／新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画策定基礎調査業務報告書



～教員アンケート、検討委員会からの主な意見～

- 避難所運営に必要な物品を保管するためのスペースがない。また、緊急時に保管場所から物品を運び出すのが不便である。
- 避難所運営の面でもバリアフリー化は必須。ただ、バリアフリー化が図られていると評価されている学校についても、実際に避難所として利用すると難しい場合がある。
- 体育館は空調性能が非常に悪い。断熱性能を高めることは、避難所として体育館が使われる際に居住環境に大きく影響するため、十分な配慮が必要。
- 平常時・災害時を踏まえ、施設全体として職員室、保健室、体育館はどこに配置すべきか、学校ごとに道路の接道条件や敷地の形状など異なるものの、共通事項のような一般的なルールがあるとよいと思う。

第4章 第4次学校教育基本構想の実現に向けた取り組み



1. 第4次学校教育基本構想が求める学習空間

本市では、一人ひとりのウェルビーイング、持続可能性、共生社会の実現が、日野市の学校教育における大切な役割であると考え、令和6年3月に「第4次日野市学校教育基本構想」を策定しました。

この計画は5年後の日野市立学校における学びとその姿を創造して策定された教育ビジョンです。

推進計画の上位計画に位置づけられており、教育理念と基本方針を次のように定め、子どもたち自らが力を育むために求められる学校施設を整備・設置していくことが示されています。



図 18 第4次日野市学校教育基本構想 教育ビジョン

出典：日野市ホームページ／第4次日野市学校教育基本構想

推進計画では、学校施設の整備の観点から「第4次日野市学校教育基本構想」に示されている教育ビジョンの実現を下支えするため、新たな時代の学校教育の変化への対応や一人ひとりが主体的・対話的に多様な学びを実現できる施設整備を推進します。

また、児童生徒の快適性や居心地に配慮し、安心・安全で明るく、自由に遊べる、誰にでもやさしい、児童生徒全員の居場所や教育の場となる施設整備を推進します。

児童生徒の学びや育ちを支える教職員の働きやすさにも配慮し、くつろぎや落ち着いた職場環境の確保、コミュニケーションを促し、風通しがよく協働しやすい教職員の関係構築につながる施設整備を推進します。

地域の方々が学校に親しみを感じ、児童生徒や教職員との交流が促されるよう、学校と地域がつながり、多様なコミュニティが創出される施設整備を推進します。



2. 多様な学びを支える学習空間の整備

本市では、文部科学省が示している最終報告書に示された学校施設の環境整備について、これまでも学校施設の建て替えや大規模な改修の際に取り組んできました。

平山小学校は、平成20年4月に平山台小学校との統合を機に改築された小学校であり、オープンな教室が多目的スペースに接するかたちで配置されています。また、豊田小学校では、新たに増築された校舎において、新JIS規格の机に対応した広さをもつ普通教室があり、プロジェクターなどの情報系設備も備えています。

多目的スペースの観点では、日野第一中学校は廊下を広く取ることでフレキシブルな空間を持ちあわせ、さらに、夢が丘小学校では広い廊下を活用したりノベーションによりオープンな交流スペースや学校図書館を備えています。



図 19 学年別多目的スペースの設置（平山小学校）



図 20 新たな学校教育に対応したリノベーション（夢が丘小学校）

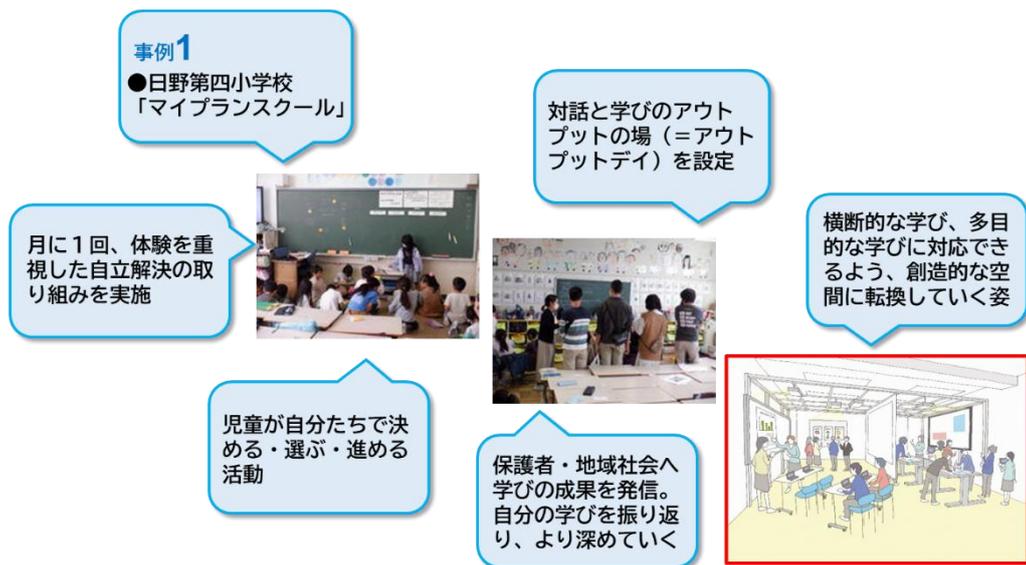
「日野市立学校における多様な学びの取り組み事例」

第3次日野市学校教育基本構想から続き、第4次日野市学校教育基本構想の策定経過を踏まえ、市内各学校が取り組んでいる日野市らしいプロジェクトに基づき、学習空間との相関関係とともに紹介します。

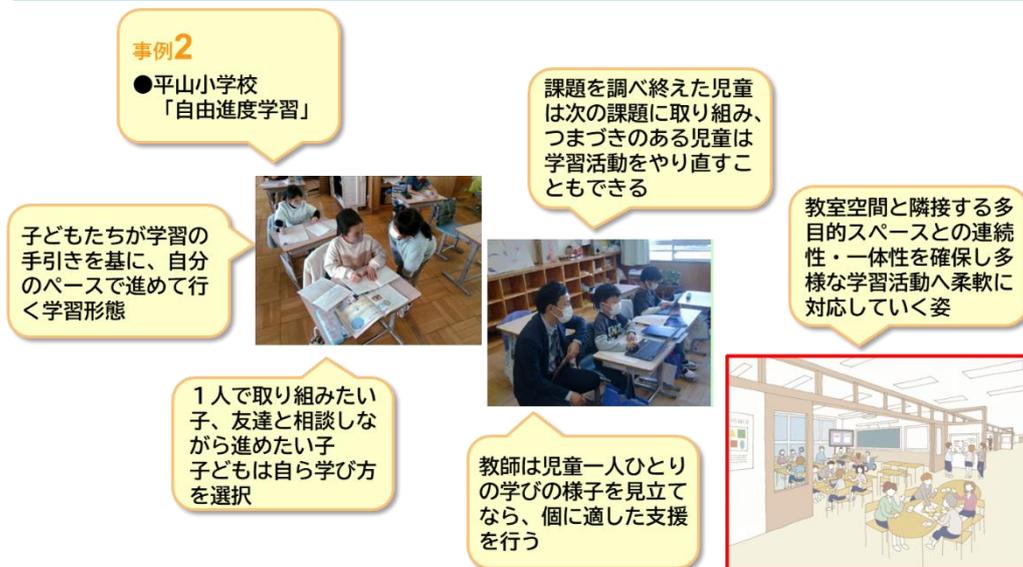
事例1は、日野第四小学校の「マイプランスクール」です。同校では、月に1回程度体験を重視した自立解決型の取り組みを実施しており、対話と学びのアウトプットを重視した学習方法を取り入れています。

事例2は、平山小学校の一人ひとりを大切にしたい学び合い、「自由進度学習」の取り組みです。子どもたちは学習の手引きをもとに、自身の学習ペースで学びを進めています。

プロジェクトの実施と学習空間の事例①



プロジェクトの実施と学習空間の事例②



【出典：文部科学省/日野市ホームページ】



第5章 学校施設の整備に向けたコンセプト



1. コンセプト ～みんなが楽しく通いたくなる学校～

本市の学校施設における現状や課題を踏まえ、新しい時代に求められる学校施設の整備で実現したいこと・重視したいこと（基本理念）について示します。

学校施設の整備コンセプトは、推進計画策定段階における検討委員会¹⁰での「2つの柱と10の論点」による意見交換や市民ワークショップなどで集約した児童生徒、市民や関係者の皆様などのご意見を踏まえて、次のとおり学校施設整備のコンセプトを設定しました。

（教育環境に関する基本理念）

子どもたちの多様な学びを支え、一人ひとりがいきいきと活躍できる学校

（施設整備に関する基本理念）

時代や学びの変化、子どもたちのニーズにフレキシブルに対応できる学校

（組織環境に関する基本理念）

教職員と地域がともに手を取りあい、未来の担い手を育てる学校

（地域環境に関する基本理念）

子どもと大人が学び合い、地域における学びの拠点となる学校

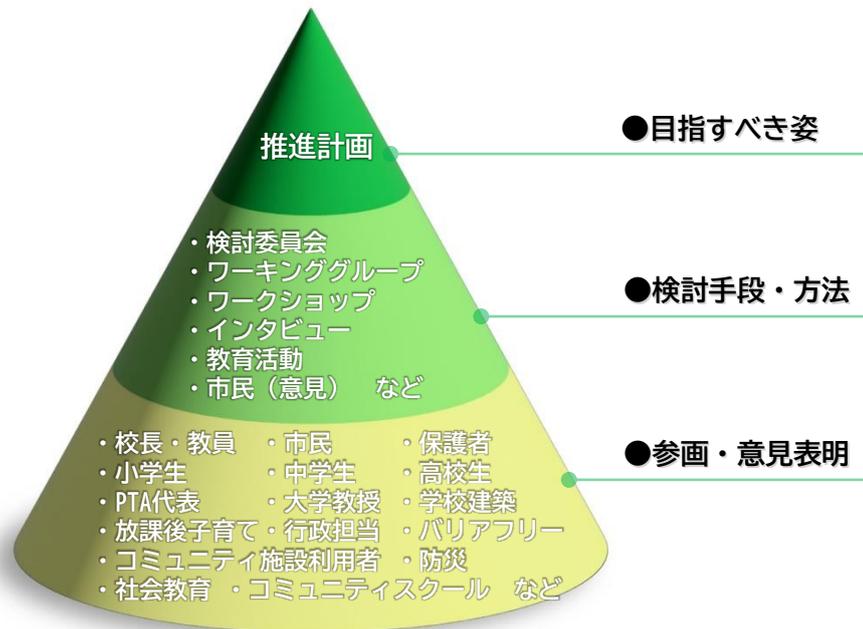


図 21 基本構想における意見集約のイメージ

¹⁰ 検討委員会：「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会設置要綱」に基づき設置された委員会で令和6年8月に設置。主に学校長や子育て、防災、PTAなど学校関係者や市民から構成され、これまで計8回の検討を実施。

「子どもたちが考える学校 ～つなげよう！私たちの日野一小～」

●総合的な学習の時間

令和5年12月、日野第一小学校の全面的なご協力のもと、総合的な学習の時間「つなげよう！私たちの日野一小」において「日野一小をアップデートしよう！（新しい時代の学校に求めたい姿）」を学習の目当てとしたグループ学習を行いました。

はじめに、教育委員会事務局がゲストティーチャーとなり、日野一小の歴史や校舎に関するクイズ形式の小テストを行い、「学校の好きなどころ」「苦手などころ」「みんなの学校がこれからどうあってほしいか」など、「学校探検」と称し、学習者用端末を用いて校内の思い思いの場所を撮影し、さらに机に置かれた校舎マップを前にシールや付箋を用いて、次の世代に日野一小をつないでいきたいという強い思いをもって、これからの日野一小をともに考えました。

なお、児童の活動内容や意見については、ゲスト委員の意見として、事務局より検討委員会へ報告をしています。



●学習発表会

令和6年2月、総合的な学習の時間「つなげよう！私たちの日野一小」の続きとして、子どもたちが未来の学校をイメージして、グループで模型を作成しました。学習発表会当日、会場の体育館において、子どもたちが来場者一人ひとりに向けて作品のコンセプトを詳細にガイドしてくれました。いずれの児童も「みんなが楽しく通いたくなる学校」にしたいという思いを語り、試行錯誤しながら未来の学校を作成した様子がうかがえました。

この日野第一小学校の児童の1年間の学びの成果は、基本構想第5章学校施設の整備に向けた全体コンセプトとして位置づけています。



図 22 未来の図書館



第6章 今後の学校施設・社会教育施設の整備の方向性



1. 子どもたちの多様な学びを支え、一人ひとりがいきいきと活躍できる学校

(1) 新しい学習形態に対応した学習環境の実現

近年、学習者用端末の活用やグループワークの頻度が増えたことにより、多くの教職員が教室の広さや机のサイズに課題を感じています。また、様々な教材を用いるため物品の収納が十分ではなく、教室のスペースは逼迫している状況です。さらに教材のデジタル化に伴う学習者用端末や大型ディスプレイの活用など、情報環境を活用した授業の実施への対応が求められています。

一方で、我が国の学校教育においては、協働的な学びを行う上では教室のみならず、教室に面する廊下にて学習が展開されることや、オープンスペース・多目的スペースも活用することが望まれています。

このことから、教室を中心として廊下やオープンスペース・多目的スペースなどの周辺諸室の配置を計画します。

(2) 学校教育を深化・充実するための特別教室の整備

特別教室は体験的な学習にとって重要な場所であり、時代にあわせたレイアウトや設備の充実を図り、学びやすい環境の形成と子どもの居場所としての空間確保が必要です。

特に、本市においては、特別教室のうち学校図書館への期待が高く、本を読む場所にとどまらず、調べ学習やグループワークなどの多様な学習形態への対応や、子どもにとって居心地の良い空間づくりなど、多様な子どものニーズに対応したあり方が求められています。

(3) 児童生徒の特性を踏まえた多様な環境

特別支援教室（ステップ教室）の大半が既存の教室を改修しており、個別学習や体を動かす集団行動などのステップ教室固有の学習活動に適した空間となっていないことが教員から指摘されています。

児童生徒に日々接している教職員の協力のもと、特別支援教育の今後のあり方も含め、ステップ教室やさらに特別支援学級に求められる空間のあり方を検討する必要があります。また、児童生徒が気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペース、不登校生徒が学ぶための場所を確保することも必要です。また、医療的ケア児への支援体制の構築も検討する必要があります。

インクルーシブな学びと育ちの環境を構築するため、児童生徒の特性に配慮した多様な学び場・居場所を計画します。



2. 時代や学びの変化、子どもたちのニーズにフレキシブルに対応できる学校

(1) これからの時代の学校に必要な機能・諸室の標準化

小学校・中学校ともに多くの教職員がオープンスペース・多目的スペースを求めています。また、一人ひとり状況が異なる生徒児童の個別最適な学びや自由進度学習などに対応できる施設整備が必要です。

現在、本市の小中学校においては、算数・数学は少人数制の授業が行われ、英語もリスニングを学習するための諸室が設けられつつあります。また、多様な登校形態に対応した保健室や専用諸室など、従来の学校施設では必要とされてこなかった機能も求められつつあります。

これらの現状を踏まえ、小学校・中学校それぞれにおける必要な機能・諸室を整理し、本市の学校において共通して設けるべき機能・諸室を一覧化し、施設の標準化を図ります。

(2) 利用実態や将来人口を見据えた施設規模の設定や空間の共用化

施設整備の検討にあたっては、現在の既存校舎における各機能の利用実態や本市の将来における人口推計などを踏まえることが重要です。

これらを踏まえ、各学校の状況に応じた望ましい施設規模の設定や必要な機能・諸室の導入有無、空間の共有化などを考慮します。

(3) 大小様々な規模の「集い」に対応した環境の整備

オープンスペース・多目的スペースは、学習環境だけでなく、児童生徒が休み時間に過ごす場所としても期待されています。さらに児童生徒や教職員の交流、地域交流の場としての活用も求められています。

体育館においても、体育の授業のためだけでなく、様々な集まりのために用いることができる場所としての活用が求められています。

教室まわりの廊下やオープンスペースだけでなく、学校施設全体において、様々な目的で児童生徒等が集い、交流することができる場所を整備します。

(4) 複合化・共有化を見込んだバリアフリー化の対応

学校施設はいわゆる改正バリアフリー法によりバリアフリー対応が義務付けとなっており、改築などに際してはバリアフリー化への対応が必要となっています。

その際には、児童生徒、教職員のみならず、来庁者や災害発生時の避難者、特に障害のある方々や高齢者、妊産婦などを想定して、衛生や生活に関する機能、設備の充実など、¹¹フェーズフリーやユニバーサルデザインの観点にも配慮します。

¹¹ 災害が発生することを想定してあらかじめ準備するのではなく、日常的に使っている物などを災害時にも役立つという考え方



(5) 快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備の導入

教職員から照明の暗さや空調の不備について指摘されており、心身の健康や学びの質の向上のためにも屋内環境の改善を図ります。

一方で、近年の地球環境に対する懸念を踏まえると環境に負荷の少ない建築性能（高効率設備、断熱化など）であることも求められており、またそのような建築性能があることで児童生徒の環境意識を醸成することも期待されます。さらに、環境性能の高まることにより、ランニングコストの適正化にもつながり、持続可能な施設管理も可能となります。

これらを踏まえ、学校施設における省エネ・創エネを推進する建築性能の導入について検討し、エコスクールの実現に向けた取り組みを推進します。



3. 教職員と地域がともに手を取りあい、未来の担い手を育てる学校

(1) 教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能の整備

現状の職員室については、教職員の多くからワークプレイスとして不十分であることが指摘されています。それは職員室が活動スペースが足りないという観点にとどまらず、教職員同士の風通しのよいコミュニケーションの場であり、また学年や教科を超えた仕事や子どもに関する相談・情報共有の場であることから、「チームとしての学校」の拠点として機能していることによるものです。

また、職員室だけでなく、特別支援学級や特別支援教室の担当教員との連携が取りやすい配置上の工夫も求められています。

さらに地域と連携した学習活動を進める上では、地域の協力者とのコミュニケーションを図るための場所も必要となっています。その際は、児童生徒の個人情報や保管される職員室との位置関係にも配慮する必要があります。

このことから、コミュニティスクールなど教職員や地域の協力者が学びを支えるための活動を行いやすい管理諸室の整備も求められます。



4. 子どもと大人が学び合い、地域における学びの拠点となる学校

(1) 学校と地域をつなぐ、学校施設の地域開放の推進

児童生徒の学びの向上やこれからの地域における学校のあり方などを踏まえると、子どもを中心に学校と地域住民がつながり、連携・協働していくことが重要です。

同時に、学校は放課後子ども教室「ひのっち」の実施や学童クラブの学校施設内の整備によって、子どもたちの安心安全な居場所としての役割を果たしています。学校が放課後における子どもたちの居場所のひとつとして、様々な活動ができるよう環境整備に取り組む必要があります。

一方、児童生徒のプライバシーや安全、防犯上の懸念が示されていることを踏まえ、地域開放範囲との区分に関する空間的な検討とともに、施設管理についての組織面での検討も進めます。

(2) 避難所としての学校施設の整備

小・中学校は指定避難所に指定されており、被災時には主に体育館が避難者の受け入れの場所となります。一方で、学校施設における現状は、断熱性能の不足、空調設備・電気設備・情報回線の不足、備蓄スペースの不足、バリアフリー化の不徹底など課題が指摘されています。

このことから、児童生徒の教育の観点のみならず、学校自体の防災・減災上の工夫や災害回避も含め、避難所として備えるべき機能について検討し、地域の避難所としての学校施設の整備を進めます。

さらに、避難所運営における学校、地域、行政の役割分担についても懸念が示されていることから、組織面の検討も進めます。

(3) 社会教育施設との複合化や地域活動スペースの設置推進

「社会に開かれた教育課程」などを通じて、多様な地域資源や地域人材との接続や交流により、子どもと大人が学びあい・育ちあう環境が学校教育にも求められていることから、「人と人をつなぐ学びの場」である社会教育施設など他の公共施設との複合化¹²や連携について前向きに捉えていく必要があります。

全国的には学校施設と社会教育施設など、他施設の機能と複合化が進みつつある中、本市においても、地域や多世代との接続や交流、学校教育においていかにすることのできる設備の提供や地域人材の活用への期待など、人と人をつなぐ学びの場としての観点から複合化の可能性について検討を進めます。

また、学校は地域におけるコミュニティ拠点にもなるため、今後はコミュニティ施設としての共用化¹³を視野に入れて整備を検討します。

さらに、これまでの地域開放や共用化の考え方を基本としつつ、生涯学習の観点やコミュニティ関連における公共施設の設置が空白区域においては、原則小学校又は中学校通学区域に1箇所程度、地域の方々が専有して活動できるスペースを設置することにより、学校教育と社会教育又はコミュニティ拠点、放課後の子どもの居場所として機能を計画していきます。

なお、以上のような機能を設置する場合においては、それぞれの施設類型における個別施設計画に基づき更新されることを基本とし、特に学校施設との複合化などにおいては、公共施設等総合管理計画に位置づけられた個別再編計画において、各公共施設が最適化されるよう関連計画間において連携を図っていきます。

¹² 複合化：日野市社会教育施設（一部）個別施設計画 P.39、【基本方針1】社会教育施設の適正配置「複合化や共用化、多機能化にあたっては、学びの循環による地域コミュニティの形成、持続可能なまちづくりへ寄与する施設整備を実現するため、各地域の「学びの場」の拠点である学校施設や同類型施設との複合化、多機能集約化について優先検討します。」

¹³ コミュニティ施設としての共用化：日野市コミュニティ施設個別施設計画P.41、①中長期目標「市内の配置バランスや身近な行動圏域を考慮し、コミュニティ施設は、原則、小学校区域ごとに、地域コミュニティの核となる機能を配置する事を基本とします。」



第7章 推進計画の具体的な取り組み



1. 推進体制

(1) 検討体制の設置

学校施設・社会教育施設の全面的な改築にあたっては、対象となる施設の関係者（学校、保護者、地域住民、教育委員会など）の参画による検討委員会などの体制を設置することを原則とします。

各学校の学校施設基本構想・基本計画の策定にあたっては、推進計画で定めた理念に基づき、検討委員会などで地域の実情に応じた要望や意見を聴取しながら検討を行います。

(2) 庁内体制

学校施設・社会教育施設の全面的な改築にあたっては、庁内における準備・検討を行うための体制を、教育委員会内に構築します。

学校施設を所管する教育部庶務課を中心に、教育委員会内での横断的な連携を図るとともに、学校が公共施設として持つ役割を鑑み、市長部局と部局横断的な調整を行います。

特に、学校施設の規模や適切な維持管理、他の公共施設との複合化・多機能化を検討するにあたっては、「日野市公共施設等総合管理計画」を管轄する企画部公共施設総合管理担当と調整を行い、面積や機能の「縮充¹⁴」を基本として計画を立案していきます。

(3) 検討内容

推進計画で定めた整備手法を標準的な仕様として、学校や地域それぞれの実情を踏まえた、各学校の学校施設基本構想・基本計画の内容について検討します。

(4) 適正規模、適正配置

諸機能整備計画編に定める標準的な学級数を継続的かつ大規模に増減する場合においては、「日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会」の設置により、通学区域を含め最適な環境整備を進めていきます。

¹⁴ 縮充：量的には縮小しても、機能を充実させることで施設の効果的・効率的利用を図ること。



2. 整備の進め方

学校施設の整備にあたっては、各検討・整備段階において、対象施設の関係者や庁内関係部局との合意形成、市民への情報提供を行いながら検討を進めます。

また、市民ニーズへの柔軟な対応や効率的な行政サービスの観点から、民間活力の導入を検討することとします。

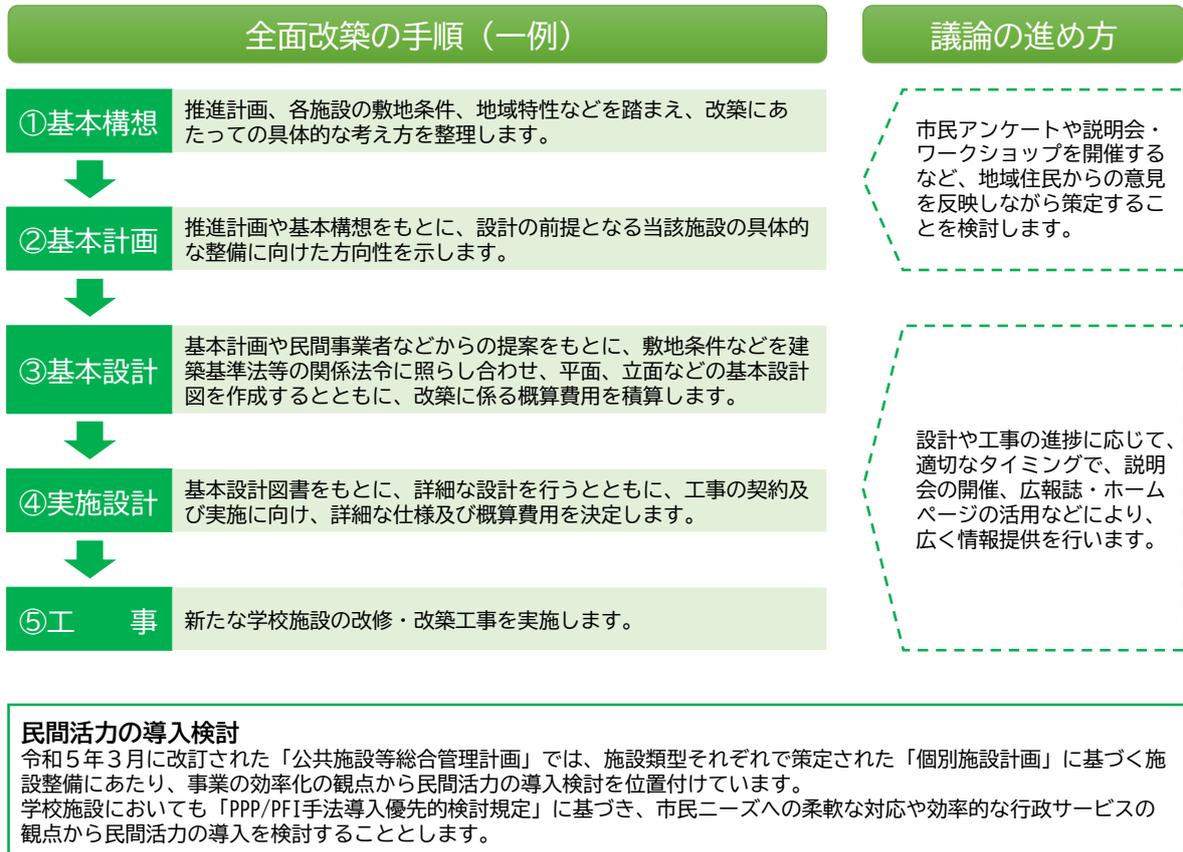


図 23 整備の進め方



学校諸機能整備計画

II





学校諸機能整備計画について

- 諸機能整備計画は、基本構想に位置づけられたビジョンを実現するため、「今後の市内小中学校において新しい時代に求められる学習・生活環境の設置や地域のシンボルとしての公共施設の機能としてのあり方や、それらを実現するうえで重視すべき学校施設の諸室に関する事項について、基本的な考え方と施設機能別の整備方針をまとめたもの（第1章より）」です。
- 社会教育施設づくりについては、諸機能整備計画で定められた事項のほか、令和5年3月策定の「社会教育施設（一部）個別施設計画」で今後の施設整備の方向性が示されているため、諸機能整備計画では、特に学校施設内における学校教育と社会教育が密に連携する機能を中心に整備の接続性を表記します。
- 諸機能整備計画中、学校施設整備の方向性を示すイラストや図などについては、その理念や考え方の一例を示すものであり、学習空間などの計画を固定するものではありません。





第1章 学校施設整備の基本的な考え方



1. 学校施設整備の基本的な考え方

(1) 学校諸機能整備計画

学校諸機能整備計画（以下「諸機能整備計画（再掲）」）とは、今後の本市における学校において新しい時代に求められる学習・生活環境の設置や地域のシンボルとしての公共施設の機能としてのあり方や、それらを実現するうえで重視すべき諸室に関する事項について、基本的な考え方と施設機能別の整備方針をまとめたものです。

諸機能整備計画では、学校施設における望ましい水準を確保しつつ、良質かつ特色のある持続可能な学校づくりを推進していくうえで、施設規模や諸室構成など、本市の整備における標準仕様を設定し、すべての学校施設において効率的かつ効果的に整備を推進することを目指します。

なお、学校施設整備にあたっては、敷地面積や用途地域、学校規模、地域特性などが学校ごとに異なるため、標準仕様を参考としながら、それぞれの土地・条件に則した整備を行うこととします。

また、諸機能整備計画は諸室における機能の整備の方向性を示すものであり、個別の具体的な設備や仕様、空間構成などは、学校施設の設計段階で構築するものとします。

(2) 学校施設整備の基本的な考え方

我が国においては、文部科学省から平成19年12月に改訂された「学校設置基準（小学校設置基準・中学校設置基準）」とともに、令和4年6月に改訂された「学校施設整備指針（小学校施設整備指針・中学校施設整備指針）」において、学校を設置するのに必要な最低の基準や学校施設の計画・設計における整備方針が示されています。このほか、学校施設を計画・設計する際には、学校施設バリアフリー化推進指針などについて参照することとされています。

本市においても、上記の基準や指針を基本的な考え方として捉え、学校施設の整備を推進していきます。

「学校設置基準」における基本的な考え方など

■学校設置基準の趣旨

1. 学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置する。
2. 小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
3. 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

出典：文部科学省ホームページ／小学校設置基準・中学校設置基準（平成19年12月）

「学校施設整備指針」における基本的な考え方など

■学校施設整備の基本方針

1. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
2. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
3. 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

出典：文部科学省ホームページ／小学校施設整備指針・中学校施設整備指針（令和4年6月）

(3) 新しい時代における学びの姿の実現

本市においては、基本構想第1章で整理した近年の主な教育の動向にある事項を施設整備の土台として位置づけ、1人1台学習者用端末を活用して、その時代に求められる高度な学習スタイルを誘発する創造的な空間を整備していきます。具体的な整備の方向性については、「最終報告書」の5つの姿の方向性を参考として検討を深めていきます。

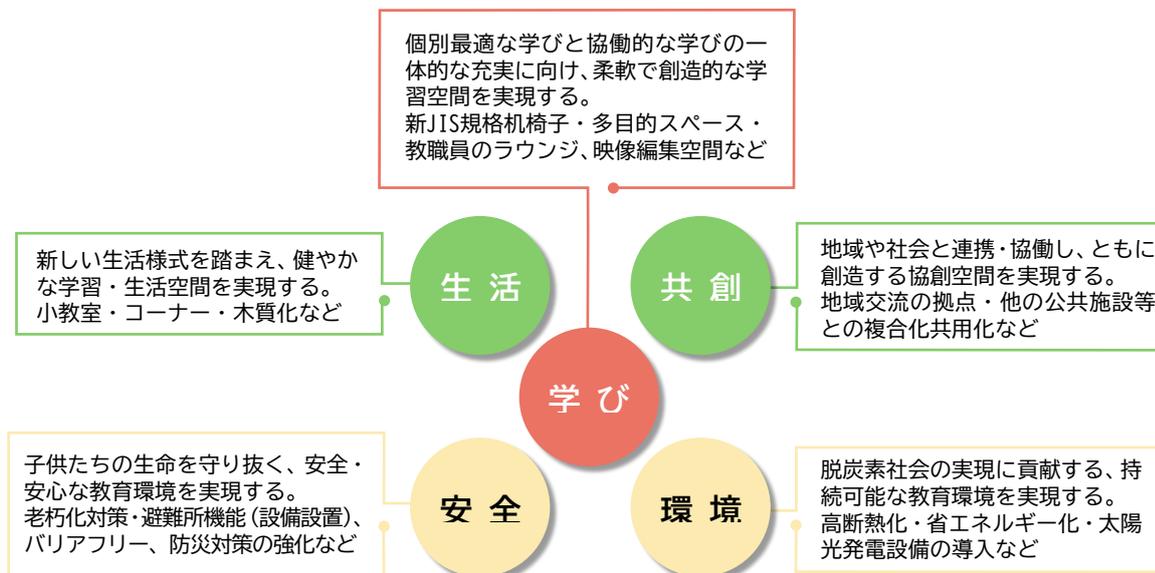


図 24 5つの姿の方向性

出典：文部科学省ホームページ／新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について最終報告書を一部加工して作成

(4) 第4次日野市学校教育基本構想の実現

令和6年3月策定の「第4次日野市学校教育基本構想」は、5年後の本市の学校における学びとその姿を創造して策定された教育ビジョンです。

本計画の上位計画に位置づけられており、この当該基本構想に掲げられた「教育理念」や「子供と大人の10+の姿」、特に実行計画となる「8+のプロジェクト」にスポットをあて、検討委員会において「2つ柱と10の論点」と位置づけながら、子どもたち自らが育んでほしい力を実現するために求められる学習空間や機能について、諸機能整備計画により具現化していきます。

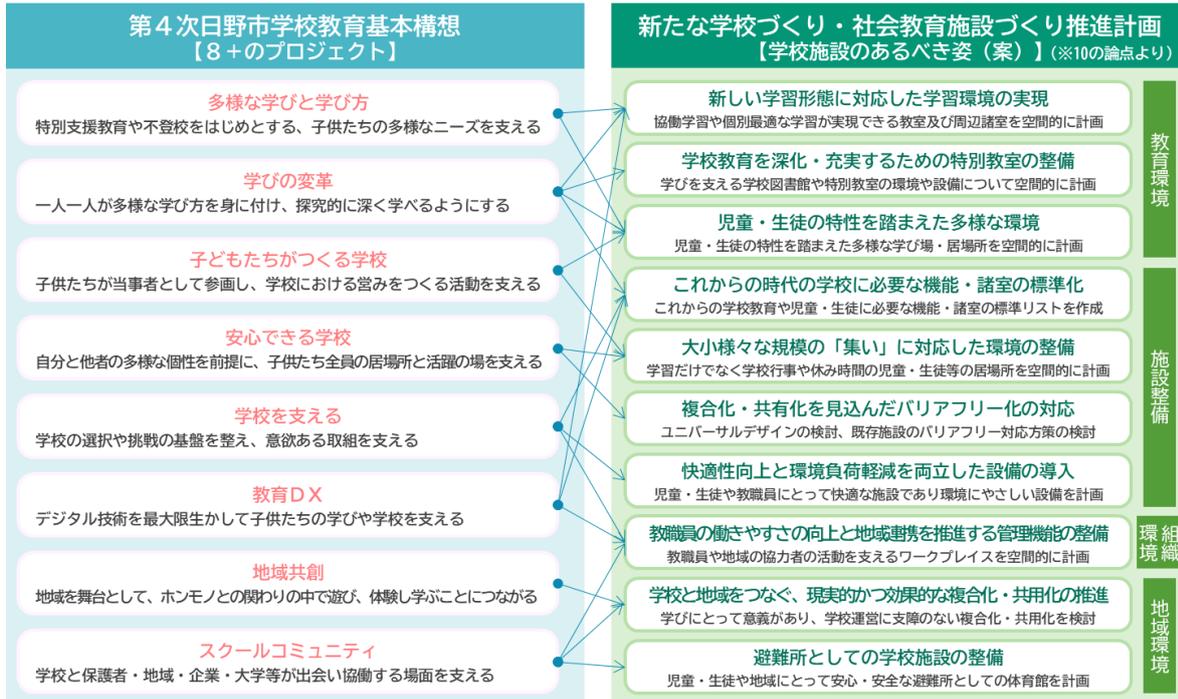


図 25 第4次日野市学校教育基本構想の実現

(5) 学校施設の長寿命化

本市では、平成28年に、学校施設の中長期整備計画となる「学校施設の長寿命化及び改築等の整備に関する中長期計画（個別施設計画）」を策定し、建物の状態に依拠した各学校の整備方針やスケジュールを整理しました。

近年、学校では新しい時代の学校教育に対応した空間デザインの導入、地域から期待される公共施設としての機能や役割、学校施設のバリアフリー化などが求められており、既存校舎においても、教育環境の質の向上やアクセシビリティの確保などの観点も考慮することが重要となってきています。

そのため、本市においては、既存校舎の現代化を推進し、新たな時代に対応しながら学校施設の長寿命化に向けて取り組んでいきます。



2. 諸機能整備計画の前提条件

(1) 学級編制基準について

諸機能整備計画における学級編制基準は、1学級あたり下記の児童生徒数を基準とし、各施設機能の室数、面積等を検討します。

なお、学級編制基準が見直される場合には速やかにその影響を確認し、諸機能整備計画に定める各施設機能の室数及び面積等の見直しを行って施設整備を行います。中学校においては昨今の学級編制基準の動静や本市の現行の個別施設計画などを総合的に勘案し、1学級あたり35人で検討します。

(1) 通常学級

①小学校

全学年：1学級あたり35人

②中学校

全学年：1学級あたり35人

(2) 特別支援学級

1学級あたり8人

(2) 学級数及び児童生徒数について

各施設機能の室数及び面積等を検討するにあたっては、現行の通学区域を基本としつつ、国や東京都が示す学級数（学級規模）の標準（基準）を参考として、本市の望ましい学級数を以下のとおり設定します。

ただし、学校施設の立地状況やまちづくりの進展、人口動静など、地域の実情を起因とする事項により適宜検討を行うことが望ましいことから、その決定にあたっては、「日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会」による検討・答申で決するものとします。

(1) 1学年あたりの望ましい学級数（小学校）

2学級から3学級（1校あたり12学級から18学級）

(2) 1学年あたりの望ましい学級数（中学校）

4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

以上の学校規模を前提条件として、この諸機能整備計画においては、

- ・小学校：3学級 × 6学年
- ・中学校：6学級 × 3学年

の学級編制をモデルプランとして学校施設及び諸室の構成を示しています。



3. 施設構成の基本的な考え方

(1) 小学校の施設構成の基本的な考え方

児童数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、図26の小学校の施設構成の基本的な考え方（イメージ）を踏まえ、室構成、室数等を検討します。その際、学習指導の内容及び方法、ICTの整備状況等により必要とする施設機能を弾力的に設定するとともに、学校開放への要請の内容等を十分に分析し、柔軟に対応できる施設機能を設定します。

また、児童の多様な学習活動やゆとりある生活環境を確保するために、学校における学びの中心となる学校図書館を「ラーニングセンター」として学校の中心に配置するとともに、普通教室と一体的に学びの場として利用することができる「オープンスペース」を整備します。

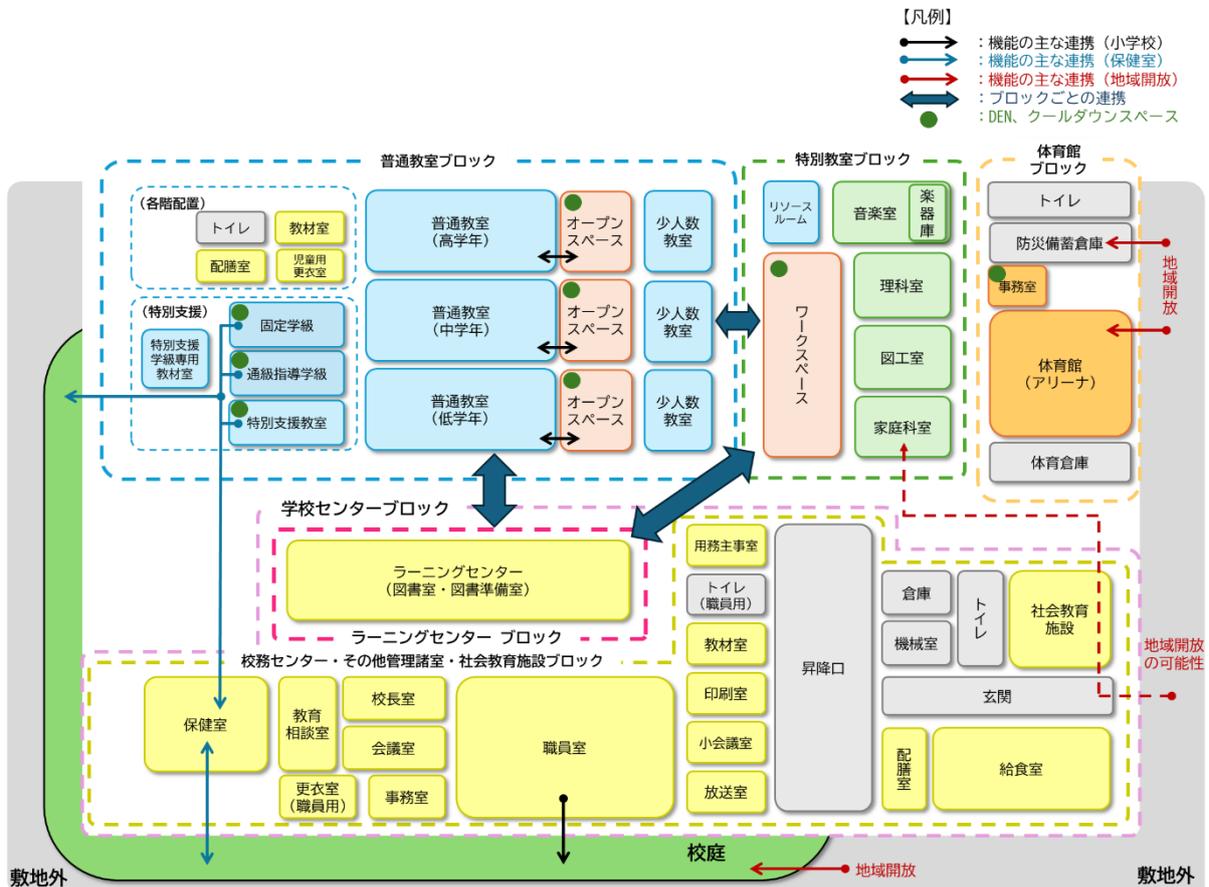


図 26 小学校の施設構成の基本的な考え方（イメージ）

(2) 中学校の施設構成の基本的な考え方

小学校同様、生徒数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、図27の中学校の施設構成の基本的な考え方（イメージ）を踏まえ、室構成、室数等を検討します。その際、学習指導の内容及び方法、ICTの整備状況等により必要とする施設機能を弾力的に設定するとともに、学校開放への要請の内容等を十分に分析し、柔軟に対応できる施設機能を設定します。

また、少人数学級を中心として、生徒の多様な学習活動やゆとりある生活環境を確保するために、普通教室と連続的に「多機能スペース」を配置し、他方、生徒の滞留空間・交流空間・自習空間などの多様なニーズに応える空間を廊下の拡張により整備します。

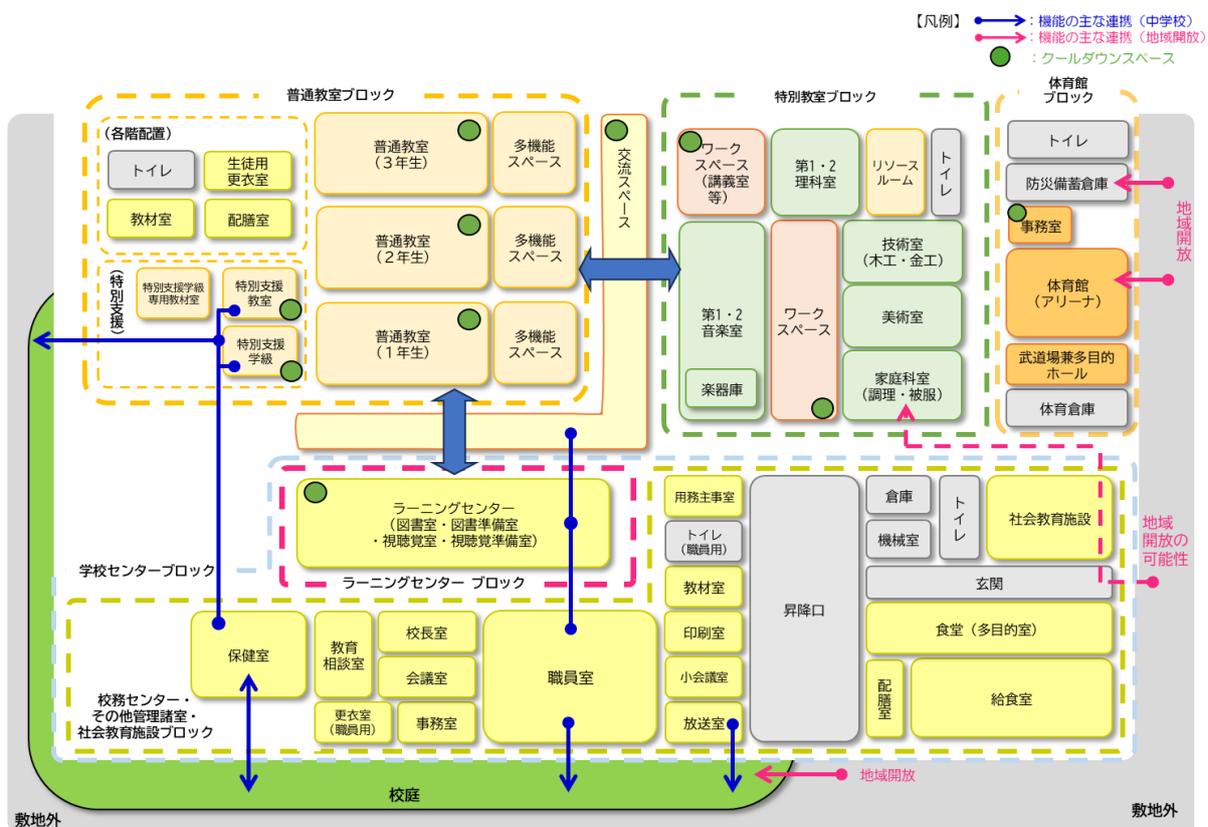


図 27 中学校の施設構成の基本的な考え方 (イメージ)



(3) 新たな地域開放、社会教育を柱とする社会のつながり

本市では、学校教育に支障のない限りにおいて、原則、学校施設を開放し、市民の日常における健康増進やコミュニティの場として、地域開放施設を利活用いただいています。

今後、施設の更新を予定している学校では、今まで以上に施設が持つ機能を最大限有効活用することとし、学校と地域、地域間同士の活動や交流の場とすることなどを目的として、特別教室一部を地域に開放する計画とします。特別教室の整備にあたっては、機能性と可変性を重視し、誰もが使いやすく開かれた教室とします。

一方、社会教育分野を1つの柱として、学校が地域とソフト面・ハード面ともに接続させ、新たな活動スペースを学校施設内に設置し、さらに特別教室と近接させることで一体的な利用が可能となり、その地域単位で求められる機能をより拡張させることも可能となります。

さらに、これまでの学習を中心とした接点を超え、異世代のつながりや地域人材の参画など、子どもと子どもを取り巻く大人の輪が広がり、地域全体で子どもを見守り、また同時に若年世代が高齢者を支える仕組みなどが構築できることも期待されます。

したがって、これまでの地域開放に加え、社会教育分野との連携、災害時の避難所機能など、多面的なポテンシャルをもつ公共施設機能をこの推進計画に位置づけることとします。

なお、学校施設を開放するにあたっては、児童生徒の安全安心や学びの場の確保しつつ、学校施設が誰にでも使いやすい仕組みや持続可能で効率的な維持管理・運営方法の導入を検討していきます。

第2章 学校施設の機能別整備方針



1. 小学校

(1) 普通教室等

普通教室等は、多様な学びへの対応や数ある教材類を収納するためのスペースを確保ができるように、教室の幅を広くします。

また、各教室に隣接して多目的に使うことのできるオープンスペースを設置することで、学習活動に加え、一人ひとりが居心地の良い場所を選べる開放的な教室空間を創出します。

その際、収納スペースはオープンスペースにも配置することにより、教室の広さと収納容量をともに確保します。

①普通教室

普通教室は、年度ごとの学級数の変動への対応を留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とします。

ア 室数

普通教室数は、通学区域における児童数・学級数の推計を踏まえて決定します。

イ 面積・仕様等

- あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり68㎡以上の面積で整備します。
- い 普通教室の寸法は、8.1m×8.4mとすることを基本として、原則、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くなるよう配慮します。
- う 児童1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で使用しない教材類などを保管することができる広さを確保します。
ただし、児童の所持品などは、時代に応じてその内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時においては児童の収納に必要な広さを確認して整備します。
- え 児童の収納スペースは、児童が学用品を自ら管理しやすくするために、普通教室またはオープンスペースと一体的または近接的な位置に優先的に配置するものとし、多様な学習活動を展開する妨げとならないよう配慮します。
- お 教員の執務及び収納スペースは、授業準備等に必要となる最小限度のスペースを適所に確保して配置します。
- か 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保します。
- き 普通教室で使用する児童の机及び椅子は、児童の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定します。



②少人数教室

少人数教室は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とします。ただし、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する可能性があることから、児童等の動線にも配慮します。

ア 室数

習熟度別学習など、学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、学年に1教室を基本として整備します。

イ 面積・仕様等

少人数教室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備します。

児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとします。

(2) 多目的スペース

①オープンスペース

オープンスペースは、普通教室と連続した位置に配置することを原則とし、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定します。

オープンスペースは、原則として動線となる廊下機能は確保しつつ、児童等の移動による音や会話などの遮音や視線を考慮して整備します。

ア 面積・仕様等

学級単位の学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、オープンスペースの幅は6m以上を確保します。

また、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室とオープンスペースが一体空間となるような引戸の配置を工夫します。

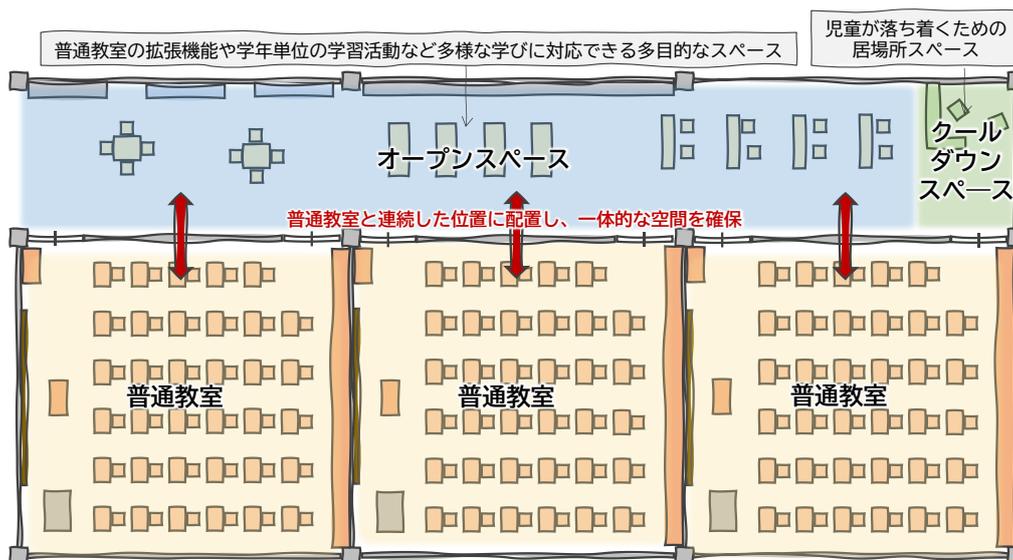


図 28 オープンスペースの空間イメージ

②クールダウンスペース

オープンスペースと一体的な空間に、児童が落ち着くための居場所となる小空間（クールダウンスペース）を適所に配置します。

(3) 特別教室

学びの多様性や複合的な学びを受け止める学習環境として特別教室を捉え、これからの時代にふさわしい特別教室を整備します。

学習指導要領や学校施設整備指針も踏まえつつ、学習活動の類似性や近接性、教具等の共通性の観点から特別教室の兼用に配慮します。

地域の子どもの放課後の居場所や休日の地域住民の活動の場として、可能な範囲での地域開放を検討します。

特別教室は原則、普通教室の1.5教室分を標準面積とします。ただし、準備室、収納・スペース、ワークスペース、第2特別教室の配置状況や地域の実情に応じて、その標準面積は前後します。

①ワークスペース

ア 室数

ワークスペースは、1校あたり1室整備するものとし、各特別教室に隣接して整備します。

イ 面積・仕様等

ワークスペースの面積は、原則として普通教室1教室分の面積で整備します。多様な学習活動に対応できるよう特別教室や多機能スペースなどを補完するスペースとして機能を確保します。

②理科室

ア 室数

理科室は、1校あたり1教室整備するものとし、隣接して準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

理科室は、原則として普通教室2教室（理科室1.5教室、準備室0.5教室）分の面積で整備します。

③音楽室

音楽室は、原則として他の教室への音の影響を考慮して配置します。

ア 室数

音楽室は、1校あたり1教室整備するものとし、隣接して準備室を1室整備します。

イ 面積・仕様等

準備室及び楽器庫を含めた音楽室は、原則として普通教室2.5教室（第一音楽室1.5教室、準備室0.5教室、楽器庫0.5教室）分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとしします。



④ 図工室

ア 室数

図工室は、1校あたり1教室整備するものとし、隣接して準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

図工室は、原則として普通教室2教室（図工室1.5教室、準備室0.5教室）分の面積で整備します。

⑤ 家庭科室

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放への対応や体育館などとの連携に配慮して設置します。

ア 室数

家庭科室は、1校あたり1教室整備するものとし、隣接して準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

家庭科室は、原則として普通教室1.5教室分の面積で整備します。準備室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備します。



2. 中学校

(1) 普通教室等

普通教室等は、多様な学習活動への対応や数ある教材類を収納するためのスペースを確保することができるように、教室の幅を広くします。

また、廊下の幅も広くし、各教室に隣接して多目的に使うことのできる多機能スペースを設置することで、多様な居場所の選択肢を設け、一人ひとりが居心地の良い場所を選べる、開放的な教室空間を創出します。

その際、収納スペースは広くなった廊下空間にも配置することにより、教室の広さと収納容量をともに確保します。

普通教室は、年度ごとの学級数の変動への対応に留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とします。

ア 室数

普通教室数は、通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて決定します。

イ 面積・仕様等

- あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり68㎡以上の面積で整備します。
- い 普通教室の寸法は、8.1m×8.4mとすることを基本とし、収納スペースの必要面積や設置場所等を勘案し、生徒の多様な学習活動に配慮します。
- う 生徒1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書や副読本等を含めた学用品を保管することができる広さを確保し、施錠可能な収納を配置します。ただし、生徒の所持品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において生徒の収納に必要な広さを確認して整備します。
- え 生徒の収納スペースは、生徒が学用品等を自ら管理しやすくするために、普通教室と一体的または廊下等の近接的な位置に配置します。また、必要に応じて、交流スペース等の一部空間の活用を検討します。
- お 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保します。
- か 普通教室で使用する生徒の机及び椅子は、生徒の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定します。



(2) 多目的スペース

①多機能スペース

多機能スペースは、学年の中央部、普通教室間に配置し、生徒が滞留空間・交流空間・自習空間などの多様なニーズに応える空間を整備します。主体的な対話のための工夫や発表の形にも対応した空間とします。また、少人数教室としての利活用を主とする者の、多様な学習環境に対応できる多機能スペースとして活用が可能な空間とします。

ア 面積・仕様等

多機能スペースの面積は、多様な学習環境の場を充実させるために、原則として普通教室と同等の面積で整備し、学年ごとに2スペースずつの設置を原則とします。また、更なる学習活動の多様化を見据えて、必要に応じて、ラーニングセンター内に多機能スペースと同等の機能を確保するなどの対策を合わせて検討します。

多機能スペースは、普通教室間に配置することを基本とし、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定します。

②交流スペース

交流スペースは、授業前後の時間のほどよい溜まり空間として、廊下の空間を活かし、適切な什器を配置することで確保します。

原則として、廊下幅を3.0m以上とし廊下有効幅員を1.8m以上確保しながら、収納機能、短時間滞在機能（交流・休憩スペース）、長時間滞在機能（予習・学習・学び合いスペース）を確保します。



図 29 中学校における多目的スペースの考え方（イメージ）

(3) 特別教室

学びの多様性や複合的な学びを受け止める学習環境として特別教室を捉え、これからの時代にふさわしい特別教室を整備します。

学習指導要領や学校施設整備指針も踏まえつつ、学習活動の類似性や近接性、教具等の共通性の観点から特別教室の兼用に配慮します。

地域の子どもの放課後の居場所や休日の地域住民の活動の場として、可能な範囲での地域開放を検討します。

特別教室は原則、普通教室の1.5教室分を標準面積とします。ただし、準備室、収納・スペース、ワークスペース、第2特別教室の配置状況や地域の実情に応じて、その標準面積は前後します。

また、技術室（木工室・金工室）や音楽室などのようにその特性上、音や振動が発生する諸室については、全体を考慮した配置とします。

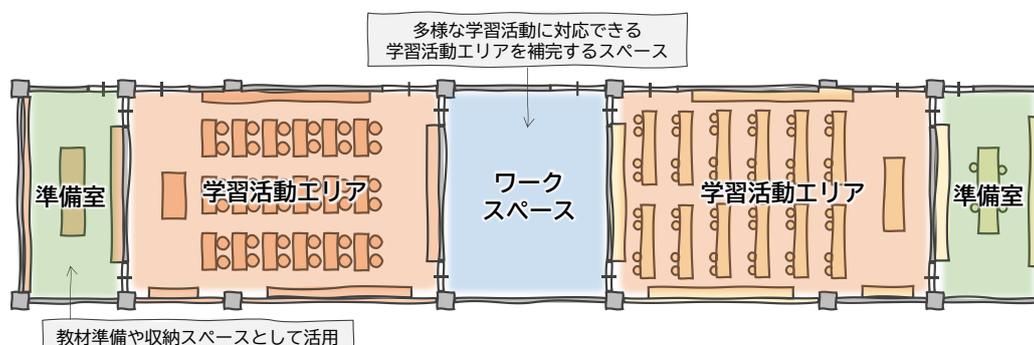


図 30 特別教室まわりの空間イメージ

①ワークスペース

ア 室数

ワークスペースは、1校あたり3室整備するものとし、各特別教室に隣接して整備します。

イ 面積・仕様等

ワークスペースの面積は、原則として普通教室1教室分の面積で整備します。多様な学習活動に対応できるように特別教室や多機能スペースなどを補完するスペースとして、特別講座室、共用作業スペースとしての機能を確保します。

②理科室

ア 室数

理科室は、1校あたり1から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

準備室を含めた理科室は、原則として普通教室2教室（理科室1.5教室×室数、準備室0.5教室）分の面積で整備します。理科室を2教室設置する場合は、準備室は理科室間に設置し共用を原則とします。



③音楽室

ア 室数

音楽室は、1校あたり2教室整備するものとし、音楽室間に準備室及び楽器庫を整備します。

イ 面積・仕様等

準備室及び楽器庫を含めた音楽室は、原則として普通教室3.5教室（第一音楽室1.5教室、第二音楽室1.0教室、準備室0.5教室、楽器庫0.5教室）分の面積で整備し、防音性能及び音響環境に十分配慮するものとしします。

④美術室

ア 室数

美術室は、1校あたり1教室整備するものとし、隣接した準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

準備室を含めた美術室は、原則として普通教室2教室（美術室1.5教室、準備室0.5教室）分の面積で整備し、複数の制作活動にフレキシブルに対応できる設えとします。

⑤家庭科室（調理室・被服室）

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放への対応や体育館などとの連携に配慮して設置します。

ア 室数

家庭科室は、調理・被服兼用を原則として、1校あたり1教室整備するものとし、隣接した準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

準備室を含めた家庭科室は、原則として普通教室2教室（家庭科室1.5教室、準備室0.5教室）分の面積で整備し、多様な学習が可能なように可動式機の採用を原則とします。

⑥技術室（木工室・金工室）

技術室は、普通教室との隔離に配慮しながら、原則として1階に配置します。

ア 室数

技術室は、木工・金工兼用として1校あたり1教室整備するものとし、隣接した準備室を整備します。

イ 面積・仕様等

準備室を含めた技術室の面積は、原則として普通教室2教室（技術室1.5教室、準備室0.5教室）分の面積で整備し、集塵などの換気にも十分配慮した設えとします。また、安全性に配慮し、作業空間と機械空間が適切に分離されたレイアウトとします。

「新たな時代の中学校モデル」

令和6年6月から7月にかけて、都立日野台高校の生徒皆さんとワークショップ形式（以下、「WS」）により、計3日間、「新たな時代の中学校モデル検討」をテーマとしてディスカッションしていただきました。WSでは、「卒業生だからこそその視点」をもって、自身が通学した小中学校9年間であらためて振り返り進めていきました。

この間、実在する企業（推進計画策定業務支援先のコンサルタント会社）の建築プロジェクトチームの一員という設定でWSを進め、学校施設や学習空間の現状分析を行い、生徒自ら模型（レゴブロック）を用いて理想とする校舎を組み立て、最終回ではその「イチ押し」をポスターで表現いただき、A・Bチーム対抗の「コンペティション（設計競争）」を行いました。

教室の配置や安全性、教員や生徒の移動動線など、高校生のアイデアからは多くの気づきや示唆をいただき、さらにWSの体験を通じて、「自分たちの未来は自分たちで築きあげることが大切」という思いも発表していただきました。



《Aチーム模型の作成》



《Bチーム発表の様子》

この発表の様子については、翌日開催の検討委員会会場において、模型やポスターを展示するとともに、各チームの発表内容は実際の映像を放映し検討委員会へ報告しました。都立日野台高校「建築プロジェクトチーム」が設計した「新たな時代の中学校モデル」については、高校生世代の代表の声として受け止め、アイデア、ご意見については推進計画や今後の設計に活用してまいります。

Aチーム

どこに重点を置くかという点も学校づくりで大切と感じた。2案のいいところをとってつくるかどうかという案になるかを考えると楽しみにもなった。

実現したら、現状の4階建ての学校から、今回の案のようなプランがスタンダードになるかもしれないと思うと面白くなった。

コンサルタント

インターシップで同じことをやっている、プレゼンテーションは仕事の基本的なプロセス。チームでも自分一人で考えるときも使える方法と思う。今回のプロセスは合意形成といって民主主義の手法の一つ。色々な要素が詰まった体験をしたと思うので、進路や社会に出た時に活かしてほしい。



プレゼンは、資料づくりと発表の2つのステップがある。得意なことが皆異なると思うので、それぞれの強みを活かしてほしい。

Bチーム

実際にレゴで空間検討したが、考え方や配置を一致させるのが難しかった。互いに意見を出し合うことで上手くいったので、今回の経験は力になったと思う。

Bチームはコンパクトに、Aチームはフラットに、違うところもあったが、図書室や職員室は生徒に近いようになど共通した部分もあった。皆が思っていることだったらいいいという部分を実現できればと思う。

皆の意見を聞いていると共感する部分が多く、こうしたいという考えが浮かんできた。新しい斬新な学校の案ができて、これができるはもっと楽しく学校に通えるなど思った。夢がある企画で楽しかった。



3. 小学校・中学校の共通事項

(1) ラーニングセンター

学校図書館については、1人1台端末の時代を踏まえ、コンピューター教室と視聴覚室の機能を統合し、読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能を有するラーニングセンターとして整備します。

ラーニングセンターは、学校における学びの中心として、児童生徒の多様な学習活動の場となるほか、交流の場やくつろげる場となり、一人ひとりの居場所となるように設計します。

また、教育活動の拠点であることを基本として学校の中心に配置の上、放課後活動または地域開放等で活用することを想定し整備します。

ア 面積・仕様等

ラーニングセンターの面積は、原則として普通教室4教室分の面積で整備します。学習センター機能には、普通教室や少人数教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとし、間仕切り及び遮音等に配慮します。

ラーニングセンターの基本機能構成及び空間イメージは、以下のとおりとします。

ただし、複数の機能を一つの空間に配置するなど、各学校の特性に応じて、適切に設計します。

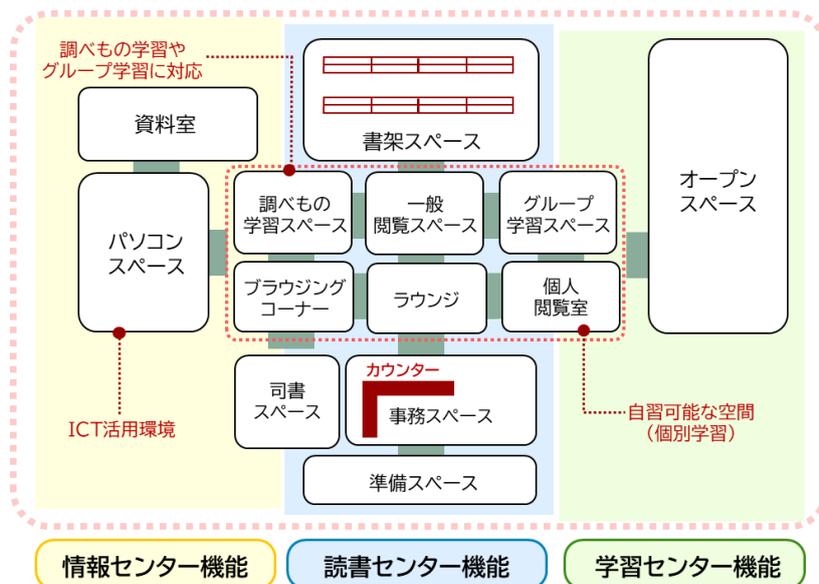


図 31 ラーニングセンターの空間イメージ (例)

「理想のラーニングセンターを描こう！」

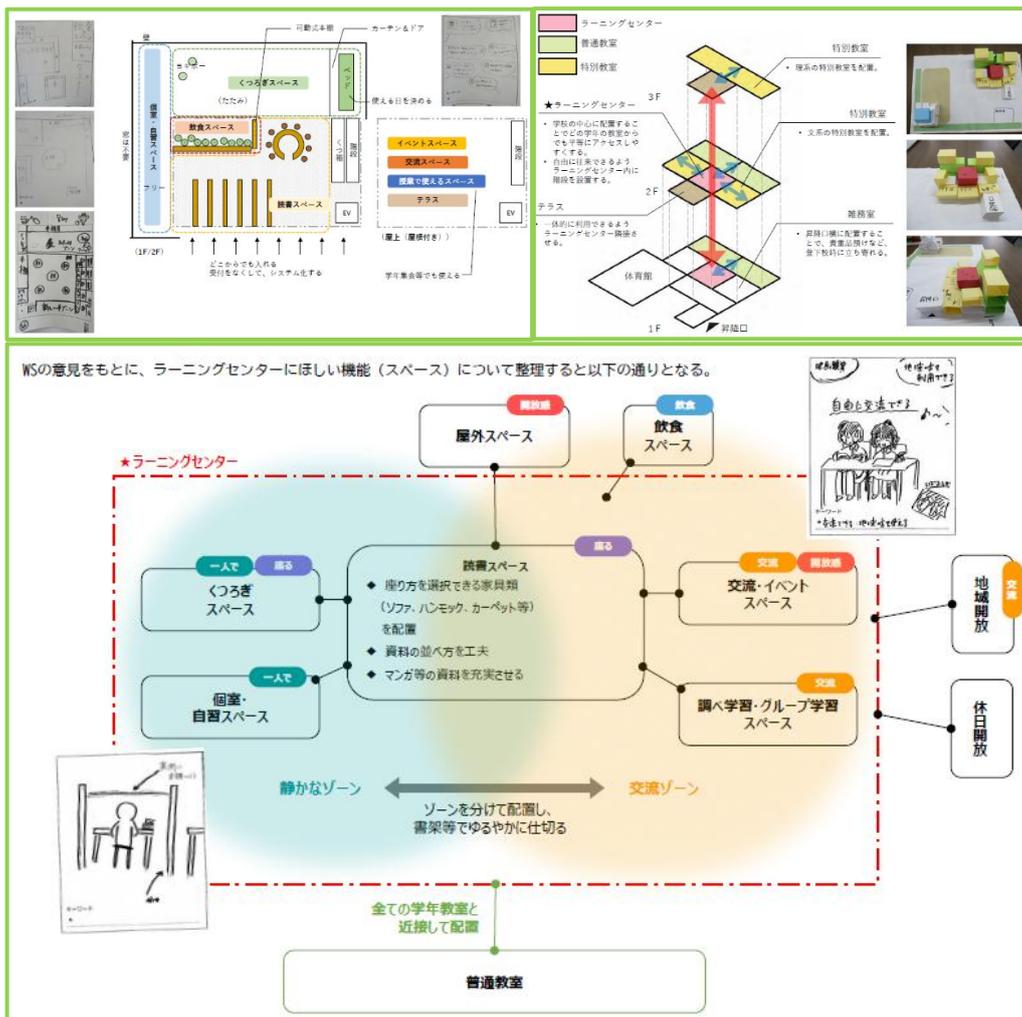
令和5年12月、日野第三中学校の生徒の皆さんにご協力いただき、計3回ワークショップ（以下、「WS」）を行いました。テーマは「理想とするラーニングセンター（学校図書館）を描こう」です。

本市が学校施設を整備する計画をこれから策定するにあたって、周囲の関係者に問いかけてみました。

「皆さんは自分が通学していた小・中学校の図書館を覚えていますか？」

校舎や体育館、家の近くにあった公共の図書館なら覚えているけど、「特に中学校の図書館って、どんな感じだったかな??」

そこで、日頃から学校図書館を利用している三中生の皆さんと一緒にWS形式で研究と意見交換を重ねてきました。さすが図書委員の皆さんです。こうあってほしいという姿をワークシートに書き出し、生徒みんなが使いやすい機能や配置について、イラストを描いたり、紙の模型を何度も重ねたり、他者の発表を聞いてはまた試行錯誤の繰り返し。ラーニングセンターとしての機能を生徒全員で構想し、次のとおり理想を描いてみました。



53 ページの構想案は、日野三中生の提案をもとに立体的に空間を描いたものです。



(2) 特別支援教育

①特別支援学級

特別支援学級は、職員室に近接した配置とし、緊急時に速やかに移動することができるよう屋外運動場または昇降口と同じ高さの階において、児童生徒が通しやすい位置に配置します。

また動線においては、通常学級の児童生徒と交流が保てることを基本とする一方、自閉症・情緒学級においては、通常学級での教育活動や今後の社会活動への指導などを想定して、同様に動線は分離せず同一とするものの、個々の状況に応じて柔軟に対応するものとし、

ア 室数

特別支援学級のうち、知的障害及び自閉症・情緒障害学級を設置する学校には、小教室、教員が授業準備を行う準備室及び専用のトイレ・倉庫を一体的に整備します。

小教室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、小教室については、1校あたり6教室程度の整備を基本とするものの、学校施設整備時における児童生徒の就学の状況を踏まえて、学級数の変動に柔軟に対応することができる必要数を整備します。

また今後、肢体不自由学級を設置する場合における学校の施設機能については、バリアフリー化対策と同様、必要な施設機能を個別具体的に検討します。

イ 面積・仕様等

知的障害及び自閉症・情緒障害学級を設置する学校の施設機能については、学校施設整備時における児童生徒の就学の状況を踏まえて、下記の面積で整備します。

- あ 1教室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備します。ただし教室配置は0.5教室で固定はせず、年度による児童生徒数や一人ひとりの発達段階に応じて、その都度学校がフレキシブルに対応できるようスライディングウォールや収納家具類を使用するなど、簡易に間仕切りができるよう設えについては工夫します。
- い 指導空間は廊下に面するのではなく、必要に応じてバッファとなる空間を廊下との間に確保します。
- う 特別支援学級のトイレは、児童生徒が利用しやすい位置に配置し、一体または近接してシャワー設備を整備します。
- え 特別支援学級の倉庫は、必要な教材等を保管することができる面積で整備します。

②特別支援教室（ステップ教室）

特別支援教室は、一時的な個別・小集団による指導のための教室として位置づけ、児童生徒が通しやすい位置に配置し、個々の状況に応じて、クールダウンスペースの設置を検討します。

ア 室数

特別支援教室を設置する学校には、全体指導室、個別指導室及び教員が授業準備等を行う準備室を整備します。

個別指導室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、個別指導室については、学校施設整備時における指導体制を確認して、必要数を整備します。

イ 面積・仕様等

- あ 全体指導室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備します。
- い 個別指導室は、必要に応じた面積を整備します。

(3) 管理諸室

管理諸室は、学習関係諸室などと移動しやすい位置に、まとまりのある空間として整備します。また、臨時講師や地域関係者などの来校者も利用できるスペースを確保します。

なお、職員室及び保健室については、教育活動上、管理諸室の動線の中央に配置するとともに、その他管理諸室については、親和性や機能性を考慮して配置します。

①職員室（校務センター）

職員室は、職員個人のゆとりあるデスクスペースを確保し、教員が教材を作成するワークスペースやリフレッシュのための休憩スペース、在職する職員の職種や働き方などに対応するフリーアドレスゾーンなど、多目的な利用が可能なスペースを確保します。なお、小学校・中学校では、使う時間帯や児童生徒との相談スペースなど求められる機能も異なることに留意して計画します。

職員室は、原則として校長室と隣接させて配置するとともに、児童生徒の安全を確保するために、1階への配置を基本とし、4階以上の校舎の場合は2階への配置も検討します。



図 32 職員室（校務センター）の空間イメージ（例）

ア 室数

職員室は、特別支援学級を担当する教員も含めて1つの職員室で執務することができるよう整備し、印刷・教材作成スペース及びコミュニケーションスペースを併設します。

また、教員以外に教育活動に従事または補助するスタッフのうち、職員室に個人机、共用机または共有スペースが必要なスタッフに必要な環境を整備します。

イ 面積・仕様等

- あ 職員室は、小学校と中学校それぞれに適した使い方を考慮しながら、適切な空間



を整備します。

- い 職員室は、印刷・教材作成スペース、コミュニケーションスペースも含めて、児童生徒数、学級数推計及び職員室で執務する教員等の人数を踏まえて、原則として普通教室3教室分程度の面積で整備します。
- う 特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校となっている学校にあっては、児童生徒の就学状況や指導体制を踏まえて、指導上必要な面積を考慮して整備します。
- え 教員等が効率的に働きやすい環境を整備するために、原則として職員室内に印刷・教材作成などスペースを配置しますが、この場合においては音の遮断など十分に配慮します。
- お 教員等が円滑な情報共有や一時的な休息をするために、職員室内にコミュニケーションスペースを整備します。コミュニケーションスペースには、給湯設備等を整備するとともに、家具の配置等を工夫し、教員等が気軽に集まりやすい環境を整備します。
- か 職員室またはその周辺において、落ち着いた環境で電話対応をすることができるスペースを整備します。
- き 職員室は、個人情報管理に配慮しつつ、児童生徒が気軽に相談しやすい設えとします。
- く 職員室の出入口付近には、学習面や生活面などにおいて児童生徒が気兼ねなく相談できる空間を設置します。

②校長室

校長室は、原則として職員室や事務室など連携が特に求められる諸室と隣接させて配置します。

ア 面積・仕様等

校長室は、原則として普通教室0.75教室分の面積で整備します。

③事務室

事務室は、来客者を確認することができる位置に配置するとともに、来客者に対応しやすい設えとします。

配置は原則として1階を想定します、校長室や職員室と隣接または近接して同階に配置します。

ア 面積・仕様等

事務室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備します。

④保健室

保健室は、屋外運動場に直接アプローチできるものとし、救急対応として、運動場や校舎の玄関・昇降口などから近く、出入りが迅速にできるよう配置します。

ア 面積・仕様等

保健室は、原則として普通教室2教室分の面積で整備し、シャワー設備及びトイレを併設します。

手当てゾーンと休息ゾーンをそれぞれ確保するとともに、養護教諭は児童生徒の心

身に関する相談を行うため、治療や休息をする児童生徒とは空間を隔てて相談ができる相談室や相談スペースを配置します。

トイレについては、介助者が一緒に入ることができる広さを確保するとともに、衛生管理の観点から保健室とトイレの間に前室等を整備するものとし、衛生管理に必要な設備を設けます。

⑤教育相談室

教育相談室は、管理諸室を配置するエリアにおいて、原則として保健室と近接させながら、学校関係者の動線に配慮しつつ、周囲に気兼ねなく出入りができる配置とします。

ア 面積・仕様等

教育相談室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備します。

⑥用務主事室

用務主事室は、地域開放を想定するスペースの管理運営するスタッフと連携をとることも想定して、原則として1階の地域開放用の昇降口に近接して配置します。

ア 面積・仕様等

用務員室は、執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを合わせて、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備します。

⑦倉庫・教材室

倉庫・教材室は、教材・物品等を管理しやすい箇所に十分な収容スペースを踏まえ配置します。

ア 室数

倉庫・教材室は、教材・教具、物品・行事用具、事務・文書保管、児童生徒及び教職員の備蓄倉庫等の目的別に整備します。

イ 面積・仕様等

倉庫・教材室は、児童生徒数・学級数推計を踏まえて、原則として学年ごとに普通教室0.5教室分及び別途、学校全体で普通教室0.4教室分の面積を目安として整備します。

⑧会議室

会議室は、その用途に応じて大小様々な面積や机椅子を組み合わせ、職員室と隣接して整備します。

特に、小会議室は不登校校内教室の機能を想定し、その動線を含め配置箇所については配慮します。

⑨教職員用更衣室

教職員用更衣室は、原則として職員室と同階に配置します。

ア 室数

教職員用更衣室は、男女を区分して各1室整備します。



イ 面積・仕様等

教職員用更衣室は、原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備することに加え、シャワースペース及び休憩スペースを併設して整備します。

(4) その他諸室

①放送室

放送室は、原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備し、原則として屋外運動場に面して職員室と同階に配置します。

②児童生徒用更衣室

児童生徒用更衣室は、校舎へ設置することを基本として、必要に応じてプールや校庭、体育館の近くに配置します。男女の区分を原則として、小学校低学年は1教室をカーテンなどにより、また中・高学年、中学校は各階1室整備するものとし、小学校または中学校において、原則として、学校全体で下記の面積を目安として整備します。

ア 小学校

普通教室計3教室分

イ 中学校

普通教室計3教室分

(5) 共有部分

①昇降口

昇降口は、利用する児童生徒数や動線に応じた適切な広さ及び位置に整備するとともに、泥や水の侵入を防ぐ設えとします。

また、学校施設を利用するすべての来校者を想定し、校舎との段差はない仕様とします。

②廊下

廊下は、明るく見通しのよい形状で、死角が極力生じないことを原則とするとともに、児童生徒がゆとりをもって安全に歩行することができる適切な幅を確保します。

中学校において、生徒の収納スペースを廊下に配置する場合には、配置する収納スペースの面積を踏まえた幅を確保します。

③階段

階段は、利用する児童生徒数と動線に応じた適切な幅及び位置に整備します。

安全な移動空間とするために、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮した設えとします。

④児童生徒用トイレ

児童生徒用トイレは、安全安心で明るく使いやすい空間となるよう整備するものとし、衛生管理や出入口付近の視界などに配慮した設えとします。

便器は、原則として洋式便器を整備します。ただし、学校の実情に応じて、和式便器の整備が必要な場合には、必要な箇所に和式便器を整備します。

多機能トイレは、原則として校舎の各階に1基整備します。なお、多機能トイレの整備にあたっては、性別に関わりなく利用しやすい配置及び配慮を行います。

⑤手洗い場

手洗い場は、利用する児童生徒数や動線及び並ぶスペースにも配慮した適切な広さ及び配置で整備します。

手洗い場の水栓は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数で整備します。

小学校における手洗い場のカウンターの高さは、用途を踏まえて適切に配置します。

(6) 体育施設

①屋内体育施設

ア 体育館

あ 体育館は、避難所としての機能を確保するために、断熱性能や音響性能にも留意して整備します。

い 体育館は、校舎と一体的かつ連続的な整備を原則として、体育倉庫や防災倉庫など十分な収納スペースを確保します。

う 体育館は、集会施設としての機能も考慮し、学校行事を行う際のステージや放送設備（音響）、用具倉庫や椅子の収納スペースなどを一体的に整備します。

イ 武道場兼多目的ホール（中学校）

あ 武道場は、学年集会や体育の授業を含めた運動などを行う多目的ホールを兼用することができる空間として整備します。

い 武道場兼多目的ホールは、畳が収納できるスペースを整備し、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を配置します。

う 武道場兼多目的ホールを校舎と一体で計画する場合には、運動で生じる音や振動に十分配慮した構造とします。

②屋外体育施設

ア 屋外運動場

あ 屋外運動場は、校舎や体育館等の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保します。

い 屋外運動場の仕様は、児童生徒の活動のしやすさやメンテナンス、周囲への砂塵等の影響を考慮して整備します。

う 屋外運動場には散水設備を整備するものとし、屋外から直接使用可能な倉庫やトイレを整備します。

イ 運動器具・遊び場・遊具

あ 屋外運動場には、体育の授業に使用する運動器具の数量などを勘案して整備します。

い 小学校において、安全に配慮しながら体力向上に資する遊び場や遊具を、屋外運動場の面積を考慮しながら整備します。



ウ その他

児童生徒の休み時間の遊びや部活動における休憩、放課後の子育て支援活動中の熱中症対策を想定して、教育活動の支障とならない範囲で適度に樹木を配置します。

エ プール

あ プールの整備にあたっては、周辺の民間施設の活用など総合的に判断して、整備可否を検討します。

い プールを整備する場合には、更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設を一体的に整備し、プールサイド及び通路等は、十分な広さを確保します。

う プールの水深は、プールを使用する児童生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮します。

え プールの設置場所等の条件に応じた熱中症や外部からの視線への適切な対策として整備します。

※小中学校それぞれ1校につき1プール設置の場合の整備計画であり、今後プールの新設や運用については別途協議調整を進めていきます。

(7) 給食施設

小学校では、児童数や学級数を踏まえた適切な規模の調理室及び調理員用休憩室、また調理員の作業や休憩に配慮した冷暖房装置などを整備・設置するとともに、教室を配置する各階には配膳室を整備します。さらに、中学校では食堂など給食に必要な施設機能を整備します。

なお、食堂の整備にあたってはその空間や面積など特徴を考慮して、多機能スペースや共用化としての利活用などについても検討します。

※学校施設全体の更新にあたっては、給食室内の空調機や職員休憩室、また給食調理器具など備品類においても耐用年数を加味の上、一体的に更新していきます。

(8) 駐車場・駐輪場

駐車場及び駐輪場は、校舎や体育館、屋外運動場の面積の確保を優先するものとしつつ、様々な用件で来校する者の駐車場及び駐輪場を可能な限り確保します。

駐車場及び駐輪場を整備するにあたっては、自動車及び自転車等と児童生徒の動線が可能な限り交錯することのないよう配慮して配置します。



4. 学習・生活環境の向上

(1) 空調・換気設計

空調設備は、児童生徒が教育活動を行う諸室等及び屋内体育施設、教職員等が執務を行う諸室、給食施設、保護者・地域住民等が活動を行う諸室に整備します。

換気設備は、学校施設の屋内において、場所ごとに適した自然換気及び機械換気をすることができる設備等を整備します。また空調設備を設置する諸室では基本的に全熱交換器を整備し、省エネ性能の向上を図るとともに、普通教室等における良好な空気環境が維持できるように、学校運営時の適切な空調換気設備の運用と適当な窓開けの普及に努めます。

(2) 音響設計

音響設計は、技術室や音楽室、体育館など、空間特性に伴う防音対応のみならず、児童生徒が日常的に使用する教室などの学習空間、階段・廊下などの共用部分においても、音への対策を十分に配慮します。配慮に当たっては日本建築学会による2020年6月発行の「学校施設の音環境保全基準・設計指針」を踏まえ、良好な音環境を整備します。

(3) 多様なスペース

既存校舎においても教育環境の質の向上を図るため、現在の各教室・諸室の利用実態や将来の児童生徒数の見通しなどを踏まえ、低未利用となっている教室・諸室の統合も含めて、多様な使い方が可能な新たな学習スペースを確保します。

児童生徒の誰もが滞留空間・交流空間・自習空間として活用できるなど、多様なニーズに応える学習空間を整備します。



5. 防犯、防災・安全対策

(1) 防災拠点としての施設整備

学校施設は、災害時には地域住民の避難所として役割が求められることから、第一に災害時の拠点機能として、その安全性を十分に備え、その上で、誰にでも使いやすく配慮された整備を行います。

体育館は防災備蓄倉庫と一体的または近接した位置に整備することを原則とし、避難所機能に不可欠な電気・水道などのライフラインと代替機能を確実に確保します。

体育館内ならびに校門から体育館までの経路についてはバリアフリー化を図ります。車いす利用者のみならず、視覚や聴覚に障害のある方をはじめとして、様々な障害分野にとってアクセシブルな環境を目指します。洪水浸水想定区域に立地する学校では体育館などの嵩上げなどを改修・改築時に水害対策を検討します。

保健室や家庭科室など、避難所運営時に活用可能な諸室は体育館近くに配置を検討するほか、避難所運営の拠点となるスペースを導入します。

学校施設として教育活動が早期に再開可能となるよう、あらかじめ避難機能と教育機能の区画や動線が最適化されるよう計画します。

必要設備の設置の詳細については、防災行政担当部門と学校施設整備部門で別に定め、技術の進歩や適切な施設・設備を捉え定期的に更新していきます。

(2) 防犯・安全対策

①施設配置

学校用地の条件に応じて死角となる場所が可能な限り少なくなるよう、建物、屋外施設、門を配置します。

②外構、植栽、囲障等

学校周辺の状況や施設配置に応じた外構、植栽、囲障等を計画します。

③出入管理、侵入監視、通報システム

児童生徒の安全を確保するために、学校用地内において児童生徒が活動するエリアに不審者が侵入しないための区画の設定や施錠管理等の推進も考慮の上、各地域の実情も踏まえ検討を進めます。

④危険個所の対策

学校施設内において衝突、転倒、転落の防止対策を行うとともに、建具等の事故防止対策を実施します。



6. ユニバーサルな環境

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー

学校施設を整備するにあたっては、「東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）」「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」「日野市障害者差別解消推進条例」において定める整備基準や理念を基本として整備します。

平時と有事を問わず、学校施設が児童生徒以外に保護者や地域住民が利用することも考慮し、年齢や障害の種別や医療的ケアの有無などにとらわれることなく、学校施設を利用するすべての人々にとって利便性の高い機能を要件とします。

また、施設整備にあたっては、ハード整備はもとより、ICT技術の活用によるシステム面や校内にいる教職員や児童生徒などにより必要とされるサポートなども含めて包括的に取り組みます。

※ユニバーサルデザイン：

すべての人が人生のある時点で何らかの障害を持つということを発想の原点とし、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること

※バリアフリー：

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で、物理的・社会的・制度的・心理的及び、情報面での障壁（バリア）となるものを取り除き、生活しやすくすること

(2) 医療的ケアへの対応

学校で医療的ケアを安心安全に行うことができるよう、全体の配置や動線に配慮した計画とします。特に医療的ケアを行う空間は、保健室をはじめ安全面、衛生面に十分留意した施設とします。さらに電源をはじめ、一人ひとりのニーズに応じた危機を想定し必要な設備を想定した整備とします。



7. 学校施設利用の多様化

(1) 放課後活動（学童クラブ・放課後子ども教室「ひのっち」）

①学童クラブ

学童クラブ施設の設置にあたっては、学校敷地内の整備を基本の考えとし、関係部門（市教育委員会、市子ども部）が協議の上、決定します。

この場合においては、同施設の適切な配置や動線、管理運営上の区分を明確にするなどハード面、ソフト面において仕組みづくりを施設整備とあわせて構築します。

なお、一部の地域では入所児童数の増加が今後も見込まれることから、余裕教室等の更なる活用について検討します。

②放課後子ども教室（ひのっち）

放課後子ども教室は、小学校施設（教室、校庭、体育館など）を活用しているため、今後も引き続き関係部門（市教育委員会、市子ども部）が協議の上、新たに設置や開放が検討されるラーニングセンターや社会教育施設との連携スペース、特別教室や近接するワークスペースなども候補として、学びや遊びを通じて子どもたちの放課後活動が充足できるスペースを確保の上、活用していきます。

(2) 地域開放・複合化等への対応

①地域開放

学校近辺に住まう地域住民の活動拠点として、従来の地域開放のエリアに加え、一定の利用ニーズがある特別教室の一部も開放を計画します。

この場合においては、児童生徒や教職員が安心して学校生活・学校教育活動に専念できる環境を最優先で配慮します。

児童生徒の動線と地域開放利用者の動線を可能な限り分離し、不必要な交錯や双方の活動への影響を抑えるようにします。

地域開放エリアと児童生徒、教職員のスペースは物理的に分離可能とすることを原則とし、外部から干渉されない物品の保管スペースを確保することを原則とします。

②複合化

公共施設サービスに対する多様なニーズや異世代交流などを目的として、公共施設の配置状況により、関連計画と部局横断的な連携を図り、学校施設との複合化を計画します。

学校施設が社会教育施設などの他施設と複合化する場合は、教育活動との親和性や相乗効果などを視点に加え、地域住民からのニーズを聞き取り、合意形成を得ながら進めていきます。

整備にあたっては、児童生徒の安全を考慮するために、学校用地内において区画を設定し、複合化する公共施設等の区画への出入口及び棟への玄関を独立して整備します。

学校施設と複合化する公共施設等のうち、教育活動と親和性の高い施設について、学校施設の側から利用しやすいよう工夫して整備します。ただし、児童生徒の安全を確保する必要があることから、公共施設等の側から防犯上の対策も工夫して整備します。

(3) 社会教育施設との連携

社会教育分野を視点とする学校施設内の整備において、新たに社会教育施設として専有するスペース（普通教室 1.5 室程度）を設置し、学習や交流などの目的に応じた「(仮称)地域の学び舎」として機能を求めます。

さらに、近接する特別教室と可動式の扉などの活用により、日常は児童生徒の学習空間と干渉せず、一体的な活用も可能となるため、利用者が目的とする諸室の利便性を高めることができます。

また、学校施設との接続点においては、防犯上の観点も念頭に置きつつ、ガラス窓などにより空間を隔てることで、子どもは多世代における地域活動の様子を知ることができ、同時に社会との接続点を創出します。

他方、災害時などにおいては活動や支援物資集約の拠点となり、屋外一体型のピロティなどと連続性を持たせることで、避難者の待機場所や炊き出しなどのスペースとして活用できることが期待できます。

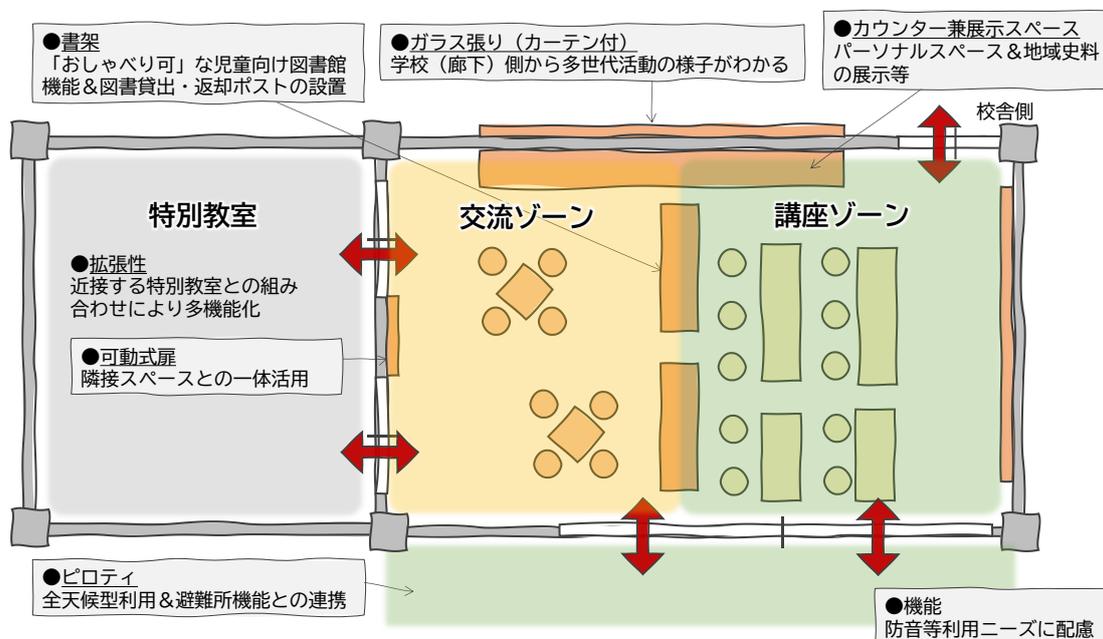


図 33 地域活動のための空間イメージ

ただし、専有スペースの整備にあたっては、これまでの地域開放や特別教室における学校施設の共用化の考え方を活かしつつ、地域に配置する社会教育施設やコミュニティ施設との重複設置を回避するため、公共施設等総合管理計画の個別再編計画に基づき、他の公共施設との一体的な公共施設サービスの展開とします。

また、社会教育施設が主体の利活用となった場合においては、管理運営の主体は学校を除き行政または地域、その他学校運営の支援者とします。



8. 環境性能

(1) 環境対策

環境省の地球温暖化対策計画では2030年には新築の建物はZEB化を標準とする等、昨今の気候変動対策として建物の環境性能向上も求められています。また令和5年度に市で実施した気候市民会議でも同様に公共建築物の環境対策の実施が提言として挙げられ、令和6年度は「日野市公共建築物環境配慮指針」の策定作業を進めています。

このような背景のもと、当市の学校施設整備においては、建物の断熱性能の向上、LED照明や高効率機器の導入、太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を実施し、ZEB Ready相当($BEI \leq 0.5$)を目指します。

また温室効果ガス排出量を削減する緩和策だけでなく、熱中症対策や豪雨対応、防災対応等の適応対策についても導入に努めていきます。

(2) 整備目標

学校施設のZEB化の実現化に当たって、新改増築時は、原則 $BEI \leq 0.7$ は確保しつつ、可能な限りZEB Ready相当の実現化を図ります。新改増築時にZEB Ready相当の実現が難しい場合は、後年の大規模改修時にZEB Ready相当の実現に向け部位の断熱性能等の仕様を選定します。

ZEB Ready相当に達していない建物の大規模改修時は、残りの建物耐用年数と費用対効果を踏まえ、ZEB化の取り組みを検討します。大規模改修時の取り組みは、断熱化の取り組みも実施することを前提として計画します。

新改増築、大規模改修時に、照明(LED)、空調(高効率化)、換気(全熱交換器)等の設備は、原則省エネ型を設置するものとします。

太陽光発電設備の設置は、新改増築時には原則設置し、大規模改修時においても設置の検討を行います。なお太陽光発電設備は、避難所運営の環境改善等、学校施設の運営上で求められる機能となることを企図し、適切な維持管理が継続される体制も視野に入れ計画します。

(3) 木質化

児童生徒が落ち着いて学校生活を過ごすために、学校施設内の内装について、規模、予算に応じた木質化を図ることを検討します。また、「日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、多摩産材等の利用推進を図ります。



9. 既存校舎の現代化

(1) 既存校舎の現代化

①既存校舎の整備手法

諸機能整備計画の実現にあたっては、校舎等の全面建て替え（改築）による整備手法だけでなく、大規模改修により整備を推進する必要があります。学校施設の更新に係る整備については個別施設計画にて詳述しますが、「全面的な改築」のほか、「長寿命化改修または予防改修」「一部改築＋長寿命化等改修」「個別改修」により各学校の整備の最適化を推進していきます。

②多様な学習空間の確保

既存校舎の現代化にあつては、外観・内観はリフレッシュされるものの校舎面積の増築が伴う改修でなければ、基本構想や諸機能整備計画で描いた学習空間や機能を実現することは困難な場合も想定されます。

この場合においては、学習環境の質の向上を図るため、例えば小学校ではオープンスペースの設置に代わる機能として、中学校同様、普通教室間に多機能スペースを設置します。あるいは特別教室の活用のあり方として、その時代にふさわしい既存教室の改修や転用によりオープンスペースや多機能スペース、ラーニングセンターの設置などによりその機能を創出するなど、様々な諸室機能の組み合わせにより、校舎等の全面建て替え（改築）と同等の学習空間を創出し児童生徒の多様な学びを確保していきます。

③ユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応

学校施設を整備するにあたっては、関係法令や条例などに定める整備基準や理念を基本として整備を進めます。しかしながら、既存校舎の改修等にあたっては、校舎間の段差解消や屋外からの経路と接続したエレベーターの設置など困難な場合も想定されるため、既存校舎のバリアフリー化実現に向けては、個別施設計画に基づき、大規模改修による改修を基本としますが、早期実現化が必要とされる場合には、個別改修にて計画の早期着手による実施を検討し、計画的に整備を進めていきます。

④生活環境の向上

日常の教育活動で不可欠な教具・教材や児童生徒のバッグ類などの収納スペースや休憩時間における交流スペースについては、廊下付近を中心として改めて空間を確保していきます。また、児童生徒が日常生活を過ごし、学習に集中できるよう照明器具や冷暖房機、トイレなどの更新については、大規模改修に合わせての実施を基本としますが、バリアフリー化対策同様、整備年次によっては「個別改修」により計画的に整備を進めていきます。

さらに、児童生徒が落ち着いて学校生活を過ごす工夫としては、学校施設内の内装について、規模、予算に応じた木質化を図ることも検討します。その際は「日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、多摩産材等の利用推進を進めていきます。



10. 敷地面積の制約や地域の実情に応じた学校施設整備の考え方

本市における学校施設は、小学校17校、中学校8校の計25校です。市街地は自然豊かな街並みである一方、まちづくりがいまだ発展途上であり、その立地は幹線道路や河川近隣、丘陵地や平坦な住宅街など様々です。それぞれ学校においては、通学区域や学校規模、敷地面積、用途地域も異なり、あわせて児童生徒数も各校により地域差があることが特徴となっています。

推進計画ではこのことを想定した上で、学校整備の標準を小学校：3学級×6学年、中学校：6学級×3学年と設定し学校施設の整備を推進していきませんが、関係法令により学校施設の規模や延床面積などの上限に規制にかかることもあります。

したがって、オープンスペースや多機能スペースといった学習空間をはじめ、推進計画で位置づけた新たな機能の整備面積の確保に至らなかった場合は、次の優先的事項により必要な学校施設機能を確保することとします。

(1) 学校施設の整備における工夫

学校を整備する用地の面積などの条件を踏まえて、主として次の優先的事項又はその組み合わせにより、学校施設機能の最適化を第一として整備を進めていきます。

- ①児童生徒の将来予測人口を推計の上、学校施設規模の一層の精密化をはかる。
- ②特別教室をはじめとする諸室で機能統合を行う。
- ③諸室のうち、共有可能な諸室の統合又は縮減を行う。
- ④小学校に設置するオープンスペースは低・中・高それぞれ2学年共用のスペースとする。
中学校に設置する多機能スペースは特別教室のワークスペースとの機能統合を行う。
小中学校ともに各スペースをラーニングセンターの共用スペースと機能統合を行う。
- ⑤児童生徒数やその利用頻度を踏まえて次の諸室の面積を縮小します。
 - ア 会議室など共用スペース
 - イ 校務センター
 - ウ ラーニングセンター
 - エ その他学校運営の実情にあわせて縮減できる諸室

(2) 公共施設等総合管理計画の方向性

学校施設は、災害時の避難所機能や地域開放としてスポーツやコミュニティなど公共施設として機能を持ちあわせていますが、公共施設である以上は、公共施設等総合管理計画に基づき一定の整備面積の制約も検討しなければなりません。一方、同計画においては、建物類型別による個別施設計画により、当該公共施設の維持管理やその最適化、また個別再編計画により、一定のエリアに立地する公共施設間における機能の最適化などが掲げられています。

したがって、学校施設自体で面積縮減に限界が生じた場合においては、学校施設の複合化や共用化（一部特別教室の地域開放）、あるいはコミュニティ施設の代替機能化や地域が専有するスペースの確保（共用サービスの受け入れ）などにより、学校周辺における地域全体で公共施設の総面積をコントロールすることも視野に、市長部局と横断的な協議調整により課題解消を図っていきます。



11. 諸室の基本的な構成及び規模

本市における、諸室の構成及び規模（コマ数）・室数の望ましい標準仕様として、以下のとおりを設定します。

ただし、学校施設整備にあたっては、それぞれの土地・条件などに則し、個別の具体的な規模や室数、機能の統合等は、学校施設の設計段階で構築するものとします。

(1) 小学校

学級数：18学級（各学年3学級×6学年）、1コマ：68㎡

区分	教室・スペース	コマ数	室数	備考	
普通教室	普通教室	1	18		
	少人数教室	1	6		
	特別支援学級	0.5	6		
	特別支援教室(ステップ教室)	1	1		
	通級指導学級	1	1	設置校に限る	
	カームダウンスペース	0.2	7		
	特別支援学級専用教材室	0.4	1		
	オープンスペース(OS)	2.2	6	奥行6mとする	
特別教室	リソースルーム	0.2	1		
	ワークスペース(WS)	1	1		
	理科室	1.5	1		
	理科準備室	0.5	1		
	音楽室	1.5	1		
	音楽準備室	0.5	1		
	楽器庫	0.5	1		
	図工室	1.5	1		
	図工準備室	0.5	1		
	家庭科室	1.5	1		
家庭科準備室	0.5	1			
学校センター	ラーニングセンター	4	1	図書室・図書準備室含む	
	校務センター	職員室	3	1	
		校長室	0.75	1	
		事務室	0.5	1	
		保健室	2	1	
		印刷室	0.5	1	
		会議室	1	1	
	その他管理諸室	多目的室	2	1	
		用務主事室	0.5	1	
		放送室	0.5	1	
		教育相談室	1	1	
		給食室	3.4	1	
		配膳室	0.6	3	各階設置
		倉庫・教材室	0.5	6	学年ごとに設置
		倉庫・教材室	0.4	1	
		教職員用更衣室	0.5	1	
		児童用更衣室	0.5	6	
小会議室・不登校校内教室	0.5	1			
社会教育施設	1.5	1			
共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫等	-	1		
屋内体育施設	体育館	-	1		
	体育館関係諸室	-	1		
屋外体育施設	屋外体育倉庫	-	1		
	用具倉庫	-	1		
プール	プール関係諸室	-	1	プールを整備する場合のみ	
全体面積(目安)				約9,560㎡	



(2) 中学校

学級数：18学級（各学年6学級×3学年）、1コマ：68㎡

区分	教室・スペース	コマ数	室数	備考	
普通教室	普通教室	1	18	1学年6学級編制	
	多機能スペース(OS・少人数教室)	1	6	学年ごとに2室計画	
	特別支援学級	0.5	6		
	特別支援教室(ステップ教室)	1	1		
	通級指導学級	1	1	設置校に限る	
	カームダウンスペース	0.2	4		
	特別支援学級専用教材室	0.4	1		
特別教室	リソースルーム	0.2	1		
	ワークスペース(WS)	1	3		
	理科室	1.5	2		
	理科準備室	0.5	1		
	第一音楽室	1.5	1		
	第二音楽室	1	1		
	音楽準備室	0.5	1		
	楽器庫	0.5	1		
	美術室	1.5	1		
	美術準備室	0.5	1		
	家庭科室	1.5	1	被服室、調理室兼用	
	家庭科準備室	0.5	1	被服室、調理室兼用	
	技術室	1.5	1	木工室、金工室兼用	
技術準備室	0.5	1	木工室、金工室兼用		
学校センター	ラーニングセンター	4	1	図書室・図書準備室含む	
	校務センター	職員室	3	1	
		校長室	0.75	1	
		事務室	0.5	1	
		保健室	2	1	
		印刷室	0.5	1	
		会議室	1	1	
	その他の管理諸室	用務主事室	0.5	1	
		放送室	0.5	1	
		教育相談室	1	1	
		給食室	3.9	1	
		配膳室	0.6	3	各階設置
		食堂	6.1	1	
		倉庫・教材室	0.5	3	学年ごとに設置
		倉庫・教材室	0.4	1	
		教職員用更衣室	0.5	1	
		生徒用更衣室	0.5	6	
多目的室		2	1		
小会議室・不登校校内教室	0.5	1			
社会教育施設	1.5	1			
共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫等	-	1		
屋内体育施設	体育館	-	1		
	体育館関係諸室	-	1		
屋外体育施設	屋外体育倉庫	-	1		
	用具倉庫	-	1		
プール	プール関係諸室	-	1	プールを整備する場合のみ	
全体面積(目安)				約9,620㎡	





個別施設計画

III





個別施設計画について

- 個別施設計画は、個々の学校の諸条件を類型化し、それを踏まえた具体的な整備計画パターンを示すとともに、整備スケジュールを短・中・長期で示す計画です。
- 「学校整備基本構想」及び「学校諸機能整備計画」の方針に照らし、施設の諸条件に沿った各校における整備計画パターンを整理しています。





第1章 計画の背景・目的



1. 計画策定の背景と目的

日野市の学校教育施設は、公共施設の延べ床面積のうち約53%と多くを占めています。

本市では、これまで昭和40年代以降の児童・生徒数の急増期に新たな学校を建設し必要な教室の確保に努めてきました。その後、昭和57年をピークとして児童生徒の減少期を迎え、適正規模・適正配置の考えのもと学校の統廃合が検討・実施されるなど、学校を取り巻く状況は大きく変化してきました。

また、本市では、将来的な人口の減少や少子高齢化の進展による収入減が予想され、財源の不足も問題となっています。

多くの施設を適切かつ継続的に維持していくためには、経年劣化等に対応する補修費用や状況に対応する改修費用が必要であり、さらに、建物の更新には多額の費用を要します。これら学校施設の維持・更新等にかかる費用は、厳しい財政状況において大きな負担となることから、今後は施設をできるだけ長く利用できるよう定期的に改修を実施し、施設整備や維持管理にかかるコストを総合的に抑制していく必要があります。

そのため、平成29年度には「学校施設の長寿命化及び改築等の整備に係る中長期整備計画」を策定し、学校施設の状態に依拠して各学校の整備方針や整備スケジュールを示し、学校施設の長寿命化に取り組んできました。

一方で、近年は、新しい時代の教育内容の変化に対応した多様な学習形態に適した空間デザインの導入、地域から期待される公共施設としての機能や役割など、学びの変化を受け止める環境整備の必要性・重要性が高まり、バリアフリー化が求められるような時代となり、教育環境の質の向上やアクセシビリティの確保などの観点も考慮することが必要となっています。

このような状況下において、本市においては、基本構想や諸機能整備計画が策定されるタイミングに、それら計画において新しい学習環境としての学校施設が示されることを捉えた個別施設計画として更新することが重要であると考えます。

そのため、本計画では、厳しい財政状況の中、老朽化が進んでいる学校施設の維持管理及び整備を計画的に実施し、学校施設に求められる機能を確保しつつ、新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画基本構想及び諸機能整備計画に位置づけられた施設づくりの実現化を図ります。



2. 計画の位置づけ

本計画は、日野市が現在所有する公立小学校17校、中学校8校の全25校の老朽化状況等を把握し、本施設の中長期的な維持・保全及び更新等を示した現状の個別計画です。

検討にあたっては、施設の長寿化など、施設の延命化に向けた取り組みを中心にまとめました。今後は、日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）の基本方針のもと、延べ床面積の縮減率（約16%）を踏まえた具体的取り組み（統廃合・複合化など）や他の類型別の個別計画を含めた全体計画の事業費など財政状況を踏まえた検討を行い、同計画が求める個別計画へとつなげます。

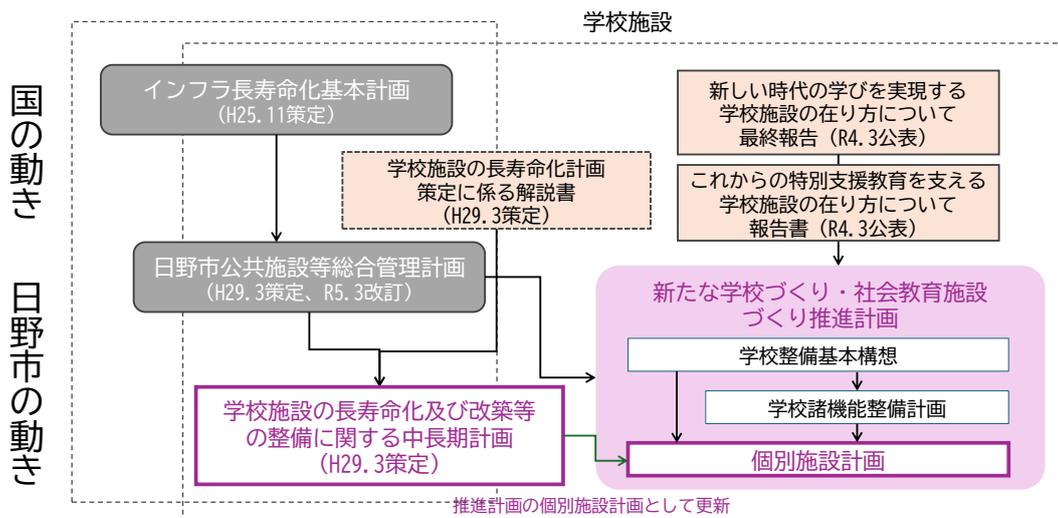


図 34 個別施設計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画の計画期間については、令和7年（2025年）から令和46年（2064年）までを計画期間として取り組みを進めます。

使用年数を超える建物が発生する時期から、おおむねの整備すべき時期を短期、中期、長期に区分して選定し、段階的な整備を行います。

- 短期：2025年～2039年（15年間）
- 中期：2040年～2054年（15年間）
- 長期：2055年～2064年（10年間）

※学校施設の維持保全・更新間隔を踏まえ、「日野市公共施設総合管理計画（改訂版）」とは期間設定が異なります。



4. 対象施設

小学校17校、中学校8校の全25校を対象とします。

表 4 計画対象の小中学校

■小学校

NO	名称	建築年度・増築年度 (校舎棟)	主な改修内容	構造	校地面積 (㎡)	体育館 (㎡)
1	日野第一小学校	S38・39・40	H13:校舎耐震工事	RC3階	20,497	760
2	豊田小学校	S43・44・49・H22	H2:校舎大規模改修完了 H18:体育館耐震工事完了	RC4階	15,443	761
3	日野第三小学校	S42・43・48	H17:南校舎耐震工事完了 H18:北校舎耐震工事完了 H19:体育館耐震工事完了	RC3階	16,806	814
4	日野第四小学校	S40・41・45・H12・22	H18:校舎耐震工事 H22:体育館耐震工事竣工	RC3階	14,949	704
5	日野第五小学校	H2	平成元年:校舎改築工事着工	RC4階	21,109	809
6	日野第六小学校	S39・40・44・49	H18:校舎耐震補強工事(北校舎・体育館) H22:校舎耐震補強工事完了(南校舎)	RC3階	18,588	795
7	潤徳小学校	S40・41・46・H19	H15-16:校舎耐震工事 H18:体育館耐震工事	RC3階	15,376	779
8	平山小学校	H20		RC3階	15,911	1,018
9	日野第八小学校	S44・48・50・H19	H8:耐震補強大規模改修工事第Ⅰ期完了 H9:耐震補強大規模改修工事第Ⅱ期完了 H10:耐震補強大規模改修工事第Ⅲ期完了 H22:体育館耐震補強工事完了	RC3階	17,412	710
10	滝合小学校	S46	H6:体育館全面改修工事完了 H18:耐震改修工事	RC3階	20,458	751
11	日野第七小学校	S48・53・58	H10-12:耐震大規模改修工事	RC4階	13,509	736
12	南平小学校	S49・54・56	H11:耐震補強工事完了	RC4階	15,970	734
13	旭が丘小学校	S52・57	H19:校舎耐震工事完了 H21:体育館耐震工事完了	RC4階	16,274	760
14	東光寺小学校	S54・H19	H19:耐震改修工事	RC3階	19,586	760
15	仲田小学校	S59・H18		RC3階	15,660	760
16	夢が丘小学校	S52	H15:大規模改修工事	RC4階	16,904	760
17	七生緑小学校	S55・H21	H20:大規模改修工事	RC3階	16,320	757

■中学校

NO	名称	建築年度・増築年度 (校舎棟)	主な改修内容	構造	校地面積 (㎡)	体育館 (㎡)
1	日野第一中学校	H21		RC3階	19,318	842
2	日野第二中学校	S35・36・39・41・ 42・51・61	H14:南校舎耐震補強工事完了 H15:体育館耐震補強工事完了 H25:北校舎改築基本設計 H27:北側校舎解体&建替え H29.2月完成	RC3階	21,150	1,075
3	七生中学校	S45・46・50・59・ H19	H16:南校舎耐震工事 H17:体育館耐震工事 H18:北校舎東部分改築工事、 西部分耐震工事	RC3階	20,367	765
4	日野第三中学校	S46・50・54・59・H2	H4:体育館改修工事完了 H15:第1期校舎耐震工事 H18:第1期校舎と第2期校舎の渡り廊下 耐震工事完了	RC4階	21,470	1,067
5	日野第四中学校	S48・50・53	H18:西校舎耐震工事完成 H19:東校舎耐震工事完成 H22:体育館耐震補強工事完了	RC4階	18,955	1,136
6	三沢中学校	S52・59・H19	H21:体育館耐震改修工事完了	RC4階	23,623	1,118
7	大坂上中学校	S55・58	H18:校舎耐震工事完了 H22:体育館耐震工事完了	RC4階	19,389	1,118
8	平山中学校	S56・H4		RC4階	18,200	1,189

出典：日野市／学校施設の長寿命化及び改築等の整備に関する中長期計画

第2章 上位・関連計画の動向



1. 学校施設長寿命化に関する国の動向

(1) 学校施設の長寿命化改修の手引きの発表

文部科学省において、学校施設の長寿命化を具体的に進めるために、平成26年1月「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」が作成されました。

国・地方の厳しい財政状況の下、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、改築より工事費が安価で廃棄物や二酸化炭素排出量が少ない長寿命化改修への転換が必要とされています。鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、法定耐用年数としては60年または47年となっていますが、これは税務上の減価償却費を算定するためのものであるため、実際の物理的な耐用年数はこれより長く70～80年程度、さらに技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされています。

(2) 学校施設の長寿命化計画策定に関わる手引きの発表

文部科学省において、平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に関わる手引き」が作成されました。

本手引きでは、学校施設の長寿命化計画を策定する際の基本的な考え方や留意事項、計画に盛り込むべき事項等を示すとともに、押さえておくべきポイントや具体的な考え方等が解説されています。

(3) 学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書の発表

文部科学省から、多くの個別施設計画において管理運営面等含めた「さらなる改善」が必要であることに触れられていることを踏まえ、「さらなる改善」を推進するものとして、令和4年3月に「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」が公表されています。

本解説書では、今後、教育環境向上と老朽化対策の一体的整備や国土強靱化、脱炭素化等の学校施設を取り巻く様々な課題に対応した整備・管理において、コストの最適化を図るなど計画的・効率的に取り組んでいくにあたっては、教育委員会のみで対応するのではなく、首長部局との間で横断的な検討体制を構築し、個別施設計画について不断の見直しを行い、充実させていくことが重要であるとされています。

(4) 学校施設等の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書の発表

文部科学省から、令和5年3月に、「学校施設等の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」が公表されています。

本解説書では、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について、最新の教育動向や地域の実態に応じた計画の充実・見直しを支援するため、施設整備に係る長期的な維持・更新コストの見える化やより効率的で実現可能性の高いコスト試算の実施方法等が解説されています。



2. 学校施設長寿命化に関する東京都の動き

(1) 第三次主要施設10か年維持更新計画（令和4年3月）

東京都では、平成21年2月に「主要施設10か年維持更新計画」を策定し、平成27年に策定した二次計画の策定から7年の間に生じた都政を取り巻く社会情勢の変化などに適切に対応するため、令和4年3月には「第三次主要施設10か年維持更新計画」を策定し、都有施設の計画的な維持更新を進めています。

表 5 計画の概要

今後の維持更新の考え方	<p>今後の維持更新においては、引き続き都民サービスの維持・向上を基本軸に据え、次の観点に十分配慮しながら、計画的な維持更新を推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安心・安全の確保 (2) 環境負荷の一層の低減 (3) 国産木材の活用促進 (4) 「新しい日常」への対応 (5) ユニバーサルデザインの導入 (6) 施工時期や財政負担の平準化 (7) ライフサイクルコストの縮減 (8) 都有財産の効率的かつ効果的な活用
計画対象施設	<ol style="list-style-type: none"> (1) おおむね築35年を経過し、延床面積3,000㎡以上の施設 昭和の時代に整備され、近年の建築物と比べて基本的性能が低く、老朽化が進行した施設であり、大規模改修や改築を含め維持更新手法を検討してきたもの (2) おおむね築10年を経過し、延床面積10,000㎡以上の施設 良質な資産として残していくため、設備機器の改修を中心に維持更新手法を検討してきたもの (3) その他、維持更新が特に必要な施設 老朽度、緊急度など施設の改築・改修の必要性が(1)及び(2)とほぼ同等と位置づけられるもの
計画期間	<p>令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第Ⅰ期：令和4年度～令和6年度 ○第Ⅱ期：令和7年度～令和9年度 ○第Ⅲ期：令和10年度～令和13年度
都有施設が目指す目標使用年数	<p>○「65年以上」とする。なお、記念性、文化性又は芸術的価値のある施設などは、さらに長期的な使用を目指す。</p> <p>○改築条件：施設の劣化状況、用途の変更などの事業環境により長寿命化に適さない施設については、原則として改築とする。</p>
計画を推進していく上での取り組み	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都政の重要課題等を反映した維持更新の推進 <ol style="list-style-type: none"> ア. 防災対応力の強化 イ. 環境負荷の一層の低減 ウ. 国産木材利用の拡大 エ. 「新しい日常」への対応等を踏まえた維持更新 オ. 利用者の多様なニーズに適切に対応した取り組み カ. 更新のための配置計画の検討 (2) 長寿命化の推進 <ol style="list-style-type: none"> ア. 維持更新上の工夫 イ. 適切な維持管理と保全の実施 ウ. 最も適切な維持更新手法の検討 (3) 都有財産の効率的かつ効果的な活用



3. 学校施設長寿命化に関する日野市の動き

(1) 日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）（令和5年3月改訂）

日野市公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとに短期目標（平成29年度から令和3年度）及び中期目標（令和4年度から令和8年度）を設定し、施設類型ごとの基本的な方針を定めています。

表 6 計画の概要

計画期間	令和5年度（2023年度）から令和34年度（2052年度）の30年間 ■短期目標期間 ・5年程度【令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）まで】 ・緊急に対応が必要な取り組みを短期目標期間に位置づける。すでに施設の統廃合等が決定している施設や、売却・譲渡の対象となっている施設や耐用年数到来年度を迎える施設の縮減などが主な検討対象 ■中期目標期間 ・10年程度【令和10年度（2028年度）から令和14年度（2032年度）まで】 ・住民の同意を得ながら進める取り組みなど。短期目標期間内に売却・譲渡できない施設や期間内に耐用年数到来年度を迎える施設、民間で運営可能な施設などが主な検討対象
対象とする公共施設等	本市が所有する建築物その他の工作物とする。（庁舎や学校などの建築物、道路・橋梁などの土木構造物、下水道などの公営企業の施設、火葬場などのプラント系施設等）
基本理念	『市民ニーズやまちづくりに柔軟に対応し続ける公共施設マネジメント』
基本方針	<p>①市民や利用者の安全を最優先にすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化や耐震性の不足など、市民や利用者に危険が及びそうな施設や、危険性が不明な施設は優先的に対応する。 ・防災拠点となる施設は、BCPの観点から備蓄・通信・エネルギー供給を可能とする設備を検討する。 <p>②中期的な都市構造、人口構造、財政状況を踏まえた計画策定を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口構造や都市構造、財政状況を踏まえて目先の需要だけで整備や統廃合を決めるのではなく、5～10年先をみた公共施設等マネジメントを行う。 <p>③公共施設の総量縮減の目標値を意識した取り組みを実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初目標（縮減率：約16%、縮減面積：約5.6万㎡、1年あたり縮減コスト：約8.7億円）を継続する。 <p>④まちづくりを踏まえた公共施設等のマネジメントを実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野・豊田・高幡不動駅の各駅周辺を「集約拠点」として、高度な都市機能や公共施設をコンパクトに集約し、その他の駅周辺を「地域拠点」として、生活に必要な都市機能を配置する。 ・地域の生活基盤を支える場として、住宅地の中の中心的なエリアを「生活拠点」と位置づけることも検討する。 <p>⑤民間活力や市民協働を積極的に採用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI等、民間活力を活かした行政サービスの展開や、地域とともに公共施設等をマネジメントすることで、柔軟なサービスの提供を目指す。 ・民間活力の活用を主とした新たな運営手法の導入や市民協働の推進によ



	<p>り、施設の運営経費を削減し、かつ施設を利用する受益者に対しても受益者負担の適正化等を求めることで歳入の確保を目指す。</p> <p>⑥全庁的な体制で計画を遂行すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所管課が横断的に情報を共有し、知恵を出し合いながら、上手に公共施設等をマネジメントする。
<p>管理に関する基本的な方針</p>	<p>【学校教育施設（小学校・中学校・幼稚園・教育センター）】</p> <p>■短期目標（5年程度 令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校は、中長期計画に基づく実施方針より、以下事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 小学校屋内運動場冷暖房設備設置事業 ➢ 学校トイレ改修事業 ➢ 豊田小学校校舎大規模改造事業 ➢ 日野第一小学校の改築に向けた基本構想・設計等 ・小中学校は、令和4年度から令和6年度で「(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」を策定する。 ・公立幼稚園は、幼児人口と在園児数等の動向を踏まえて、公立幼稚園のあり方や適正配置について検討していく。 ・教育センターは、移転先や移転時期、現建物の利用中止時期等の検討・調整を実施する。検討・調整を踏まえて移転を実施し、現建物の利用を段階的に中止する。 <p>■中期目標（10年程度 令和10年度（2028年度）から令和14年度（2032年度））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和10年度（2028年度）から令和12年度（2030年度）で日野第一小学校の改築を実施する。 ・児童・生徒の増減や地域ごとの特性・ニーズなどに対応するため、公立幼稚園の適正配置、学校施設の他の公共施設との複合化や適正規模、適正配置等、適宜（一定期間ごと）計画の見直し検証を行う。

第3章 学校施設の現状



1. 小中学校施設の老朽化

現在（令和6年度）の日野市立の小中学校25校（118棟）の延べ床面積は174,000㎡です。
 小中学校施設の旧耐震基準の延べ床面積は116,000㎡（67%）であり、新耐震基準以降の延べ床面積58,000㎡（33%）に対して、約2倍と多い状況となっています。

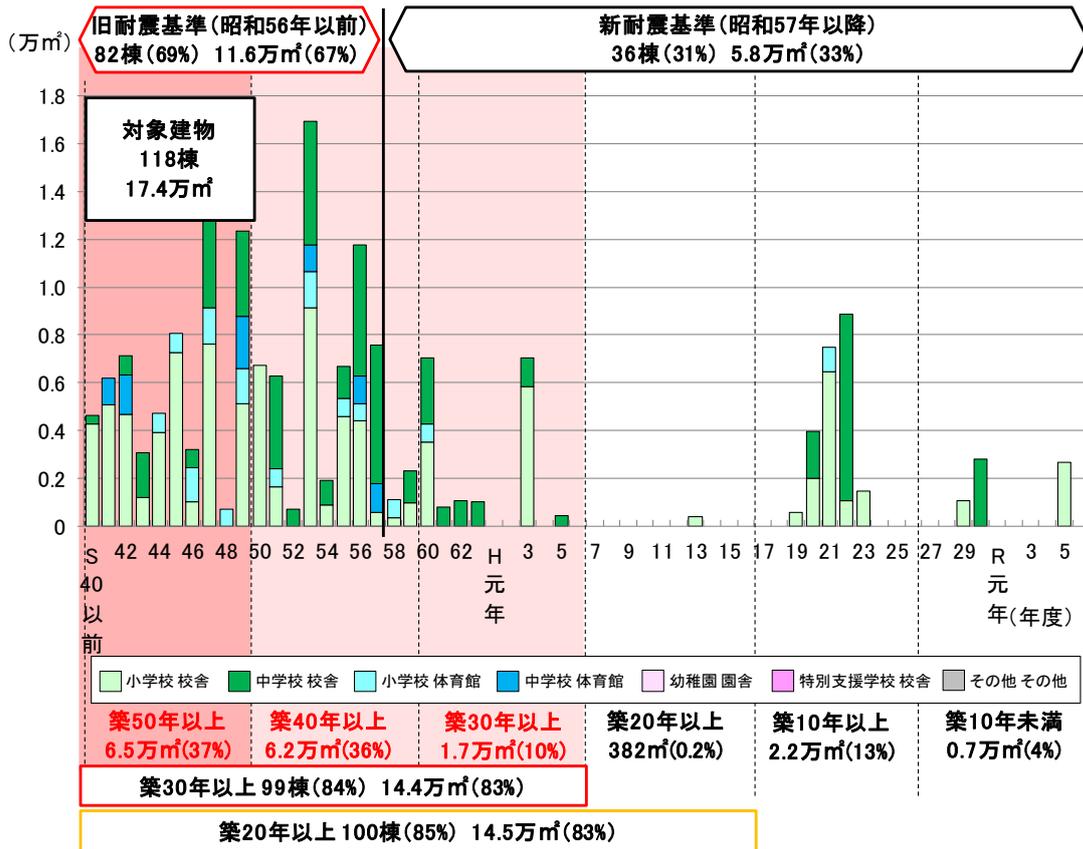


図 35 築年別整備状況

出典：日野市資料



2. 各学校の保有教室数と学級数

日野市立の各学校施設の施設状況（児童生徒数、学級数、保有教室数）は、以下のとおりとなっています。

表 7 各学校の児童生徒数、学級数、保有教室数（令和6年度）

No	学校名	児童生徒数							学級数			保有教室数	
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計	特別支援	普通教室	特別支援	普通教室	特別教室 関係
1	日野第一小	90	58	88	78	51	65	430	32	15	4	18	11
2	豊田小	139	155	140	152	129	119	834	0	25	0	25	18
3	日野第三小	53	53	55	61	61	64	347	35	12	5	17	17
4	日野第四小	100	108	102	119	103	109	641	0	20	0	20	15
5	日野第五小	154	128	160	146	150	132	870	0	28	0	28	20
6	日野第六小	97	144	120	105	146	124	736	0	24	0	24	15
7	潤徳小	114	124	107	107	127	134	713	0	24	0	24	12
8	平山小	100	114	108	89	111	98	620	27	21	4	26	14
9	日野第八小	89	96	106	99	88	117	595	13	19	2	22	15
10	滝合小	74	52	73	69	76	69	413	24	15	3	19	15
11	日野第七小	77	110	105	90	97	93	572	0	19	0	19	10
12	南平小	83	82	80	92	82	103	522	0	18	0	18	16
13	旭が丘小	63	79	95	75	79	71	462	0	16	0	16	14
14	東光寺小	44	64	44	67	49	52	320	21	12	3	17	12
15	仲田小	58	78	88	73	81	70	448	0	16	0	16	10
16	夢が丘小	41	50	46	60	68	47	312	0	12	0	12	12
17	七生緑小	45	50	56	60	49	55	315	7	12	1	15	16
1	日野第一中	239	250	243				732	0	20	0	19	20
2	日野第二中	204	163	189				556	37	16	5	24	23
3	七生中	139	140	138				417	28	12	4	17	19
4	日野第三中	93	114	86				293	23	9	3	13	31
5	日野第四中	169	220	200				589	0	16	0	16	23
6	三沢中	203	220	209				632	0	18	0	18	24
7	大坂上中	203	182	205				590	37	17	5	23	18
8	平山中	123	124	115				362	15	11	2	13	20

出典：日野市資料



3. 学校施設の整備費

平成24年度から令和3年度の10年間に於いて、小中学校を対象に実施された増改築や営繕・修繕等の整備費をみると、増改築が行われた豊田小学校、日野第五小学校、日野第二中学校で顕著に多くなっています。

その他の学校施設では、三沢中学校が約2.4億円と多く、平均的にはおおむね1億円前後となっています。

整備内容をみると、トイレの改修工事がほとんどの学校で行われており、総事業費として約1.4億円で、増改築費に次ぐ費用となっています。

(億円)

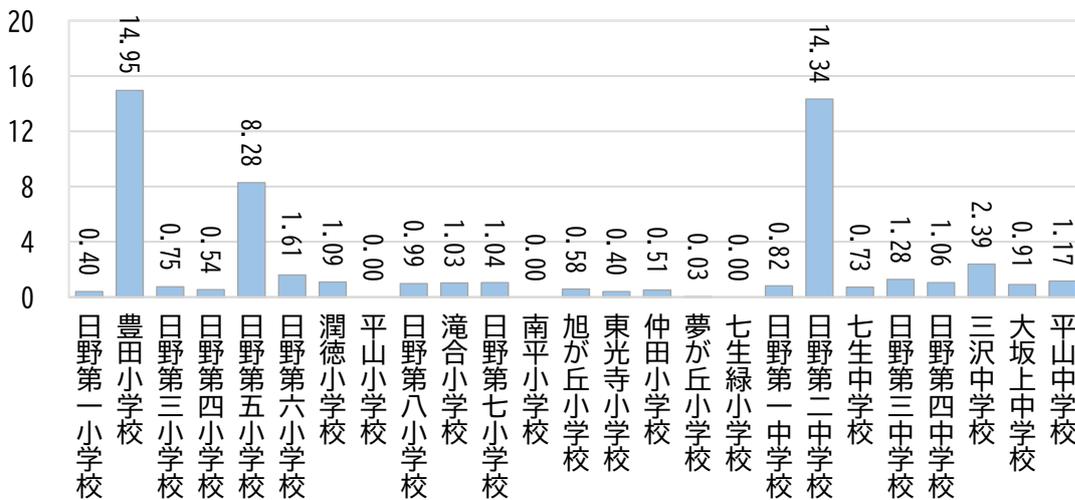


図 36 小・中学校の総改修費

出典：日野市決算資料



表 8 学校別・整備内容別費用

学校名	整備内容別費用（千円）						総額 （千円）
	営繕・修繕	給水	空調	芝生	増改築	トイレ	
日野第一小学校	0	0	0	0	0	39,883	39,883
豊田小学校	0	0	0	0	1,458,148	37,206	1,495,354
日野第三小学校	0	0	0	0	0	75,438	75,438
日野第四小学校	0	0	0	0	0	54,113	54,113
日野第五小学校	0	8,411	0	0	688,813	130,840	828,063
日野第六小学校	0	9,190	0	0	0	152,124	161,314
潤徳小学校	125	21,492	0	0	0	87,257	108,875
平山小学校	0	0	0	0	0	0	0
日野第八小学校	0	4,752	0	0	0	93,981	98,733
滝合小学校	0	0	0	0	0	103,474	103,474
日野第七小学校	0	19,980	0	0	0	83,959	103,939
南平小学校	0	0	0	0	0	0	0
旭が丘小学校	6,158	0	0	0	0	52,090	58,248
東光寺小学校	0	0	0	0	0	39,725	39,725
仲田小学校	11,894	0	0	0	0	38,850	50,744
夢が丘小学校	0	2,938	0	0	0	0	2,938
七生緑小学校	0	0	0	0	0	0	0
日野第一中学校	0	0	81,849	0	0	0	81,849
日野第二中学校	0	0	0	0	1,368,699	64,853	1,433,553
七生中学校	0	7,671	0	0	0	65,765	73,436
日野第三中学校	0	27,381	0	0	0	100,564	127,945
日野第四中学校	0	0	52,890	0	0	52,672	105,562
三沢中学校	0	56,450	51,036	36,880	0	94,500	238,866
大坂上中学校	0	46,469	0	0	0	44,415	90,884
平山中学校	340	59,030	53,296	0	0	4,428	117,094
合計	18,517	263,764	239,071	36,880	3,515,660	1,416,137	5,490,030

出典：日野市決算資料

第4章 建物調査



1. 建物調査の概要

本市では、平成27年度に検討した実施方針の設定に向けた判定項目を踏まえて、日野市立学校施設（全25校）について、建物調査を実施しました。併せて、学校施設に対してアンケート（必要に応じて聞き取り調査）を実施し、施設の現状を把握しました。

調査実施時期及び主な調査概要は、以下のとおりです。

平成28年：全25校	外観目視調査、外壁仕上材付着力等調査、 コンクリート強度試験+中性化調査
令和5年：全25校	外観目視調査
老朽化進む8校	コンクリート強度試験



2. コンクリート強度及び中性化深さ調査

建物躯体の強度や中性化深さ¹⁵を確認するため、平成28年7月と令和5年9月に校舎棟のコンクリートコア抜き、コンクリート圧縮強度試験及び中性化試験を以下のとおり行いました。

表 9 調査対象

実施年	対象校	圧縮強度試験 実施棟数	中性化試験 実施棟数
平成28年	全小中25校	153棟	63棟
令和5年	小中8校	14棟	14棟

¹⁵ 中性化深さ：中性化とは強アルカリ性であるコンクリートに大気中の二酸化炭素が化学反応しアルカリ性を低下させる劣化現象。中性化はコンクリート表面から内部に向かって進行し、中性化深さとはその進行度合いを数値化したもの。アルカリ性が弱まると鉄筋の腐食（錆）が進行するリスクが高まる。



(1) 平成28年7月調査

①コンクリート圧縮強度調査結果

コンクリート圧縮強度試験の結果は、以下のとおりとなっています。

表 10 コンクリート圧縮強度調査結果一覧表

No.	学校名	建物番号	竣工年月		経過年数 tn(年)	補正後圧縮強度 (N/mm ²)	備考
			年	月			
1	日野第一小学校	①-1	1963	3	53	11.0	<13.5
		①-2	1964	3	52	20.3	
		②-1	1964	3	52		
		②-2	1965	3	51	17.2	<18.0
		⑥	1970	10	46		
		⑦	1970	10	46		
		⑯	1970	10	46		
2	豊田小学校	①-1	1968	3	48	28.1	
		①-2	1969	3	47	24.5	
		①-3	1974	3	42	22.6	
		②	1971	1	45		
		⑪	1979	5	37		
		⑫	1981	5	35		
		⑮	2010	3	6		
3	日野第三小学校	①-1	1967	3	49	15.4	<18.0
		①-2	1968	3	48		
		②-1	1973	3	43	23.1	
		②-2	1975	5	41		
		③	1971	1	45		
		⑤	1958	8	58		
		⑫	1973	8	43		
		⑱	1981	6	35		
		22	1968	3	48	14.8	<18.0
4	日野第四小学校	①-1	1965	3	51	21.9	
		①-2	1966	3	50	28.1	
		③	1970	3	46		
		⑤	1961	6	55		
		⑧	1974	3	42		
		⑮	1984	3	32		
		⑰	2000	12	16		
5	日野第五小学校	⑮-1	1968	3	48		
		21	1973	2	43		
		24	1990	11	26	24.1	
		28	1990	7	26		
		32	1990	11	26	31.4	

No.	学校名	建物番号	竣工年月		経過年数 tn(年)	補正後圧縮強度 (N/mm ²)	備考
			年	月			
6	日野第六小学校	①	1964	3	52	32.4	
		②	1969	3	47	24.8	
		③	1970	3	46		
		⑨	1965	9	51		
		⑫	1974	3	42		
		⑬	1974	3	42		
		⑭-1	1965	6	51	22.2	
7	潤徳小学校	①-1	1965	3	51	23.8	
		①-2	1966	3	50	26.9	
		①-3	1971	3	45		
		②	1969	2	47		
		④	1971	3	45	11.8	<13.5
		⑥	1966	3	50		
		⑨	1973	8	43		
8	平山小学校	⑬	2007	3	9		
		⑳	2008	2	8	38.8	
		21	2008	2	8		
		22	2008	2	8		
		23	2008	2	8	34.3	
		24	2008	2	8		
9	日野第八小学校	25	2008	2	8		
		①	1969	10	47	25.7	
		②-1	1973	3	43	31.0	
		②-2	1975	3	41		
		⑩	1970	7	46		
		⑪	1970	7	46		
		⑬	1972	2	44		
10	滝合小学校	⑳	2007	3	9	52.3	
		①	1971	5	45	13.7	<18.0
		②	1972	3	44		
		⑦	1971	7	45		
		⑧	1971	7	45		
		⑨	1971	7	45		
11	日野第七小学校	⑱	1971	5	45	17.6	<18.0
		①	1973	5	43	19.3	
		②-1	1973	5	43	23.1	
		②-2	1978	5	38	33.9	
		③	1983	3	33		
		⑧	1973	7	43		
12	南平小学校	⑩	1973	5	43		
		①	1974	11	42	26.8	
		②	1981	3	35	18.1	
		③	1979	3	37	28.3	
		⑨	1975	1	41		
		⑩	1975	3	41		
13	旭が丘小学校	①	1977	3	39	19.6	
		②	1977	3	39		
		③	1977	8	39		
		⑦	1977	5	39	24.7	
		⑧	1982	3	34	26.5	
14	東光寺小学校	①-2	1979	5	37	37.4	
		②	1979	5	37		
		③	1979	11	37		
		⑦-2	1979	5	37	25.6	
		⑫	2007	3	9	38.1	
15	仲田小学校	①-2	1984	5	32	28.1	
		⑥	1984	5	32		
		⑦	1984	7	32		
		⑨	2006	1	10	39.9	



No.	学校名	建物番号	竣工年月		経過年数 tn(年)	補正後圧縮強度 (N/mm ²)	備考
			年	月			
16	夢が丘小学校	①-1	1977	1	39	22.7	
		⑥	1977	7	39		
		⑦	1977	7	39		
17	七生緑小学校	①	1980	7	36	30.6	
		②	1980	7	36		
		③	1980	7	36		
		⑤	1980	7	36	39.9	
		⑥	1980	7	36	24.3	
		⑨	2009	3	7		
18	日野第一中学校	③	1966	3	50	46.5	
		32	2009	6	7		
19	日野第二中学校	③-1	1966	3	50	17.1	<18.0
		③-2	1967	3	49	26.0	
		⑤	1962	8	54		
		⑦	1965	3	51		
		⑨	1976	5	40	42.5	
		⑰	1974	3	42		
20	七生中学校	②	1971	3	45	18.3	
		⑤	1966	3	50		
		⑧	1971	3	45		
		⑨	1971	3	45		
		⑱	1984	5	32		
		⑳	1985	5	31		
		21	1970	3	46	19.7	
		22	1975	5	41	18.6	
21	日野第三中学校	①-1	1971	3	45	19.9	
		⑤	1973	3	43		
		⑥	1975	3	41	22.8	
		⑦	1979	3	37	30.1	
		⑩	1984	8	32		
		⑰	1984	8	32		
		⑱	1990	7	26		
22	日野第四中学校	①	1973	3	43	18.4	
		②	1973	3	43		
		⑦	1973	8	43		
		⑭	1987	9	29		
		⑰-1	1975	3	41	16.7	
		⑰-2	1978	3	38	29.7	
23	三沢中学校	①-1	1977	5	39	36.2	
		②	1977	3	39		
		⑤	1977	8	39		
		⑭	1977	5	39		
		⑮	1977	5	39	38.5	
		⑱	1984	5	32		
		⑳	1984	5	32		
		23	2007	3	9		
24	大坂上中学校	①	1980	5	36	36	
		②	1980	5	36		
		③	-	-	-		
		⑫	1983	3	33		
		⑬-1	1983	3	33	29.7	
25	平山中学校	①	1981	7	35	25.5	
		⑤	1981	5	35		
		⑥	1981	7	35		
		⑨	1992	3	24		

②コンクリート中性化深さ調査結果

コンクリート中性化試験を行った結果は、以下のとおりとなっています。

表 11 コンクリート中性化深さ調査結果一覧表

No.	学校名	建物番号	竣工年月		経過年数 tn(年)	中性化深さ Cn(mm)	予測時 中性化深さ(mm)		
			年	月			t(年)		
					60	80	100		
1	日野第一小学校	①-1	1963	3	53	2.8	2.98	3.44	3.85
		①-2	1964	3	52	0.6	0.64	0.74	0.83
		②-1	1964	3	52				
		②-2	1965	3	51	1.6	1.73	2.00	2.24
		⑥	1970	10	46				
		⑦	1970	10	46				
		⑯	1970	10	46				
2	豊田小学校	①-1	1968	3	48	1.8	2.01	2.32	2.60
		①-2	1969	3	47	3.1	3.50	4.04	4.52
		①-3	1974	3	42	4.6	5.50	6.35	7.10
		②	1971	1	45				
		⑪	1979	5	37				
		⑫	1981	5	35				
		⑮	2010	3	6				
3	日野第三小学校	①-1	1967	3	49	2.5	2.76	3.19	3.57
		①-2	1968	3	48				
		②-1	1973	3	43	2.0	2.36	2.72	3.05
		②-2	1975	5	41				
		③	1971	1	45				
		⑤	1958	8	58				
		⑫	1973	8	43				
		⑩	1981	6	35				
4	日野第四小学校	①-1	1965	3	51	3.4	3.68	4.25	4.76
		①-2	1966	3	50	1.5	3.72	4.30	4.81
		③	1970	3	46				
		⑤	1961	6	55				
		⑧	1974	3	42				
		⑮	1984	3	32				
		⑰	2000	12	16				
		⑱	1970	3	46	2.9	3.31	3.82	4.28
5	日野第五小学校	⑮-1	1968	3	48				
		21	1973	2	43				
		24	1990	11	26	4.3	6.53	7.54	8.43
		28	1990	7	26				
		32	1990	11	26	2.9	4.40	5.08	5.69
6	日野第六小学校	①	1964	3	52	1.3	1.39	1.61	1.80
		②	1969	3	47	2.5	2.82	3.26	3.65
		③	1970	3	46				
		⑨	1965	9	51				
		⑫	1974	3	42				
		⑬	1974	3	42				
		⑭-1	1965	6	51	4.1	4.44	5.13	5.74
7	潤徳小学校	①-1	1965	3	51	2.0	2.19	2.50	2.80
		①-2	1966	3	50	1.9	2.08	2.40	2.69
		①-3	1971	3	45				
		②	1969	2	47				
		④	1971	3	45	26.8	30.37	35.07	39.21
		⑥	1966	3	50				
		⑨	1973	8	43				
8	平山小学校	⑬	2007	3	9				
		⑳	2008	2	8	2.4	6.57	7.59	8.49
		21	2008	2	8				
		22	2008	2	8				
		23	2008	2	8	5.7	15.60	18.02	20.15
		24	2008	2	8				
25	2008	2	8						



No.	学校名	建物番号	竣工年月		経過年数 tn(年)	中性化深さ Cn(mm)	予測時 中性化深さ(mm)		
			年	月			t(年)		
					60	80	100		
9	日野第八小学校	①	1969	10	47	1.0	1.13	1.30	1.46
		②-1	1973	3	43	3.1	3.50	4.04	4.52
		②-2	1975	3	41				
		⑩	1970	7	46				
		⑪	1970	7	46				
		⑬	1972	2	44				
		⑳	2007	3	9	3.3	8.52	9.93	11.00
10	滝合小学校	①	1971	5	45	3.3	3.81	4.40	4.92
		②	1972	3	44				
		⑦	1971	7	45				
		⑧	1971	7	45				
		⑨	1971	7	45				
		⑱	1971	5	45	5.9	6.81	7.87	8.80
11	日野第七小学校	①	1973	5	43	40.9	48.31	55.78	62.37
		②-1	1973	5	43	5.9	6.97	8.05	9.00
		②-2	1978	5	38	4.1	5.15	5.94	6.65
		③	1983	3	33				
		⑧	1973	7	43				
		⑩	1973	5	43				
12	南平小学校	①	1974	11	42	2.0	2.39	2.76	3.09
		②	1981	3	35	3.4	4.45	5.14	5.75
		③	1979	3	37	1.6	2.03	2.35	2.63
		⑨	1975	1	41				
		⑩	1975	3	41				
13	旭が丘小学校	①	1977	3	39	2.7	3.34	3.86	4.32
		②	1977	3	39				
		③	1977	8	39				
		⑦	1977	5	39	1.9	2.35	2.71	3.04
		⑧	1982	3	34	2.7	3.58	4.14	4.63
14	東光寺小学校	①-2	1979	5	37	9.7	12.35	14.26	15.95
		②	1979	5	37				
		③	1979	11	37				
		⑦-2	1979	5	37	10.4	13.24	15.29	17.10
		⑫	2007	3	9	5.3	13.68	15.80	17.67
15	仲田小学校	①-2	1984	5	32	2.2	3.01	3.47	3.89
		⑥	1984	5	32				
		⑦	1984	7	32				
		⑨	2006	1	10	3.6	8.81	10.17	11.38
16	夢が丘小学校	①-1	1977	1	39	2.2	2.72	3.14	3.52
		⑥	1977	7	39				
		⑦	1977	7	39				
17	七生緑小学校	①	1980	7	36	2.2	2.84	3.28	3.67
		②	1980	7	36				
		③	1980	7	36				
		⑤	1980	7	36	5.4	6.97	8.05	9.00
		⑥	1980	7	36	2.1	2.71	3.13	3.50
		⑨	2009	3	7				
18	日野第一中学校	③	1966	3	50				
		32	2009	6	7	1.9	5.56	6.42	7.18
19	日野第二中学校	③-1	1966	3	50	95.0	104.06	120.16	134.35
		③-2	1967	3	49	1.9	2.09	2.42	2.71
		⑤	1962	8	54				
		⑦	1965	3	51				
		⑨	1976	5	40	8.4	10.28	11.87	13.28
		⑰	1974	3	42				

No.	学校名	建物番号	竣工年月		経過年数 tn(年)	中性化深さ Cn(mm)	予測時 中性化深さ(mm)		
			年	月			t(年)		
					60	80	100		
20	七生中学校	②	1971	3	45	1.3	1.5	1.73	1.94
		⑤	1966	3	50				
		⑧	1971	3	45				
		⑨	1971	3	45				
		⑩	1984	5	32				
		⑳	1985	5	31				
		㉑	1970	3	46	2.2	2.51	2.89	3.2
		㉒	1975	5	41	0.6	0.72	0.841	0.94
		㉓	2007	3	9				
21	日野第三中学校	①-1	1971	3	45	4.5	5.19	6	6.71
		⑤	1973	3	43				
		⑥	1975	3	41	0.3	0.36	0.42	0.47
		⑦	1979	3	37	2.4	3.06	3.53	3.95
		⑩	1984	8	32				
		⑬	1984	8	32				
		⑱	1990	7	26				
22	日野第四中学校	①	1973	3	43	22.1	26.1	30.14	33.7
		②	1973	3	43				
		⑦	1973	8	43				
		⑭	1987	9	29				
		⑰-1	1975	3	41	2.1	2.54	2.93	3.28
		⑰-2	1978	3	38	0.1	0.12	0.14	0.16
23	三沢中学校	①-1	1977	5	39	0.3	0.37	0.42	0.48
		②	1977	3	39				
		⑤	1977	8	39				
		⑭	1977	5	39				
		⑮	1977	5	39	2.1	2.6	3	3.36
		⑱	1984	5	32				
		㉑	1984	5	32				
		㉒	2007	3	9				
		㉓	2007	3	9				
24	大坂上中学校	①	1980	5	36	6	7.74	8.94	10
		②	1980	5	36				
		③	-	-	-				
		⑫	1983	3	33				
		⑬-1	1983	3	33	21.4	28.85	33.31	37.25
25	平山中学校	①	1981	7	35	21.9	28.67	33.11	37.02
		⑤	1981	5	35				
		⑥	1981	7	35				
		⑨	1992	3	24				



(2) 令和5年9月調査

①学校施設ごとの健全性調査結果

学校施設ごとの健全性調査の結果は、以下のとおりとなっています。

【圧縮強度試験結果】

No	学校名	棟番号	直径 mm	高さ mm	質量 g	見掛け密度 g/cm ³	最大荷量 kN	圧縮強度 N/mm ²	補正係数 k	補正後圧縮強度 N/mm ²
1	日野第一小学校	1-1	73.3	110.5	1,004.2	2.15	64.1	15.2	0.96	14.6
		2-2	102.9	78.3	1,474.9	2.27	234.0	-	-	-
2	日野第三小学校	1-1	73.3	121.6	1,133.1	2.21	81.4	19.3	0.97	18.7
		1-2	73.4	104.4	982.8	2.22	102.0	24.1	0.95	22.9
		22	73.4	117.4	1,079.2	2.17	60.2	14.2	0.97	13.8
3	潤徳小学校	4	73.3	140.0	1,281.6	2.17	53.9	12.8	-	12.8
4	滝合小学校	1	73.4	98.2	890.6	2.14	66.3	15.7	0.94	14.8
		19	73.5	110.9	1,035.0	2.20	92.9	21.9	0.96	21.0
5	南平小学校	2	72.7	116.4	1,049.6	2.17	115.0	27.7	0.97	26.9
6	日野第二中学校	3-1	73.3	109.3	1,004.0	2.18	83.6	19.8	0.96	19.0
7	七生中学校	2	72.7	100.8	920.5	2.20	84.4	20.3	0.95	19.3
		22	72.8	103.1	941.6	2.19	84.6	20.3	0.95	19.3
8	日野第四中学校	1	73.3	95.9	903.9	2.23	90.8	21.5	0.94	20.2
		17-1	73.3	81.7	745.0	2.16	86.8	20.6	0.90	18.5

【中性化深さ試験結果】

No.	学校名	棟番号	切断前コア長 コンクリート部 のみ mm	中性化深さ mm			
				筒元側から		筒先側から	
				最大	平均	最大	平均
1	日野第一小学校	1-1	105	4.0	1.9	-	-
		2-2	77	3.0	1.9	-	-
2	日野第三小学校	1-1	117	8.5	5.2	31.5	-27.9
		1-2	105	4.5	3.4	-	-
		22	110	4.5	3.3	19.0	13.4
3	潤徳小学校	4	145	29.5	27.4	-	-
4	滝合小学校	1	105	4.0	3.1	-	-
		19	115	9.5	7.1	-	-
5	南平小学校	2	120	3.5	3.2	-	-
6	日野第二中学校	3-1	115	全面中性化			
7	七生中学校	2	105	3.5	2.8	-	-
		22	110	3.5	1.7	-	-
8	日野第四中学校	1	100	3.0	2.4	-	-
		17-1	90	19.0	17.8	-	-



3. 目視調査等による健全度の把握

(1) 目視調査（劣化状況調査）の考え方

①劣化状況調査の考え方

令和5年度に学校施設の劣化状況調査を実施し、施設を当該建物ごとに屋根・屋上、外壁に係る躯体部分、建物外部(仕上げ・建具)と建物内部仕上げ、及び設備として電気設備、機械設備等の劣化状況を把握し、外部専門家による評価を行っています。

本調査は、対象施設の法定点検結果、耐震診断結果等をあらかじめ確認した上で、劣化状況判断技術を有する外部専門家(一級建築士等)による現地での目視調査を行いました。

状況に応じて施設管理者への不具合事象についてヒアリングを行い、原因を確認しました。また、不具合箇所の確認及び写真撮影を行って劣化状況を評価をしました。

劣化状況評価は、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29年3月)」を参考に、当該建物の各部位の総括的な物理的劣化の程度と範囲の状況を4段階で評価しています。

②劣化状況の評価

本調査において、学校教育施設の一部施設では、構造躯体に対してコンクリート圧縮強度試験を実施して健全性を確認し、それ以外の対象施設の劣化状況調査は、目視調査及び建築年・改修実施年からの経過年数を根拠に下図に記す考え方にに基づき、劣化状況を評価しています。

評価部位	評価方法
屋根・屋上、外壁	目視による評価
内部仕上げ、電気設備、機械設備	経過年数による評価

良好	目視による評価		経過年数による評価	
	評価	基準	評価	基準
	A	概ね良好	A	20年未満
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	B	20~40年未満
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	C	40年以上
	D	対策を検討する必要がある (安全上、機能上、課題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている)	D	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある

図 37 劣化状況の評価の考え方



【評価基準について】

◇ 目視による評価

表 12 評価基準について 目視による評価

	A	B	C	D
【防水屋・根鉄・板屋上】	<p>良好 おおむね良好 汚れている程度 改修後10年以内</p>	<p>部分的に</p> <p>ひび割れ、変質、排水不良 土砂の堆積、雑草 目地シーリングの損傷 ふくれ、摩耗、しわ 塗装のはがれ、さび シーリング材のひび 穴あき、取付金物のさび</p> <p>がある。</p>	<p>広範囲に</p> <p>※評価Bの事象</p> <p>があり、最上階天井に 漏水痕がある。</p>	<p>広範囲に</p> <p>損壊、幅広のひび割れ 排水不良、破断、損壊 下地露出、めくれ さび、はがれ、腐食 取付金物の損壊</p> <p>があり、最上階天井に 漏水が複数箇所ある。</p>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所の劣化事象だけでなく、全体の経年状況等を踏まえる。 ・現状のまま放置すると、他でも同様に劣化が進行する可能性がある場合は評価を1段階引き下げる。 ・現状として、降雨時に複数箇所で雨漏りしている場合をD評価とする。 ・判断を雨漏り痕で行う場合はおおむね10箇所以上をD評価とする。 <p>(※但し屋根防水は改修済でも、天井ボードは既存のままの学校が多く、見極める必要がある。)</p>			
【仕上げ・外壁】	<p>良好 おおむね良好 汚れている程度 改修後10年以内</p>	<p>部分的に</p> <p>ひび割れ、変質、浮き さび、さび汁、はらみ シーリング材のひび 剥がれ、欠損、変形 シーリング材の硬化 取付金物のさび</p> <p>がある。</p>	<p>広範囲に</p> <p>※評価Bの事象 + 亀甲状のひび</p> <p>があり、 小規模な漏水がある。</p>	<p>広範囲に、全体的に</p> <p>剥落、爆裂損壊 幅広のひび割れ 内部の床に水溜まり さび、腐食、ぐらつき 取付金物の腐食、欠落 ぐらつき、シーリング材の欠落 腐食、損壊、開閉不良</p> <p>があり、 漏水が複数箇所ある。</p>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所の劣化事象だけでなく、全体の経年状況等を踏まえる。 ・現状として、降雨時に複数箇所雨漏りしている場合をD評価とする。 ・上記の判断を雨漏り痕で行う場合はおおむね10箇所以上をD評価とする。 ・鉄筋露出は、おおむね5箇所以上をD評価とする。 			

◇ 経過年数による評価

表 13 評価基準について 経過年数による評価

	A	B	C	D
仕内上部	新築又は全体改装してから 20年未満	新築又は全体改装してから 20年以上～40年未満	新築又は全体改装してから 40年以上	新築又は全体改装してから 経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある場合
摘要	<p>該当部位 ①床、壁、天井 ②内部開口部 ③室内表示、手すり、固定家具など ④照明器具、衛生器具、冷暖房器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部仕上げと設備機器は、建物のおおむね半分以上の部屋(床面積)に行った改修工事を実施年度を基準とし、経過年数で評価する。 ・広範囲(25%以上の面積)または随所(5箇所以上)に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることを目安とする。 			
設電備気	新築又は全体改装してから 20年未満	新築又は全体改装してから 20年以上～40年未満	新築又は全体改装してから 40年以上	新築又は全体改装してから 経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある場合
摘要	<p>該当部位 ①建物内の分電盤、配線、配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内の分電盤・配線・配管は、建物のおおむね半分以上の部屋(床面積)に行った改修工事を実施年度を基準とし、経過年数で評価する。 			
設機備械	新築又は全体改装してから 20年未満	新築又は全体改装してから 20年以上～40年未満	新築又は全体改装してから 40年以上	新築又は全体改装してから 経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある場合
摘要	<p>該当部位 ①建物内の給水配管・給湯配管・ガス配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内の給水配管・給湯配管・排水配管は、該当建物のおおむね半分以上の部屋(床面積)に行った改修工事を実施年度を基準とし、経過年数で評価する。 			

【健全度の判定について】

健全度は、建物ごとの5つの部位について、劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標としています。

①部位評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定しています。

部位のコスト配分は、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29年3月)」を参考に按分して設定しています。

① 部位の評価点

評価	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

② 部位のコスト配分

部位	コスト配分
1. 屋根・屋上	5.1
2. 外 壁	17.2
3. 内部仕上げ	22.4
4. 電気設備	8.0
5. 機械設備	7.3
計	60.0

③ 健全度の算定

健全度 = 総和(部位の評価点×部位のコスト配分)÷60

※健全度は数値が小さいほど劣化が進んでいることを示します

健全度の計算例

部位	判定	評価点	×	コスト配分	=	
屋根・屋上	C	40	×	5.1	=	204
外 壁	D	10	×	17.2	=	172
内部仕上	B	75	×	22.4	=	1,680
電気設備	A	100	×	8.0	=	800
機械設備	C	40	×	7.3	=	292
計						3,148
						÷60
健全度						52点

※ 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 (2017年3月 文部科学省)

図 38 健全度の判定方法の考え方



(2) 目視調査（劣化状況調査）結果

学校施設を5つの部位ごとに目視調査した劣化状況評価は、次のとおりです。

過半の学校施設は老朽化が進展しており、健全度が50点以下となっています。特に健全度が著しく低い学校施設は、日野第一小学校(健全度：28.8)、日野第八小学校(健全度：20.2)となっています。

また、次項以降には、学校施設を目視調査による総合所見を示しています。

表 14 調査結果表

No	施設基本情報						目視調査・コア抜き調査			ハザード情報		劣化状況評価					
	学 校 名	建築年度	経過年数 2023年時点	主たる構造	延べ床面積 (校舎)	延べ床面積 (体育館) ^{※1}	コア抜き調査	建物番号 ※1	コア抜き結果	洪水浸水 想定地域	土砂災害 警戒区域	1 屋根・ 屋上	2 外 壁	3 内 部 仕 上	4 電 気 設 備	5 機 械 設 備	健 全 度
1	日野第一小学校	1962	61	RC造	5,619	760	2	1-1,2-2	14.6 供試体不良	○ 洪水時指定避難所	-	C	C	D	C	C	28.8
2	豊田小学校	1968	55	RC造	9,580	761	-			-	-	B	B	C	C	C	53.0
3	日野第三小学校	1967	56	RC造	7,405	814	3	1-1,1-2,22	18.7 22.9 13.8	-	○	C	C	C	C	C	40.0
4	日野第四小学校	1963	60	RC造	6,442	704	-			○	-	B	C	C	C	C	43.0
5	日野第五小学校	1990	33	RC造	9,414	809	-			-	-	C	B	C	B	B	59.0
6	日野第六小学校	1963	60	RC造	7,513	795	-			-	-	C	C	C	C	C	40.0
7	源徳小学校	1964	59	RC造	6,266	779	1	4	12.8	○	-	C	C	C	C	C	40.0
8	平山小学校	2007	16	RC造	8,346	1,018	-			○ 洪水時指定避難所	-	B	B	B	B	A	78.0
9	日野第八小学校	1969	54	RC造	7,302	710	-			-	-	C	D	D	C	C	20.2
10	溝合小学校	1980	43	RC造	6,391	751	2	1, 19	14.8 21.0	○	-	B	C	B	B	B	65.0
11	日野第七小学校	1973	50	RC造	5,988	736	-			-	-	D	C	B	B	B	59.4
12	南平小学校	1974	49	RC造	6,368	734	1	2	26.9	○	-	C	C	C	C	C	40.0
13	旭が丘小学校	1977	46	RC造	6,486	760	-			-	-	D	B	C	C	C	47.5
14	東光寺小学校	1978	45	RC造	6,189	760	-			○ 洪水時指定避難所	○	B	C	B	C	C	56.0
15	仲田小学校	1983	40	RC造	5,540	760	-			○	-	C	C	C	B	B	48.9
16	夢が丘小学校	1976	47	RC造	5,123	760	-			-	○	D	B	C	C	C	47.5
17	七生緑小学校	1980	43	RC造	6,862	757	-			-	○	B	B	C	C	C	53.0
18	日野第一中学校	2009	14	RC造	8,845	842	-			○	-	B	B	B	B	B	75.0
19	日野第二中学校	1963	60	RC造	9,422	1,075	1	3-1	19.0	-	-	B	B	C	B	B	61.9
20	七生中学校	1969	54	RC造	7,808	765	2	2,22	19.3 19.3	○	-	C	C	C	B	B	48.9
21	日野第二中学校	1970	53	RC造	9,565	1,067	-			-	○	C	B	C	C	C	50.0
22	日野第四中学校	1972	51	RC造	8,913	1,136	2	1,17-1	20.2 18.5	-	-	C	B	C	C	C	50.0
23	三沢中学校	1976	47	RC造	9,895	1,118	-			-	-	C	B	C	C	C	50.0
24	大坂上中学校	1980	43	RC造	8,704	1,118	-			-	-	C	B	C	C	C	50.0
25	平山中学校	1981	42	RC造	7,969	1,189	-			○	-	C	C	C	C	C	40.0

表 15 目視調査による総合所見

No	学 校 名	総合所見
1	日野第一小学校	校舎、体育館、内外共、劣化が進んでいる。 校舎屋上及び内外壁は特にひどく、今後の対策検討を要する。
2	豊田小学校	旧校舎屋上南側（①-2）塗膜防水の経年劣化が進んでいる。今後の対策検討を要する。 校舎内部仕上げ、電気、機械設備は経年数評価（40年以上）とした。 新校舎部分是不適合となる劣化は見られない、旧校舎は劣化が進んでいる。 クラックは旧校舎で多数あるが耐震改修工事を考慮して漏水を伴う以外の評価は要観察とした。
3	日野第三小学校	経年劣化相当なれど傷みが著しい。 屋外避難階段は経年劣化以上の傷みが見受けられる。今後の対策検討を要する。 北棟、南棟の隣棟空間が中庭化の状態にある。 植栽が繁茂している湿潤環境のため建物劣化が進行しやすい環境。
4	日野第四小学校	校舎棟・体育館は築60年。経過年数相当の経年劣化状況。 外壁は修繕跡は見受けられるが、鉄筋膨張による膨れ及び錆跡が散見される。 体育館も経年劣化相当の傷み有り。 屋上防水は改修済のため雨漏り痕は見受けられない。
5	日野第五小学校	校舎屋上ドレン周辺に一部雑草の繁茂があり、清掃が望ましい。 大ホール屋上シート防水に膨れ及び破れがあり下階に雨漏れが生じており、今後の対策検討を要する。 ポンプ室の屋根及び鉄扉に発錆が生じており、今後の対策検討を要する。 他棟においては目視の範囲では支障はないと思われる。
6	日野第六小学校	築年数（60年）から屋根外壁の防水、塗装の劣化が進んでいる。また雨漏り箇所も多い。 階段室の雨漏りは白華現象も見られ今後対策が必要。校舎間の渡り廊下のEXPからの雨漏りは通路の安全から、配膳室の雨漏りとカビは衛生面から今後対策が必要。 また体育館の屋根母屋材は塗装が劣化し錆が出始めている。今後の対策検討が望ましい。
7	潤徳小学校	建物内外共に劣化が進んでいる。 雨漏りもあり、原因調査の上、今後の対策検討が必要。 屋外階段の錆による穴開き等、危険な部分もあるので、今後の対策検討が必要。
8	平山小学校	外部に一部クラックが見られるが、全体的には良好な状態。 北校舎棟の3階の天井に雨漏りしみが見られ、屋上からの雨漏りが考えられるが、屋上防水に不具合は見受けられない。 機器を設置している部分なので、機器との取り付け部を調査、要観察。
9	日野第八小学校	屋上、昇降口屋根部等は防水工事未実施箇所があり、天井部材が崩落した雨漏り箇所がある。 また、校舎のジョイント部をはじめ、壁にひび割れ箇所が各階にみられるほか、空調が要因と考えられる外壁に水漏れが発生しており、全体的に劣化が進んでいる。



No	学 校 名	総合所見
10	滝合小学校	全体的に劣化が著しい。 屋上平部及び排水溝の水溜まりについては、要清掃の上観察、今後の対策検討を講じることが望ましい。 合わせて、RCクラック・アルミサッシのパッキンの劣化・硝子割れの補修の必要あり。
11	日野第七小学校	内外共に劣化、損傷が激しい。 特に校舎棟の屋上防水は、今後の対策検討が必要。 平成12年に耐震改修が実施済だが、外部鉄骨筋交いの発錆は20年が経過しており、今後は再塗装が望まれる。 部位3, 4, 5の評価は経年劣化からCとなるが、時期を得て改修されているためB判定とした。 2階段部分非常出口扉が開かないと緊急時に避難事故の恐れが懸念される。
12	南平小学校	屋上、外壁とも経年劣化が進んでいる。 屋内の雨漏りが最上階以外にも2階でも発生しており、屋上の防水補修工事は今後の対策検討が必要。 特に職員室は机の上に漏水が確認されるため、今後の対策検討が必要。 耐震補強ブレースにも錆が進行している。 構造的に錆の進行を止める事が望まれる。外部鉄部も錆が進行中。 体育館は鉄扉4枚ともチョーキングが確認される。
13	旭が丘小学校	総合的に見て校舎の雨漏りが多数散見される。最上階天井部分以外にも3階、2階部分にも見られる。 屋上防水の劣化が進んでいることも原因の一つと考えられる。 構造的には階段室のクラックが多く見られる。 厨房の屋上の水溜りは清掃する必要あり。 構造的には校舎棟のH型耐震ブレースの錆、体育館の外壁部の鉄骨ブレースの錆は進行が進まないうちの対処が必要と思われる。 厨房では壁タイルの浮きが各所で散見される。床も欠損部分が見られる。要調査。
14	東光寺小学校	校舎西面1、2階流し部天井に共通して雨漏り痕あり。外壁の空調配管の貫入部に原因が予見される。 校舎内部仕上げは経過年数と比較して良好。 屋上防水は改修済で良好な一方、数か所で防水シートの破断あり。要観察。 屋上の一部に植生がある。防水層に影響を及ぼすため、要清掃。
15	仲田小学校	校舎屋上ドレン周辺に雑草の繁茂が散見され、また一部に苔の繁茂もあり、清掃が望ましい。 外壁の爆裂による鉄筋露出が散見され、今後の対策検討が望ましい。 倉庫・焼釜小屋の屋根及びその他鉄部に発錆が生じており、今後の対策検討が望ましい。 他棟においては目視の範囲では支障はないと思われる。
16	夢が丘小学校	経過年数に比較して内装の天井を内装やり替えたようで良好。校舎屋上は塗膜防水の劣化が進んでいる。 それが原因か不明だが最上階（4階）では雨漏りが5箇所見受けられる。 また屋上フェンス支柱の錆が進んでいる。 校舎南側柱型増築部分のクラックが多く散見される。 北側一部外壁の汚れが散見される。 体育館は内外とも比較的良好。
17	七生緑小学校	経年年数に比較して内装等手入れがされていて天井等ほどの部屋も状態が良好。 屋上防水に関しては最上階では防水シートが剥がれている部分が散見され、低層部の屋上部では植生が進んでいる。 屋上フェンス支柱も錆が見られるが、一部交換もされていてメンテされていると思われる。 体育館天井母屋材のC型チャンネルの錆が散見される。

No	学 校 名	総合所見
18	日野第一中学校	校舎棟屋上面と壁立上りの取合い部分の雑草繁茂が著しく、早期の清掃が望ましい。 1階技術室の天井雨漏り跡は屋上ドレン周囲との因果関係が疑われ、調査を要する。 1階技術室前廊下天井に変色箇所が散見され、今後の対策検討が望ましい。 体育館を除き他棟については目視の範囲では特に支障ないものと思われる。
19	日野第二中学校	北東校舎屋上のドレン周辺の雑草繁茂が著しく、早期の清掃が望ましい。 南棟校舎3階教室天井雨漏り跡は屋上ウレタン塗膜防水の膨れとの因果関係が疑われ、調査を要する。 体育館の1階南側屋根底外面に爆裂による鉄筋露出箇所があり、今後の対策検討が望ましい。 他棟については目視の範囲では特に支障ないものと思われる。
20	七生中学校	北東校舎東棟屋上のドレン周辺の雑草繁茂が著しく、今後の対策検討が望ましい。 渡り廊下及び食堂の天井雨漏り跡から、屋上防水の劣化との因果関係が疑われ、調査を要する。 食堂屋外階段底防水面に雨水排水不良出箇所があり、今後の対策検討が望ましい。 他棟については目視の範囲では特に支障ないものと思われる。
21	日野第三中学校	両棟校舎中間部及び営繕室の雨漏りが著しく、今後の対策検討が望ましい。 東棟校舎東便所の天井に漏水跡が著しく、今後の対策検討が望ましい。 校舎外壁北面の黒ずみが著しく、今後の対策検討が望ましい。 他棟については渡り廊下及び陶芸室の屋根に発錆が生じており、今後の対策検討が望ましい。
22	日野第四中学校	屋上の改修塗膜防水の破断が散見され、またその破断箇所に雑草が繁茂し、早期の清掃を要する。 一般的に内壁のクラックが散見され、今後の対策検討が望ましい。 付属棟の外壁にクラックや塗装剥離及び破損が散見され、今後の対策検討が望ましい。 給食棟及びプール棟の屋根に発錆が散見され、今後の対策検討が望ましい。
23	三沢中学校	全体的に屋上防水の劣化が散見され、今後の対策検討が望ましい。 南棟校舎西側屋上の雑草の繁茂が著しく、今後の対策検討が望ましい。 天井の雨漏り跡及び漏水跡が散見され、今後の対策検討が望ましい。 他棟については屋根の発錆並びに外壁のクラック及び黒ずみが散見され、今後の対策検討が望ましい。
24	大坂上中学校	経過年数に比較して良好。屋上仕上げに関しては苔、植物が繁殖し、またドレインの清掃が良くなく水たまりもあり、評価を一ランク下げた評価にした。屋上フェンス支柱は全体として錆が進行し強風時の倒壊の心配がある。階段室内部はクラックが多く散見される。耐震改修以前のものかどうかは不明。 体育館入口の天井のシミは雨漏りが原因と思われる。全体的に今後の対策検討が望ましい。
25	平山中学校	校舎棟屋上のドレン周辺の雑草繁茂及びパラペット立上り面のクラックが著しく、4階の教室天井雨漏りとの因果関係が疑われ、早期の調査及び今後の対策検討が望ましい。 プール棟折板屋根に発錆が見受けられ、今後の対策検討が望ましい。 他棟については目視の範囲では特に支障ないものと思われる。



(3) 調査結果まとめ

上述までのコンクリート強度及び中性化深さ調査、目視調査（劣化状況調査）をまとめた学校の建物棟別の状況は、以下のとおりです。

表 16 建物コンクリート調査及び劣化状況調査一覧

学校名	校舎棟数	コンクリート					中性化深さ mm	床面積 ㎡	築年数	劣化状況評価							
		強度 N/mm ²								屋上	外壁	内装	電気	機械	健全度		
日野一小	4	11	20	弱	17	2.8	5,375	42~61	C	C	D	C	C	29			
豊田小	5	28	25	23	新	新	4.6	8,756	2~56	B	B	C	C	C	53		
日野三小	5	15	23	23	19	14	5.2	6,803	49~57	C	C	C	C	C	40		
日野四小	5	22	28	新	20	新	3.4	5,708	14~59	B	C	C	C	C	43		
日野五小	4	24	31	新	新	4.3	7,378	8~56	C	B	C	B	B	59			
日野六小	4	32	25	18	22	30.4	6,819	50~60	C	C	C	C	C	40			
潤徳小	5	24	27	20	12	新	27.4	6,010	17~59	C	C	C	C	C	40		
平山小	2	39			34		5.7	7,467	16	B	B	B	B	A	78		
日野八小	4	26	31	15	52	3.3	6,660	17~55	C	D	D	C	C	20			
滝合小	2	14			18		7.1	6,732	52, 53	B	C	B	B	B	65		
日野七小	4	19	23	34	新	40.9	5,593	41~51	D	C	B	B	B	59			
南平小	3	27	18	28	3.4	6,114	43~50	C	C	C	C	C	40				
旭が丘小	3	20	25	27	2.7	6,154	42, 47	D	B	C	C	C	48				
東光寺小	3	37	26	38	10.4	5,840	17, 45	B	C	B	C	C	56				
仲田小	2	28			40		3.6	4,845	18, 40	C	C	C	B	B	49		
夢が丘小	1	23					2.2	4,879	47	D	B	C	C	C	48		
七生緑小	4	31	40	24	新	5.4	6,213	15, 44	B	B	C	C	C	53			
日野一中	1	47					1.9	8,648	15, 58	B	B	B	B	B	75		
日野二中	6	36	17	26	43	新	新	95.0	8,747	7~60	B	B	C	B	B	62	
七生中	6	18	新	新	20	19	新	2.2	7,197	17~58	C	C	C	B	B	49	
日野三中	5	20	23	30	新	新	4.5	8,815	34~53	C	B	C	C	C	50		
日野四中	4	18	新	17	29	22.1	8,128	37~51	C	B	C	C	C	50			
三沢中	7	36	41	39	新	新	新	新	2.1	9,016	17~47	C	B	C	C	C	50
大坂上中	2	36			29		21.4	7,941	41, 44	C	B	C	C	C	50		
平山中	2	26			新		21.9	7,461	32, 43	C	C	C	C	C	40		

凡例：コンクリート強度／
 :13.5N/mm² 未満
 :13.5~21N/mm²
 :21~30 N/mm²
 :30 N/mm² 以上

新：新耐震基準の建物。強度未調査につき □ で表示

弱：調査時にもろく測定不能であった建物。

中性化深さ／各建物棟で最大値を記載。10~30mm: 30mm以上:

健全度／~40点: 41~75点: 75点以上:

4. バリアフリー化に関する実態調査

(1) バリアフリー調査の考え方

学校施設のバリアフリー化を促進する政策動向を踏まえ、市内学校のバリアフリー対応の状況を調査しました。

調査にあたっては、学校施設バリアフリー化推進指針における整備目標案を踏まえ、アクセシビリティの観点からエレベーターの有無や段差解消の対応状況（スロープの設置や敷地の有無）を調査しました。

また、調査結果に基づき、他者の介助なく施設全域にアクセスできるかどうかを確認したほか、エレベーターやスロープの未設置によってアクセス可能な範囲が限定されている状況、段差があることによって介助が必要となる箇所などを確認しました。

さらに、校舎内トイレのバリアフリー化についても検証したほか、避難所としての活用が想定される体育館のアクセシビリティやバリアフリースロープの設置状況を確認しました。

表 17 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査の結果と整備目標案

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリースロープ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約76%に相当	

出典：文部科学省ホームページ

(2) 調査結果まとめ

■施設のアクセシビリティ

エレベーターの設置されている学校は12校にとどまっており、2階以上にアクセスできない学校が多い状況となっています。

また、スロープが設置されているものの、モルタル等によって工作したものが少なくないほか、建具等により2cm以上の段差が生じていることにより、アクセスに介助を要する学校がほとんどとなっています。

■バリアフリースロープ

全ての学校に車いす用トイレが設置されていますが、オスメイト対応やベビーベッド等が設置されているトイレは少ない状況となっています。

■体育館

スロープが設置されている学校は多いものの、すべての段差に設置されていないことや、勾配が基準以上であるケースがあること、建具により2cm以上の段差があるなど、アクセスに介助を要する学校がほとんどとなっています。



表 18 バリアフリー評価結果まとめ

経路のアクセシビリティ	日野第一小学校	日野第一小学校	豊田小学校	日野第三小学校	日野第四小学校	日野第五小学校	日野第六小学校	潤徳小学校	平山小学校	日野第八小学校	滝合小学校	日野第七小学校	高平小学校	旭が丘小学校	東光寺小学校	仲田小学校	夢が丘小学校	七生緑小学校	日野第一中学校	日野第二中学校	七生中学校	日野第三中学校	日野第四中学校	三沢中学校	大坂上中学校	平山中学校
車いす専用駐車場の設置	×	○	○	×	○	○	×	△	○	△	×	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	△	×	×	×
エレベーターの設置	×	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×
アクセス可能な領域(教室棟)	△	○	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	△	△	○	△	△	△
車いすの段差が解消され、バリアフリーにアクセスできる範囲(教室棟)	△	○	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	△	△	○	△	△	△
校門から昇降口への点字ブロックの有無	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×
バリアフリートイレの設置	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
車いす用トイレの設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オスメイト対応トイレの設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バビーカー・バビベットの設置	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
校門から体育館内に至るバリアフリー経路の確保	×	○	○	×	○	△	×	×	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	△	×	△	×	△	×	×	×
バリアフリートイレの設置	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

- ・ 項目「アクセス可能な領域」については、段差があるために最低限の介助を要する箇所があっても教室棟の全フロアにアクセスできる場合に○と評価しています。△の評価はエレベーターやスロープが設置されていないためにアクセスできない場所がある場合です。
- ・ 項目「車いすの段差が解消され、バリアフリーにアクセスできる範囲(教室棟)」は、おおむね項目「アクセス可能な領域」の評価と同様ですが、段差の有無も考慮し、最低限の介助を要する箇所がある場合には△の評価としています。全フロアにアクセスできても最低限の介助を要する場合は、項目「アクセス可能な領域」は○、項目「車いすの段差が解消され、バリアフリーにアクセスできる範囲(教室棟)」は△としています。特定の校舎にアクセスできない場合には×と評価しています。
- ・ 項目「トイレのバリアフリー」については、車いす用トイレ・オスメイト対応トイレ・バビーカー・バビベットのいずれもが設置されている場合のみ○をつけています。
- ・ 項目「校門から体育館内に至るバリアフリー経路の確保」についても、「アクセス可能な領域」と同様の観点で評価を行っています。

第5章 学校施設の整備に関する基本方針



1. 学校施設整備の課題と対応方針

学校施設の約7割が築40年を過ぎており、トイレ改修やエアコン設置等の個別改修は実施してきているものの、機能向上を図る長寿命化改修が進んでおらず施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。

(1) 事後対応修繕から予防保全改修へのシフト

小中学校では、雨漏り、エアコンや照明器具の故障等が発生し、事後対応による修繕で応急的に処置することが日常化している実態があります。今後、施設の老朽化の進行に伴い、このような事態が悪化していく恐れがあり、施設の予防改修や長寿命化改修を予防保全的観点から本計画に基づき着実に実施し、事後対応修繕の抑制も図っていきます。

(2) 厳しい財政情勢下での整備費の確保

小中学校施設の多くは老朽化対策が必要で、整備時期が集中する傾向となっていますが、当市における厳しい財政情勢下のもと、それらを一斉に行うことは現実的ではない状況となっています。そのため、施設の老朽化の度合等を比較し整備費の平準化や抑制を図り、財政部署等との合意形成がとれた計画化及びその実施を促進していきます。

(3) 基本構想・諸機能整備計画の実現

本計画は、単に施設老朽化対策を推進するだけでなく、基本構想及び諸機能整備計画に描かれたビジョンを実現する役割も担っています。基本構想等では、多様な学びに対応できるオープンスペースや多機能スペースの確保、管理諸室の機能更新等、面積拡充が必要となる内容も多く、大規模改造工事を要することが想定されます。また学校を全部改築する場合にのみ、基本構想等ビジョンの実現化を図るのでは、計画期間内に全校での実現化は困難であり、既存校舎を改修する際にビジョンの実現化を図る手法を採用することが必要となってきます。そのため、既存校舎を大規模改造等する既存校舎の現代化を積極的に採用し、基本構想に描かれたビジョンの実現化を促進していきます。

(4) 個別改修の着実な進行

現在、小中学校のトイレ改修（洋便器化、床ドライ仕様化、給排水管の更新等）は平成14年頃から計画的に実施し、中学校ではすべての系統整備が令和5年度に完了、小学校においても86%の整備率に至る状況です。また体育館のエアコン設置については、令和2年から整備し、中学校は令和3年に整備完了、小学校は71%の整備率に至っています。水銀の使用禁止等による蛍光灯からLED灯への更新等の施設の重点整備化や気候変動、社会情勢の変化に応じた個別改修は、今後も必要性に応じ整備が求められてきます。そのため、個別改修の実施に当たっては、基本的には本計画で予定していた整備を先に行うもので後述する概算事業費の範囲内であることを踏まえ、事業化の検討を図っていくこととし、個別改修以外の長寿命化改修等の実施も遅滞なく計画的に推進していくものとします。



(5) 公共施設再編に向けた連携

当市では本計画の上位計画である「日野市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設全体の総量削減と同時に公共サービスを充実させていく「縮充」の視点を踏まえ、施設の集約・再配置等の再編や、公共施設に関する事業の効率化を推進しています。学校施設においては、今後より一層、地域開放や複合化等を図り、学校近辺に住まう地域住民の活動拠点としての利活用を活性化することが求められます。そのため各学校の改築や大規模改修の際には、当該地域の公共施設の再編の動向等を踏まえ、総合管理計画や個別再編計画との連携を図り、縮充を推進していきます。



2. 建物使用年数と改修周期の考え方

(1) 建物使用年数の設定

建物の寿命にあたる使用年数は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の主要構造部材の種類、当時の施工品質、維持管理状態等によって可変していくもので、一律に定まっているものではありません。使用年数の設定にあたり当市では以下の指標を参考とします。

①文科省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（2017年）」

今後の維持・更新コストにおいて「＜長寿命化型＞とは、目標耐用年数を70～80年程度と設定し、長寿命化改修に整備手法を転換すると仮定した場合の算出額」とし、「長寿命化のイメージ」では改築までの躯体の耐用年数を70～80年間と設定されています。

また、「長寿命化のイメージに示す目標耐用年数等は一例であり、各教育委員会の実情に応じて設定することができる」とされています。

②日本建築学会「建築標準工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事 2022年）」

コンクリートの耐久設計基準強度に基づき、物理的な耐用年数を示しています。下表のとおり、基準となる強度に応じ、計画供用期間と供用限界期間が定められています。

計画供用期間とは、大規模な補修を必要とすることなく鉄筋腐食やコンクリートの重大な劣化が生じないことが予定できる期間を指します。また供用限界期間は、継続使用のためには骨組みの大規模な補修が必要となることが予想される期間のこととされています。

表 19 コンクリート強度に応じた耐用年数

コンクリート強度	計画供用期間	供用限界期間
18N/mm ²	短期：30年	65年程度
24N/mm ²	標準：65年	100年程度
30N/mm ²	長期：100年	200年程度
36N/mm ²	超長期：200年	—

③日本建築学会「建築物の耐久性計画に関する考え方（1988年）」

「建築物の耐久性計画に関する考え方」では、建物の用途と構造により等級を設定し、その等級に基づき、下表（用途：学校）のとおり目標耐用年数を示しています。

表 20 等級に応じた目標耐用年数

構造	鉄筋コンクリート造/鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造		
			重量鉄骨		軽量鉄骨
品質区分	高品質	普通品質	高品質	普通品質	
等級	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上
目標耐用年数	Y ₀ 100	代表値100年。範囲80～120年			
	Y ₀ 60	代表値60年。範囲50～80年			
	Y ₀ 40	代表値40年。範囲30～50年			



当市の学校施設は、校舎棟が主に鉄筋コンクリート造で一部に鉄骨造があり、体育館棟は主に鉄骨造で一部に鉄筋コンクリート造がある状況です。これらの指標や当市の建物構造の実態を踏まえ、基本的には鉄筋コンクリート造及び鉄骨造ともに建物使用年数は80年と設定することとします。

ただし、コンクリート強度試験等で現状のコンクリート強度等が判明している建物は、建物の長寿命化をより一層促進する観点から、材料の物理的耐用年数である②の指標をもとに補正した下表に基づく建物使用年数を設定することとします。

表 21 コンクリート強度に応じた建物使用年数の設定

コンクリート強度	建物使用年数
21N/mm ² 以下	65年
21～30N/mm ²	80年
30N/mm ² 以上	100年
不明な建物	80年

新耐震基準の比較的新しい建物はコンクリート強度試験が未実施であるため、現状では不明な建物として80年の設定を基本とします。なお、鉄骨造については現在、構造体の詳細調査は未実施のため、上述のとおり建物使用年数を80年と設定します。

今後、コンクリート強度や鉄骨造の躯体調査等は本計画改訂時等には実施し、物理的実態に応じた使用年数を設定し、建物の長寿命化を促進していくこととします。

(2) 改修周期の設定

建物を長寿命化するためには定期的な改修が必要不可欠です。一般的に設備の更新や屋上防水、外壁改修等の更新が20～30年程度であることから、20年または25年周期での大規模改修を基本とします。

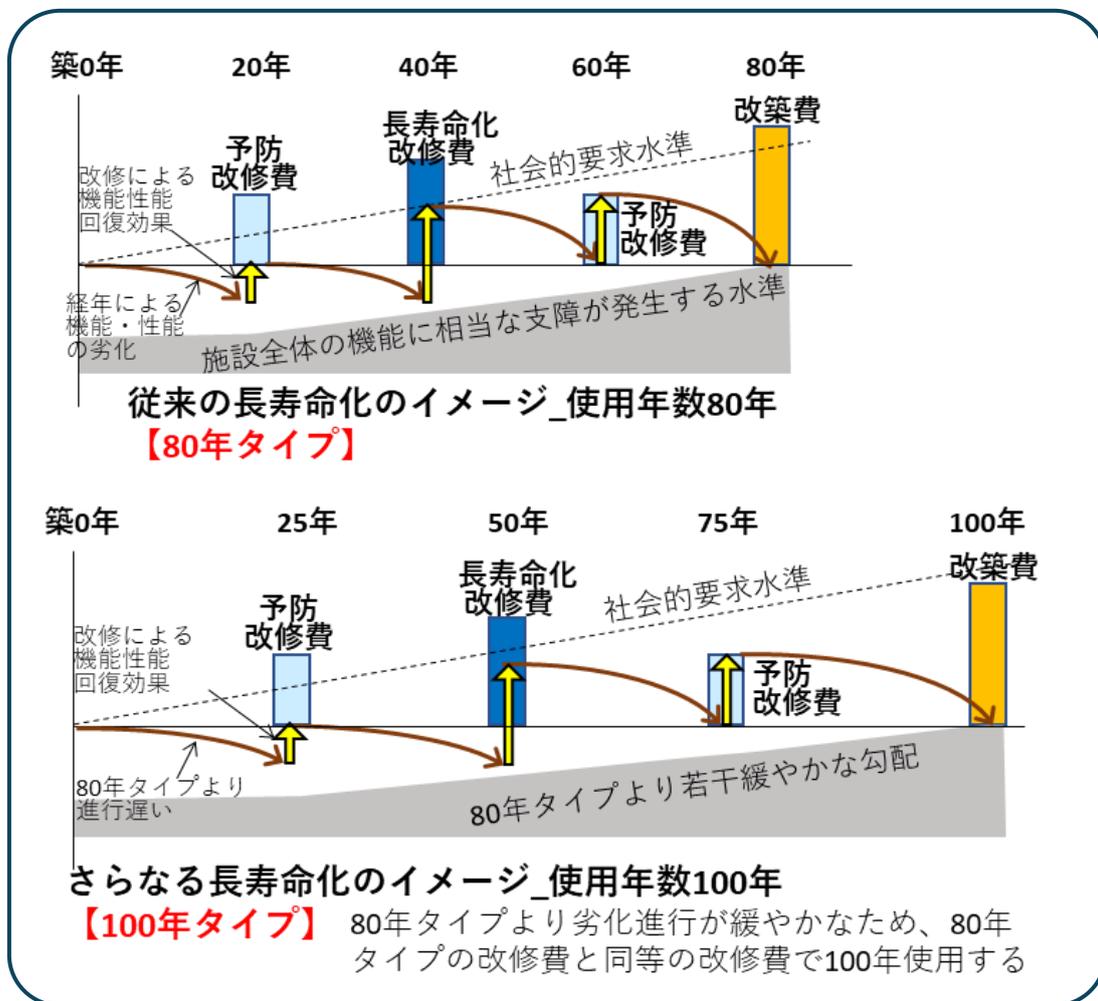


図 39 改修周期の設定



3. 整備内容の選定の考え方

本計画で事業費算定の根拠とする整備内容は、上述の改修周期にもあるとおり、予防改修、長寿命化改修、改築の3つを基本とします。(各整備内容は第7章に詳述)

建物使用年数は、各学校の複数ある校舎棟や体育館棟等の棟ごとに上述のとおり設定されるため、基本的には、予防改修・長寿命化改修・改築の時期は、建物棟ごとに判断していくこととなります。

各建物棟の整備内容の選定の基本的な考え方は、建物の築年数や上述の建物使用年数(65年、80年、100年)から建物の残りの使用年数(以下「残建物使用年数」という。)を算定し、残建物使用年数を経過する時期にその建物を改築することとします。その上で、それまでの間に必要となる予防改修または長寿命化改修を、上述の改修周期に基づき設定していくこととします。

また、学校運営や事業効率性の観点から、ある程度、建設年が近い建物は同時に整備することとします。

建物使用年数が65年の建物、80年の建物、100年の建物が入り混じって配置されている実態もある中、一部の建物は改築し残る建物は長寿命化または予防改修するといった「一部改築＋一部改修」の整備手法も考えられます。

建物棟の全部を長寿命化改修のみで実施する場合、教室等面積の制約から室内環境の改善が十分達成できない恐れもあります。一方で「一部改築＋一部改修」は、そのような課題解決を図れる利点があり、事業費の平準化にも資するため、「一部改築＋一部改修」の整備手法については、積極的に採用し、ビジョン実現化を促進していくこととします。

第6章 各学校の整備方針



1. 各学校の整備方針の選定

(1) 各学校の整備方針の設定の考え方

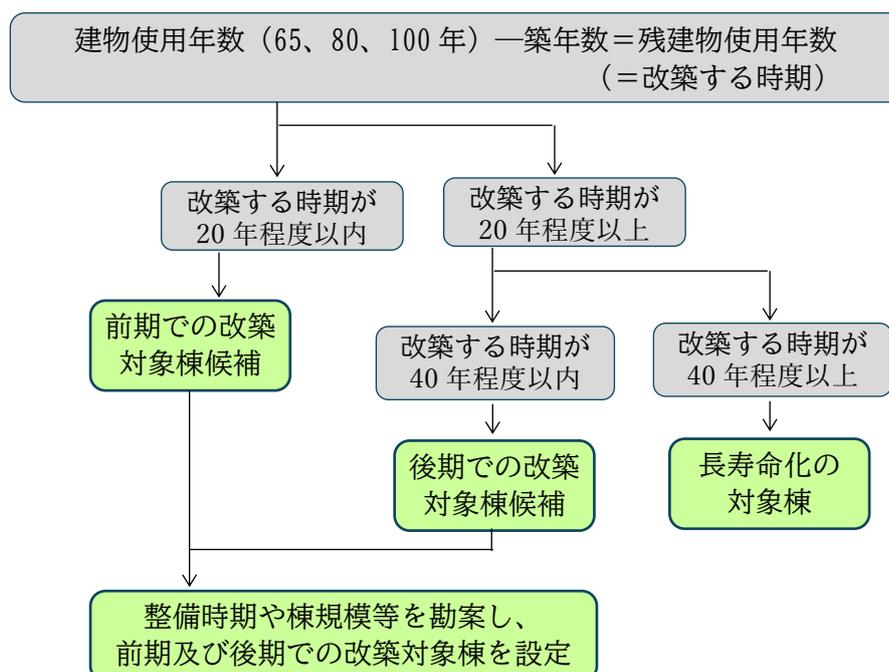
各学校の整備方針は、下表のとおり「全部改築」、「一部改築」、「長寿命」、「長寿命＋体育館改築」の4つに区分することとします。

整備方針の区分	整備方針の概要
全部改築	学校にある校舎棟及び体育館棟等の全てを改築する整備
一部改築	学校にある一部の校舎棟（体育館棟含む場合あり）を改築し、残りの校舎棟を長寿命化または予防改修する「一部改築＋一部改修」の整備
長寿命	学校にある校舎棟及び体育館棟等を、長寿命化または予防改修する整備
長寿命＋体育館改築	学校にある校舎棟全てを長寿命化または予防改修し、体育館棟を改築する整備

学校の整備方針の設定に当たっては、各建物棟の残建物使用年数に基づき、整備内容を定め、整備時期を計画期間（40年）内で前期・工期にて区分できるように建物棟の整備時期をまとめていきます。整備にあたっては、基本的には仮設校舎を使用せずに移転等ができるように改築、改修、解体工事の手順等を検討することとします。

(2) 整備方針の設定フロー

上記の区分や考え方に基づき、以下のフローにより各学校の整備方針を設定していきます。



※前期整備と後期整備の期間はおおむね20～25年を想定



【整備方針の設定の例】

上述の設定フローに基づき、整備方針の設定の例を示します。

例1：日野第三小学校

建物棟 番号	築年数 (A)	強度	使用年数 (B)	残使用年数 (C=B-A)	前期改築 候補	後期改築 候補	長寿命化 の対象
1-1	57	15.4	65	8	●	—	—
1-2	56	22.9	80	24	—	●	—
2-1	51	23.1	80	29	—	●	—
2-2	49	18.9	65	16	●	—	—
3	53	—	80	27	—	●	—
22	56	14.8	65	9	●	—	—

◆前期には、1-1棟、2-2棟、22棟を改築し、1-2棟、2-1棟、3棟を予防改修。

(前期時期はおおむね8～16年の期間を候補)

◆後期には、1-2棟、2-1棟、3棟を改築し、1-1棟、2-2棟、22棟を予防改修。

(後期時期は前期時期の約20～25年後の期間を候補)

→日野第三小学校の整備方針は、前期を一部改築、後期を一部改築とする。

例2：日野第二中学校

建物棟 番号	築年数 (A)	強度	使用年数 (B)	残使用年数 (C=B-A)	前期改築 候補	後期改築 候補	長寿命化 の対象
2	60	36.1	100	40	—	—	●
3-1	58	17.1	65	7	●	—	—
3-2	57	26.0	80	23	—	●	—
7	59	—	80	21	—	●	—
9	48	42.5	100	52	—	—	●
18	38	—	80	42	—	—	●
28	7	—	80	73	—	—	●

◆前期には、3-1棟を改築し、その他の棟は改修。

後期に改築する3-2棟、7棟及び築年数40年未満の28棟は予防改修とし、2棟、9棟、18棟は長寿命化改修。(前期時期はおおむね7年を候補)

◆後期には、3-2棟、7棟を改築し、2棟、3-1棟、9棟、18棟を予防改修、28棟を長寿命化改修。(後期時期は前期時期の約20～25年後の期間を候補)

→日野第二中学校の整備方針は、前期を一部改築、後期を一部改築とする。



2. 各学校の整備方針

上述の整備方針に基づき設定した各学校の整備方針及び整備時期は、以下のとおりとします。

なお、整備時期については、後述する事業費の検討プロセスを経て精査したものとします。

表 22 各学校の整備方針及び整備時期

学校名	前期整備		後期整備	
	整備方針	整備時期	整備方針	整備時期
日野第一小学校	全部改築	短期	長寿命	長期
豊田小学校	一部改築	中期	計画期間外	
日野第三小学校	一部改築	短期	一部改築	長期
日野第四小学校	一部改築	短期	一部改築	長期
日野第五小学校	長寿命+体育館改築	中期	計画期間外	
日野第六小学校	一部改築	短期	一部改築	中期
潤徳小学校	一部改築	短期	一部改築	長期
平山小学校	長寿命	中期	計画期間外	
日野第八小学校	一部改築	中期	計画期間外	
滝合小学校	全部改築	短期	長寿命	長期
日野第七小学校	一部改築	中期	計画期間外	
南平小学校	長寿命	短期	一部改築	中期
旭が丘小学校	一部改築	中期	計画期間外	
東光寺小学校	長寿命	短期	一部改築	長期
仲田小学校	長寿命	中期	長寿命+体育館改築	長期
夢が丘小学校	長寿命	短期	全部改築	長期
七生緑小学校	長寿命	中期	一部改築	長期
日野第一中学校	長寿命+体育館改築	中期	計画期間外	
日野第二中学校	一部改築	短期	一部改築	中期
七生中学校	一部改築	短期	長寿命+体育館改築	長期
日野第三中学校	一部改築	中期	一部改築	長期
日野第四中学校	一部改築	中期	計画期間外	
三沢中学校	長寿命	短期	長寿命+体育館改築	長期
大坂上中学校	長寿命	短期	一部改築	中期
平山中学校	長寿命	中期	一部改築	長期

短期：2025～2039年（15年）、中期：2040～2054年（15年）、長期：2055～2064年（10年）

※設計時の詳細調査や配置検討等により、一部改築する棟と既存棟との接続が学校運営上困難である、また長寿命化を図ることが期待できない強度である等の場合には、整備手法の見直しも含め改修内容を精査していきます。



3. 個別改修による整備

本計画では、改築、長寿命化改修、予防改修の他にも、第5章「学校施設整備の課題と対応方針」で示したとおり、個別改修を設定しています。

個別改修は、トイレ改修、エアコン設置、照明LED化等、個別の課題に対応する改修などのことで、基本的には改築、長寿命化改修または予防改修の整備内容に見込んでいるものの一部を、学校の整備方針のスケジュールではなく、先んじて実施していくことを想定しています。

上述の例の他にも、施設のバリアフリー化、多様化する教育環境改善、プールや給食室の更新・改善、防犯対策、ネットワーク環境改善、法令適合対応等、様々な内容が想定されます。

個別改修の実施にあたっては、別途定める事業計画等に基づき財政部署等との庁内合意形成の上、推進していきます。

第7章 概算事業費



1. 事業費算定の流れ、整備費単価の設定

(1) 事業費算定の流れ

概算事業費については、各学校の整備方針に基づき、各学校の事業費を踏み上げて算定します。

各学校の事業費は、建物棟ごとに改築、長寿命化改修または予防改修の整備費単価（円/㎡）に整備面積（㎡）を乗じた額を加算して算定します。

整備面積は、既存校舎の改修にあたっては現在の床面積とし、改築する場合には校舎床面積の合計を、諸機能整備計画に規定する小中学校の標準モデルの面積に基づき将来推計の学級数に応じて加減した補正面積として設定します。

(2) 整備費単価の設定

整備費の算定にあたっては、基本構想、諸機能整備計画に描かれた内容等の反映が確認できる単価の採用が望ましいと言えます。そのため、本計画の整備費単価は、加算式で積上げることができる東京都財務局建築保全部が発行した「令和7年度標準建物予算単価」を基礎資料として設定していきます。

なお、物価高騰などによる単価変動の見通しは不透明のため単価設定には加味しません。

表 23 整備費単価の設定

項目	整備内容	整備費単価
改築	<ul style="list-style-type: none"> 校舎・体育館の建替え（新築＋解体） 防災対策、環境対策、ユニバーサルデザイン対応含む 校庭整備 	校舎：416,188 円/㎡ (7,000 ㎡想定の場合)
		体育館：431,805 円/㎡ (1,200 ㎡想定の場合)
長寿命化改修	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水、外壁改修、窓等建具更新（断熱化等環境対策含む） コンクリート中性化等対策 内部全面改修（内装、設備及び配管の更新） 防災対策、バリアフリー化対応含む 	校舎：307,682 円/㎡
		体育館：267,208 円/㎡
予防改修	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水、外壁改修 内部部分改修（内装、設備及び配管の一部更新又は改修） バリアフリー化対応含む。 	校舎：92,727 円/㎡
		体育館：94,984 円/㎡

※プール更新・改修・解体は別途、3項目に加算し、整備費に算入

※設計費（基本計画、基本設計、実施設計、工事監理）も同様資料に基づき算定、加算

※整備費は消費税抜きの額



2. 事業費算定のプロセス

概算事業費の算定は、これまでに述べた方針や設定値に基づき行っていきます。次頁に示す概算事業費は、以下の項目に係る整備費または事業費の変化についての検証プロセスを経て、算定した内容となっています。

(1) 建物使用年数の一部を80年から100年に移行

建物使用年数の一部を80年から100年に移行する長寿命化の促進については、100年の建物が主となっている平山小学校、日野第一中学校、三沢中学校の3校にて比較検討を行いました。前計画の2025年～2064年の40年間の事業費との比較をした結果、下表のとおりとなり、3校合計で約43.3億円の削減となります。

表 24 試算結果（長寿命化の促進）

学校名	前計画 (A)		今回計画 (B)		減額 (百万円) (C=A-B)
	整備回数	整備費(百万円)	整備回数	整備費(百万円)	
平山小	2	3,639	1	1,988	1,651
日野第一中	2	4,233	1	2,973	1,260
三沢中	2	6,210	2	4,792	1,418

(2) 「一部改築」の整備方針の導入

学校での整備について、前計画で「全部改築」+「長寿命化改修」と今回の「一部改築」+「一部改築」の事業費について、日野第四小学校、潤徳小学校、七生中学校の3校にて比較検討を行いました。整備費としては整備費単価の増や整備面積の増により、どの学校も約1.2～1.3倍と増額となっていますが、前期と後期の整備費割合が、緩和傾向となっています。

表 25 試算結果（一部改築の導入）

学校名	前計画 (A) (百万円)		今回計画 (B) (百万円)		増額比 (C=A/B)
	前期整備費	後期整備費	前期整備費	後期整備費	
日野第四小	1,183 (28.9%)	2,915 (71.1%)	3,534 (67.2%)	1,924 (35.3%)	1.332
潤徳小	3,223 (71.6%)	1,278 (28.4%)	3,462 (56.8%)	2,637 (43.2%)	1.355
七生中	3,221 (68.9%)	1,457 (31.1%)	3,491 (61.8%)	2,159 (38.2%)	1.208

(3) 設計費の精査

前計画では、前年度に調査・設計費（基本計画、基本設計、工事監理費含まず）として整備費の10%を計上しています。

今回、整備費単価の設定を令和7年度標準建物予算単価により算定したことに合わせ、設計費についても同様の基準により算定することとします。算定値では、基本計画から工事監理費まで含めて計上した結果、設計費を除く事業費の約9.1%となり、前計画ベースの調査・設計費の比較では約5.1%（4.9%、約54.7億円の削減）となり、精査による事業費削減とすることができています。

(4) 仮設校舎を極力利用しない整備方針の導入

整備方針では、「整備に当たっては、基本的には仮設校舎を使用せずに移転等ができるように改築、改修、解体工事の手順等を検討すること」としています。仮設校舎費用については前計画では校舎建設費の25%として7,000㎡では約571百万円と設定しています。今回検証にあたり、大規模改造工事での事例を参考に長寿命化改修では約3億円、全部改築では約5億円と仮定し、その単価を前計画でも算定します。その結果としては、前回同様に今回計画でも仮設校舎費を概算事業費に計上していませんが、前計画に比べ122億円程度の経費削減が想定されます。

表 26 試算結果（仮設校舎未整備）

	前計画 (A)			今回計画 (B)	減額想定 (C=A-B)
	改築	長寿命化改修	計	長寿命化改修	
回数	19	22	-	13	
仮設校舎想定費	95 億円	66 億円	161 億円	39 億円	122 億円

(5) 事業費の平準化

第6章で述べた各学校の整備方針で設定した整備時期について、各学校の当時の建設時期が重なって集中していることから、今回設定する整備時期も一定の期間に集中することとなります。最も集中する期間では、7校の整備が重なり単年度の事業費が約79.3億円にも達してしまう算定となります。事業費確保も現実的ではなく、事業を実施する市の体制も成り立ちません。また、概算事業費の合計は約1,217億円となり、後述する精査後と比べ約133億円高くなります。事業実現性を高めるため、事業費の平準化を図り、後述する概算事業費の算定を行いました。



3. 国庫補助金の確保

本計画の着実な実施にあたっては、文科省が所管する国庫補助金「公立学校施設整備費負担金」、「学校施設環境改善交付金」の確保が重要です。

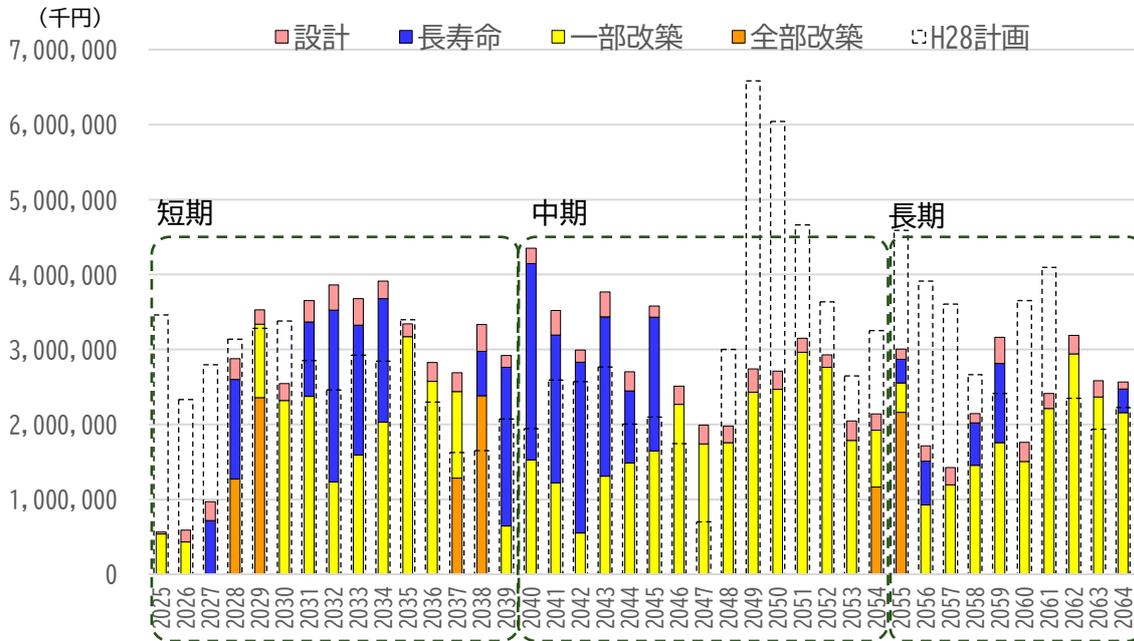
改築を計画的に進めていくためには、公立学校施設整備費負担金（対象：新增築）の交付対象化も含め、更なる学校施設環境改善交付金の確保に向け、精査していくことが計画段階で必須となります。

学校施設環境改善交付金の対象の一つに「危険建物改築事業」があり、鉄筋コンクリート造においては耐力度調査により4,500点以下の建物が対象要件となっています。そのため、改築や改修にあたっては、設計時または事前調査にて耐力度を確認する等して、補助対象化の確度を高めていくこととします。



4. 概算事業費

上述した事業費算定の流れや算定のプロセスを経て、本計画の概算事業費は以下のとおりとなります。



概算事業費の概要

- 計画期間 (2025~2064年_40年間) の事業費計 : 約 1,083 億円 (27.1 億円/年)
- 1期 (2025~2039年_15年間) の事業費計 : 約 413 億円 (27.5 億円/年)
- 2期 (2040~2054年_15年間) の事業費計 : 約 431 億円 (28.7 億円/年)
- 3期 (2055~2064年_10年間) の事業費計 : 約 240 億円 (24.0 億円/年)
- (参考) H29年計画_2025~2064年の事業費計 : 約 1,182 億円 (29.6 億円/年)

(単位: 千円)

年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度
全部改築	0	0	0	1,268,866	2,356,466	0	0	0	0	0	0	0	1,282,908	2,382,543	0
一部改築	538,272	430,618	0	0	979,544	2,319,974	2,375,739	1,231,011	1,589,172	2,029,058	3,170,036	2,575,722	1,154,636	0	644,643
長寿命	0	0	717,017	1,331,603	0	0	990,271	2,293,518	1,732,532	1,650,195	0	0	0	592,575	2,115,435
設計	23,310	156,600	253,006	274,682	194,229	224,593	284,992	335,248	355,271	232,334	170,878	250,190	251,111	355,789	160,865

年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度
全部改築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,163,692
一部改築	1,526,785	1,221,428	552,221	1,307,892	1,484,411	1,644,532	2,267,550	1,739,770	1,754,853	2,429,207	2,468,928	2,960,505	2,759,505	1,786,103	757,991
長寿命	2,618,052	1,970,937	2,276,475	2,126,125	961,230	1,785,141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設計	204,175	325,955	162,301	333,352	255,028	149,180	244,730	251,633	221,410	310,174	240,420	189,370	167,159	261,214	218,356

年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度	2061年度	2062年度	2063年度	2064年度
全部改築	2,161,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一部改築	390,769	925,506	1,193,950	1,452,073	1,754,346	1,506,456	2,210,319	2,938,829	2,367,058	2,156,330
長寿命	314,403	583,891	0	569,939	1,058,459	0	0	0	0	314,544
設計	138,043	203,144	229,780	121,598	349,252	255,558	201,953	248,862	215,668	92,604

図 40 概算事業費の算出結果



5. 整備スケジュール（短期）

短期2025年～2039年での整備は、以下のスケジュールのとおり進めていきます。

表 27 整備スケジュール（短期）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	整備費 単位 百万円	
年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039		
日野第一小		全改築/設計・工事															3,951
豊田小	一部改築/設計・工事															995	
日野第三小			一部改築/設計・工事													3,015	
日野第四小						一部改築/設計・工事									3,534		
日野第五小													長寿命化改修/設計・工事		1,182		
日野第六小		一部改築/設計・工事														2,753	
潤徳小						一部改築/設計・工事									3,462		
滝合小										全改築/設計・工事					3,992		
南平小	長寿命化改修/設計・工事															2,177	
東光寺小					長寿命化改修/設計・工事											1,809	
夢が丘小												長寿命化改修/設計・工事		1,392			
七生緑小														長設計	22		
日野第二中		一部改築/設計・工事														2,848	
七生中						一部改築/設計・工事									3,491		
日野第四中												一部改築/設計・工事		894			
三沢中				長寿命化改修/設計・工事											2,994		
大板上中							長寿命化改修/設計・工事								2,686		
平山中													長寿命化改修/設計		77		
																41,275	

※設計期間2～2.5年、工事期間2～3.5年で想定しています。

※日野第五小、七生緑小、日野第四中、平山中については、2040年以降も工事を継続しますが2039年までの整備費を記載しています。

第8章 今後の課題

(1) 各校整備の早期実現

計画期間の短期の実施校は18校と全体の7割にとどまっています。本計画の整備時期より早い整備が必要な場合には、個別改修により実施していくことが想定されます。例えば、バリアフリー化整備にあたっては「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」、「日野市障害者差別解消推進条例」において定める整備基準や理念に基づき、平常時及び災害時対応も含め、限りある事業費の中で何を目的としてバリアフリー化の早期実現を図るのかについて、優先性も踏まえ明確にして個別改修の内容を定めるなど、庁内関係部署での協議検討による事業計画化を推進していくことが必要となります。「早期実現化のために個別改修で実施する」という主旨を踏まえ、スピード感やスケジュール感を持った協議検討を進め、整備の実現化を形にしていくことが求められます。

(2) 計画（特に短期）の着実な実施

計画の遂行には、財政や企画、建築部署等との本計画の庁内合意が必要不可欠です。特に短期の15年間においては、庁内の理解を浸透し、着実な実施に向けた事業着手を図っていく必要があります。なお、財政状況、建物の状況、社会情勢の変化等によっては、整備スケジュールで示した計画時期が前後せざるを得ない場合もあり、整備手法の見直しや個別改修化、財源確保に向けた手法検証等を柔軟に図っていくことも必要となります。

(3) PDCAによる進行管理

計画の柔軟な遂行にあたっては、社会情勢の動向や財政状況等に対応できるよう、定期的なPDCAを行い、必要に応じて計画の見直しも含めて計画の実行性を高めていく必要があります。

(4) 建物躯体の詳細調査、耐力度調査の実施

本計画では新耐震基準の建物や鉄骨造の躯体の詳細等、把握しきれていない事項があります。今後、改修等の設計時に躯体調査を個別にする、または本計画改訂に伴う建物一斉調査を実施する等、躯体や建物外観等の調査情報を蓄積し、建物のさらなる長寿命化の推進や改修内容の合理性の向上を図っていくことが望ましいです。

(5) PFI、リース等の整備手法の検討

本市では、令和6年3月に「日野市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」を定め、公共施設等の整備等に多様なPPP/PFI手法の導入を推進していくこととしています。本計画の事業費は従来型の設計+公共工事を想定し算定していますが、この指針に基づき、各学校の基本構想または基本計画等を策定する際にはPPP/PFI手法の導入が可能か検証していく必要があります。

また、昨今はエアコンやLED灯等の設備機器の更新において、従来型の公共工事に補助金充当して実施するよりも、賃貸借でのリース契約にて実施したほうが安価で早く実現でき



る場合があります。そのため設備機器の更新等においても、工事だけでなく発注手法を検証し実施していく必要があります。

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会設置要綱

令和5年5月26日制定

(設置)

第1条 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（以下「推進計画」という。）を教育委員会が策定するに当たり、今後の学校施設の整備のあり方等について、学識経験者や学校施設を利用する関係団体、市民等と教育的な見地から意見交換し、助言を求めため、日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、各分野を代表した検討委員が述べる意見等を集約することとする。

- (1) 新しい学校づくり・社会教育施設づくりの推進に関すること。
- (2) 地域の公共施設としての学校施設に求められる機能に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が新しい学校づくり・社会教育施設づくりの推進と検討を行うために、必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第7条第1項に規定する推進計画についての報告がなされた日までとする。ただし、任期中に委員が交代する時は、後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者である委員の中から1人を定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育委員会の求めに応じて、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討委員会において会議の座長となる。
- 3 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、会議で述べられた意見等を取りまとめ、教育委員会に報告する。2 検討委員会は、検討の途中経過についても必要に応じて教育委員会に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第9条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(会議の公開等)

第10条 検討委員会の会議は、公開とする。会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(会議録等)

第11条 検討委員会は、会議に際し、会議録又は要点録を作成する。

2 前項の会議録又は要点録は、その結果を公開する。

(庶務)

第12条 検討委員会の庶務は、教育部庶務課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	3人以内
学校施設、社会教育施設を利用する関係団体の代表者又は個人	8人以内
市民（公募による）	2人以内
行政部門	3人以内
上記のほか、検討委員会が必要と定める者	

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会委員名簿

分野	所属	氏名
学識経験者	東京都立大学名誉教授 工学博士	上野 淳 (委員長)
//	明星大学教育学部 特任教授	中澤 正人 (副委員長)
//	筑波大学人間系教育学域 准教授	丹間 康仁 (副委員長)
学校施設、社会教育施設を利用 する関係団体の代表者又は個人	小学校長	小川 真由美
//	中学校長	川島 清美
//	自主防災会代表	山口 晶子
//	市PTA代表	デヴェロー 斎恵
//	ひのっちコーディネータ代表	佐野 礼子
//	市民代表	佐藤 和子
//	学校運営協議会代表	根津 美満子
//	社会教育委員代表	小杉 博司
市民（公募による）	市民代表	有野 正樹
//	市民代表	原藤 未奈
行政部門	企画部	宮田 守
//	総務部	中島 正英
//	子ども部	村田 幹生
上記のほか、検討委員会が 必要と定める者		

※氏名、所属は、令和6年11月時点

新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会の検討経緯

開催回	開催日	主な議事内容
第1回	令和5年8月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全体スケジュール（概略） 2. 計画の目的と全体構成 3. 検討の背景 4. 日野市の学校施設の整備を取り巻く現状 5. 検討委員会での論点
第2回	令和5年10月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全体スケジュール・検討委員会の進め方 2. これからの学校建築のあり方について 基調講演～学校建築：来し方行く末子どもたちのための学校～ 3. 学校教育の観点からみた地域開放のあり方について
第3回	令和5年12月15日	<ol style="list-style-type: none"> 1. （続き）学校教育の観点からみた地域開放のあり方について 2. 教室等に関する検討について 3. 学校図書館等に関するワークショップについて 4. 避難所や来校者の視点からの学校について
第4回	令和6年2月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1. （続き）避難所や来校者の視点からの学校について 2. 中間報告素案の検討 3. 学校図書館のあり方 4. 特別教室の共用化
第5回	令和6年4月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年度のスケジュール 2. 中間報告素案 3. 管理諸室のあり方
第6回	令和6年7月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校整備の方向性 <ol style="list-style-type: none"> ①小学校整備の方向性（特別支援学級/特別支援学校） ②中学校整備の方向性（普通教室廻り） 2. 第4次日野市学校教育基本構想を具現化する空間 <ol style="list-style-type: none"> ①多様な学びを実現する空間事例 ②学校施設整備のコンセプトの検討 3. 新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画 ・学校施設整備基本構想（素案）イメージ 4. みんなで考える、学校施設のあり方について ・ワークショップの実施（中間報告）
第7回	令和6年10月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中学校整備の方向性（続き） 2. 新たな社会教育施設について 3. 新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（素案） <ol style="list-style-type: none"> ・学校施設整備基本構想編 ・機能別施設整備計画編

		4. 個別施設計画（概略）
第8回	令和6年11月15日	1. 基本構想（素案） 2. 整備計画（素案） 3. 個別施設計画（素案） 4. 今後のスケジュール 5. その他

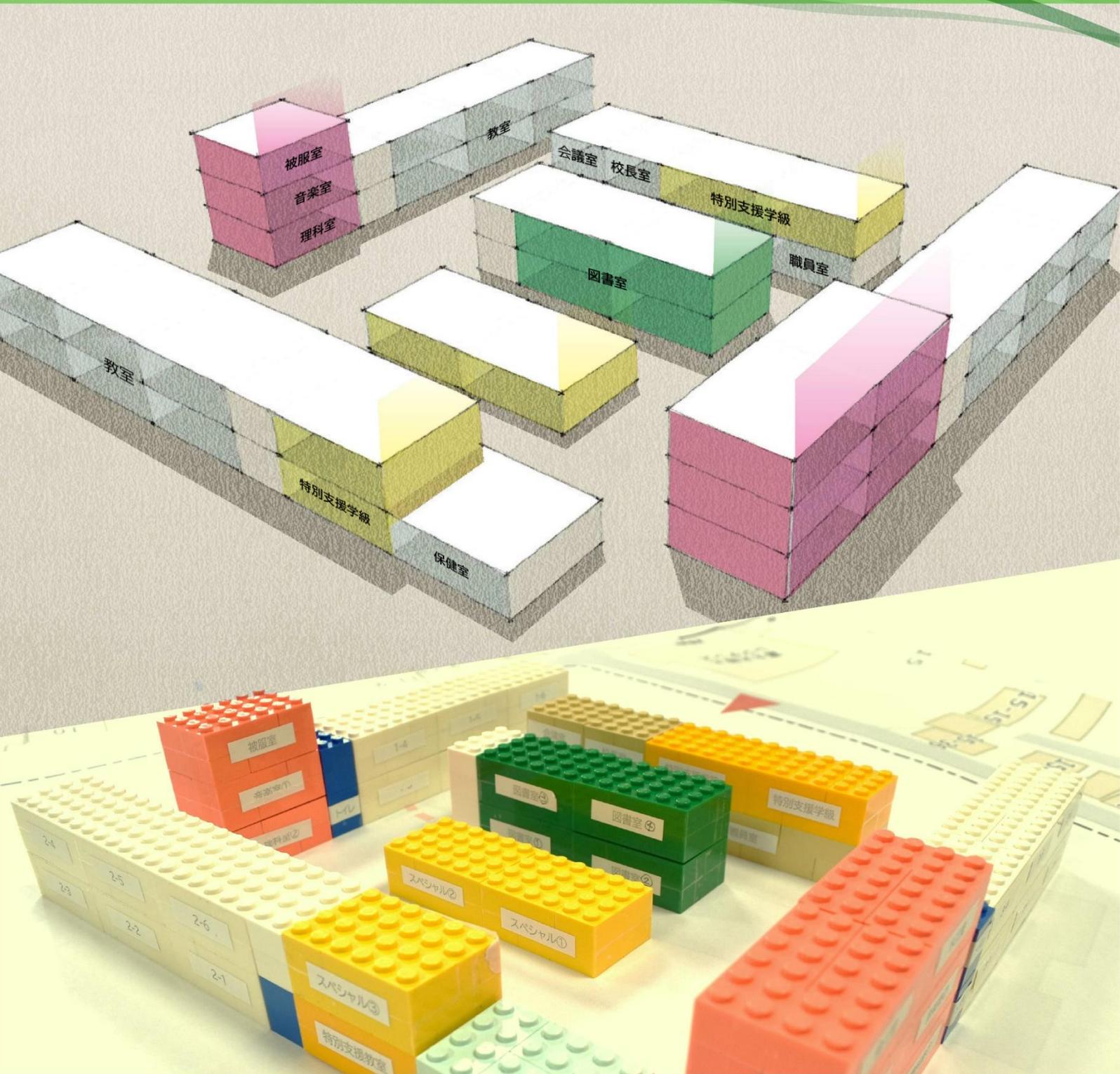
新たな学校づくり・社会教育施設づくりワーキング・グループの検討経緯

開催回	開催日	主な議事内容
第1回	令和5年9月22日	1. 教室廻り単位空間のあり方Study 2. 学年クラスターの空間構成のあり方Study
第2回	令和5年10月22日	1. 教室廻り単位空間のあり方Study 2. 特別支援学級の検討
第3回	令和5年11月24日	1. 専科教室の構成について 2. ラーニングセンターについて 3. 検討委員会へのフィードバック
第4回	令和6年1月26日	1. ラーニングセンターについて 2. 既存校舎の現代化について
第5回	令和6年2月16日	1. 管理諸室のあり方 ・教員のワークプレイス/校長室・職員室など/保健
第6回	令和6年3月22日	1. 管理諸室のあり方 ・(続き) 職員室・保健室・体育館
第7回	令和6年4月26日	1. 小学校モデル標準仕様検討 2. 日野第一小学校基本構想案検討(その1)
第8回	令和6年5月24日	1. 小学校モデル標準仕様検討(前回続き)ダイアグラム 2. 特別支援教室 ・日野一小、日野三中のレビュー 3. 日野第一小学校基本構想案検討(その2) 4. その他中学校など
第9回	令和6年6月12日	1. 特別支援教室(ステップ教室)、特別支援学級のあり方 2. 日野第一小学校基本構想検討(その3) 3. 中学校モデル標準仕様検討(その1) 4. 普通教室離隔寸法、普通教室平面検討 など
第10回	令和6年7月22日	1. 中学校モデル標準仕様検討(その2) ・普通教室廻りの再検討 ・特別教室スタディ
第11回	令和6年8月21日	1. 中学校モデル標準仕様検討(その3) ・普通教室廻りの再検討 ・特別教室スタディ
第12回	令和6年9月13日	1. 重要テーマ検討 ・新たな地域開放/社会教育施設づくり ・学校施設の環境対策の方向性 ・避難所のあり方 ・既存校舎の現代化 2. 日野第一小学校基本構想検討(その4) 3. 【仮称】学校施設整備基本構想(素案)

		【仮称】機能別施設整備計画（素案）
第13回	令和6年9月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【仮称】学校施設整備基本構想（素案） 2. 【仮称】機能別施設整備計画（素案） 3. 【仮称】個別施設計画（素案） 4. 少人数教室と専科教室の必要諸室数検討 （中学校モデル検討）
第14回	令和6年10月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【仮称】学校施設整備基本構想（素案） 2. 【仮称】機能別施設整備計画（素案） 3. 【仮称】個別施設計画（素案） 4. 小・中学校モデルプラン 5. 日野第一小学校基本構想検討（その5） 6. その他

ワークショップなどの実施経緯

実施者	開催日	検討テーマ
放課後子ども教室 (滝合小)	令和5年7月21日	なつひの 「なつひの」で、これからの滝合小をみんなで かんがえよう！
日野第一小学校 (児童)	令和5年12月14日 令和5年12月20日 令和6年2月17日	総合的な学習の時間 「私たちの日野一小をアップデートしよう！」 学習発表会 「鑑賞ガイド～未来の学校～」
日野第三中学校 (生徒)	令和5年12月5日 令和5年12月14日 令和5年12月21日	図書委員会 「理想のラーニングセンターを描こう！」
中央公民館 (登録団体)	令和6年6月4日	「これからの学校施設について考えよう」
東京都立日野台高校 (生徒)	令和6年6月13日 令和6年6月20日 令和6年7月11日	生徒会 「新たな時代の中学校モデル」
日野第一小学校 (教員)	令和6年7月26日	「快適なワークスペースとは！」



日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画

令和7年3月

発行 日野市・日野市教育委員会
〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1
電話 042-514-8698 (ダイヤルイン)
FAX 042-583-9684
E-mail ksyomu@city.hino.lg.jp